

第二編 行財政の進展



新庁舎完成予想図

第一章 市政の歩み

第一節 人口と世帯

一 人口と世帯数の推移

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は平成二十四年（二〇二二）、二十三年（二〇二一）と七十二年（二〇六〇）の将来推計人口を公表した。それによると二十二年（二〇二〇）に一億二八〇六万人の日本の総人口は六十年（二〇四八）に一億人を割り、七十二年には今より三割減の八六七四万人になると予測した。

このように全国的な人口減少、少子高齢化の進行、地方分権の推進、及び国・地方の財政状況の悪化など、地方行政を取り巻く環境が変化していく中で、延岡市は十八年（二〇〇六）二月二十日に北方町・北浦町と、十九年（二〇〇七）三月三十一日に北川町と合併し、新延岡市となった。

新延岡市域（旧三町を含む）における十二年（二〇〇〇）の第十七回国勢調査では、総人口一三万九一七六六人、総世帯数五万一四二一世帯であった。

十七年（二〇〇五）の第十八回国勢調査では、総人口一三万五一八二人、総世帯数五万二三四世帯で、十二年の調査時から、人口は三九九四人減少し、世帯数は八八三世帯増加している。

二十二年の第十九回国勢調査では、総人口一三万一一八二人、総世帯数五万二四五四世帯で、十七年の調査時から人口は四〇〇〇人減少し、世帯数は一五〇世帯増加している。

十二年から二十二年までの人口は七九九四人の減少、世帯数は一〇三三世帯の増加となっている。

世帯数については、核家族化の進行により増加傾向がこれまでどおり続いているが、一世帯あたりの人員は、都市化の進展や核家族化の進行、少子化などにより減少傾向にある。

十一年（一九九九）には九州保健福祉大学の開学、及び十五年（二〇〇三）同大薬学部の開設に伴う学生の転入や企業の誘致などの施策が推進されているが、二十年（二〇〇八）のリーマンショック以降の雇用環境の著しい悪化や出生率の低下、未婚率の上昇、子育てにかかる経済的負担が増大していることなど、人口減少の面ではさらに厳しい状況が予想されている。

わが国の少子高齢化は、十七年の出生率が、長期的に人口を維持できる水準（人口置換水準）の二・〇七を大きく下回る一・二五に低下する中で、高齢化率は十五年に一九・〇パーセントであったものが、平均寿命の伸長もあり、これからも上昇を続け、二十六年（二〇一四）には二五パーセント台に、六十二年（二〇五〇）には国民の三人に一人が高齢者という本格的な少子高齢社会が到来すると言われている。

一方、本市においては、出生率が二十一年（二〇〇九）に一・七二に低下し、年少人口と生産年齢人口の伸びは鈍く、高齢者人口は二十二年の国勢調査の結果によると二七・三パーセントとなり、高齢化率が著しい伸びを示し、二十七年（二〇一五）には三一パーセント台に達すると予測されるなど、国を上回る高齢化が確実に進んでいくものと見込まれる。

地区別人口と世帯数並びに人口年齢の推移は、次の表1・表2のとおりである。

表1 地区別人口と世帯数

地区名	世帯数				人口(人)							
	平成12年		平成17年		平成12年		平成17年		平成17年		平成22年	
	男	女	合計	構成比(%)	男	女	合計	構成比(%)	男	女	合計	
川中地区	1,647	1,624	1,505	1,730	2,139	3,869	1,648	1,918	3,566	1,548	1,732	3,280
岡富地区	7,883	7,754	7,577	8,854	10,151	19,005	8,300	9,926	18,226	7,905	9,402	17,307
恒富地区	15,767	16,086	16,306	19,045	21,863	40,908	18,616	21,451	40,067	18,500	20,988	39,488
東海地区	6,437	6,468	6,521	8,958	9,833	18,791	8,579	9,514	18,093	8,410	9,412	17,822
伊形地区	6,596	6,732	6,714	8,770	9,858	18,628	8,595	9,773	18,368	8,322	9,583	17,905
南方地区	7,695	8,370	8,783	10,067	11,052	21,119	10,047	11,115	21,162	10,110	11,205	21,315
南浦地区	832	797	769	1,199	1,242	2,441	1,031	1,122	2,153	944	977	1,921
北方地区	1,559	1,543	1,474	2,410	2,577	4,987	2,228	2,452	4,680	2,027	2,217	4,244
北浦地区	1,511	1,477	1,443	2,192	2,412	4,604	2,092	2,297	4,389	1,829	2,069	3,898
北川地区	1,494	1,453	1,362	2,224	2,600	4,824	2,078	2,400	4,478	1,862	2,140	4,002
計	51,421	52,304	52,454	65,449	73,727	139,176	63,214	71,968	135,182	61,457	69,725	131,182

(注) 人口・世帯数は旧三町を含む。

(資料：延岡市企画課)

表2 人口年齢の推移

年次	総人口	人口(人)				世帯数	平均世帯人員		
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	構成比(%)				
昭和55年	154,881	38,902	251	101,524	65.5	14,455	9.3	46,759	3.3
昭和60年	153,835	36,443	23.7	100,480	65.3	16,912	11.0	47,996	3.2
平成2年	146,989	30,359	20.7	96,553	65.7	19,962	13.6	48,273	3.0
平成7年	141,751	25,395	17.9	91,691	64.7	24,664	17.4	49,722	2.8
平成12年	139,176	22,250	16.0	87,214	62.7	29,700	21.3	51,421	2.7
平成17年	135,182	19,923	14.7	81,771	60.5	33,458	24.8	52,304	2.5
平成22年	131,182	18,294	13.9	77,004	58.7	35,699	27.2	52,454	2.5

(注1) 人口・世帯数は旧三町を含む。

(注2) 総人口は不詳を含むが各年齢構成人口には含まない。

(資料：延岡市企画課)

二 年齢別人口構成

新延岡市域（旧三町を含む）の十五歳未満の人口は、平成十二年（二〇〇〇）の国勢調査で二万二二五〇人（二六・〇％）、十二年（二〇一〇）の調査では、一万八二九四人（二三・九％）となっており、三九五六人（二七・八％）減少している。

十五歳以上六十五歳未満の人口は、十二年の国勢調査で、八万七二二四人（六二・七％）、十二年の調査では、七万七〇〇四人（五八・七％）で、一万二二〇人の著しい減少となっている。

六十五歳以上の人口は、十二年の国勢調査で、二万九七〇〇人（二一・三％）、十二年の調査では、三万五九九九人（二七・二％）となっており五九九九人増加している。

十二年の六十五歳以上の人口構成比では、延岡市が二七・二パーセントで、宮崎県の二五・八パーセント、全国の一三・〇パーセントを上回っており高齢化が急速に進展している。

六十五歳以上の人口割合が増加する一方で、十五歳未満及び十五歳以上六十五歳未満の人口の占める割合は、ともに減少傾向となっている。

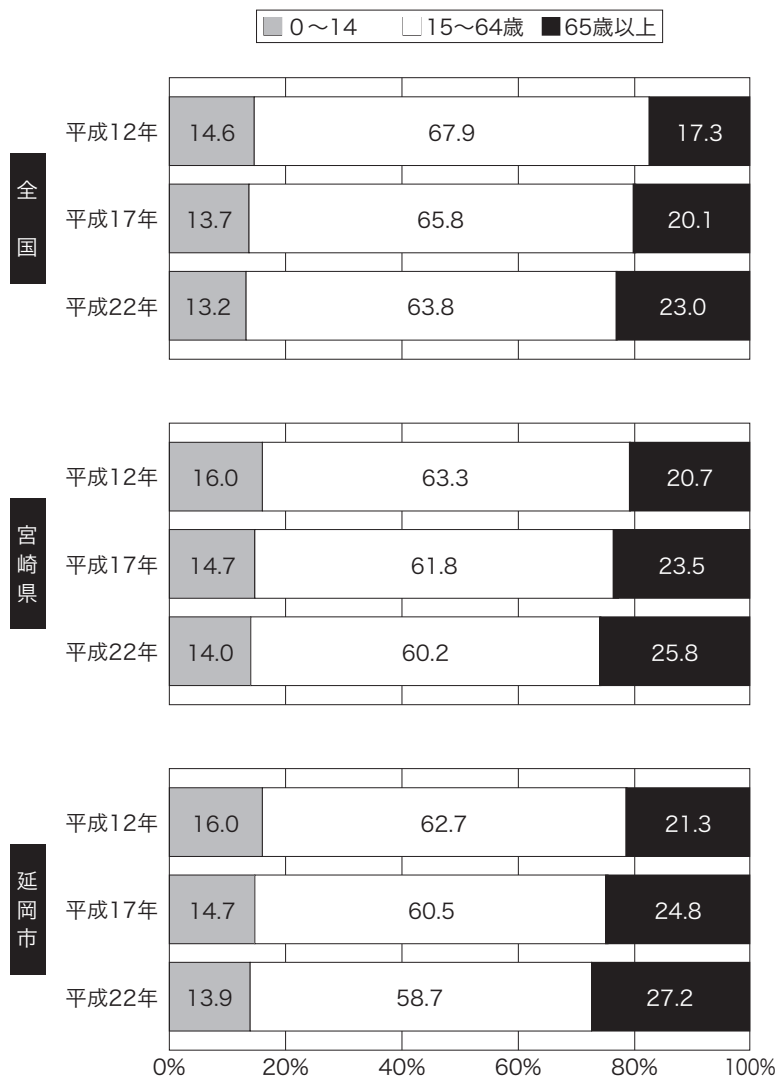
年齢別区分別人口の推移は表1、及び年齢別人口構成は表2・表3・表4のとおりである。

第1章 市政の歩み

表1

年齢別区分別人口の推移

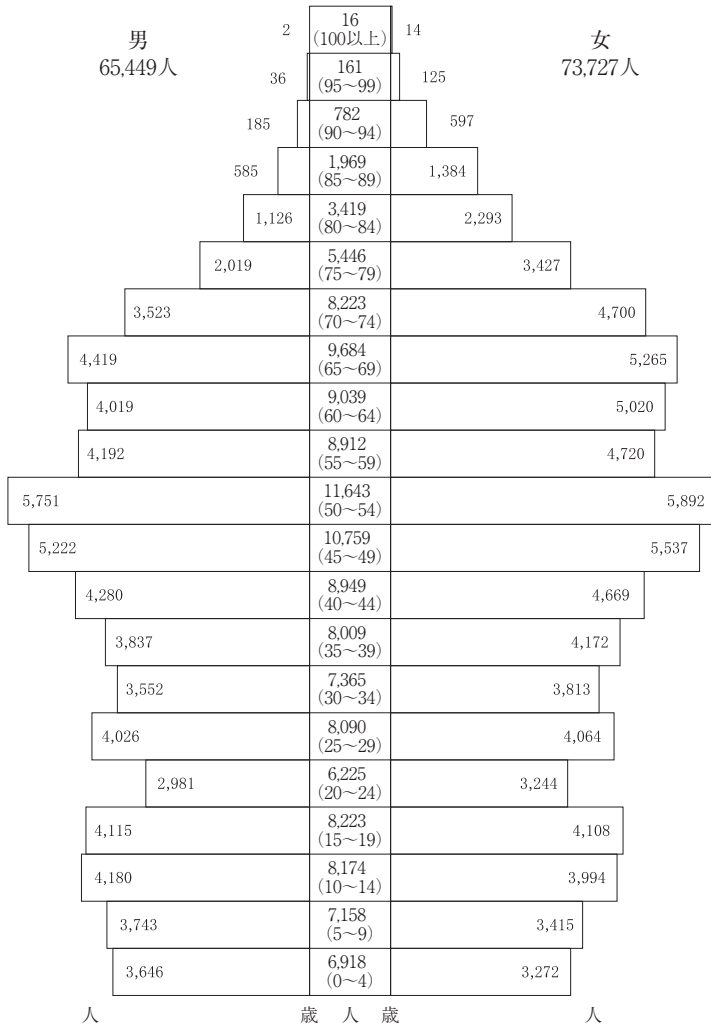
(単位：%)



(注) 人口は旧三町を含む。

(資料：延岡市企画課)

表2 年齢別人口構成（平成12年国勢調査）
総人口 139,176人



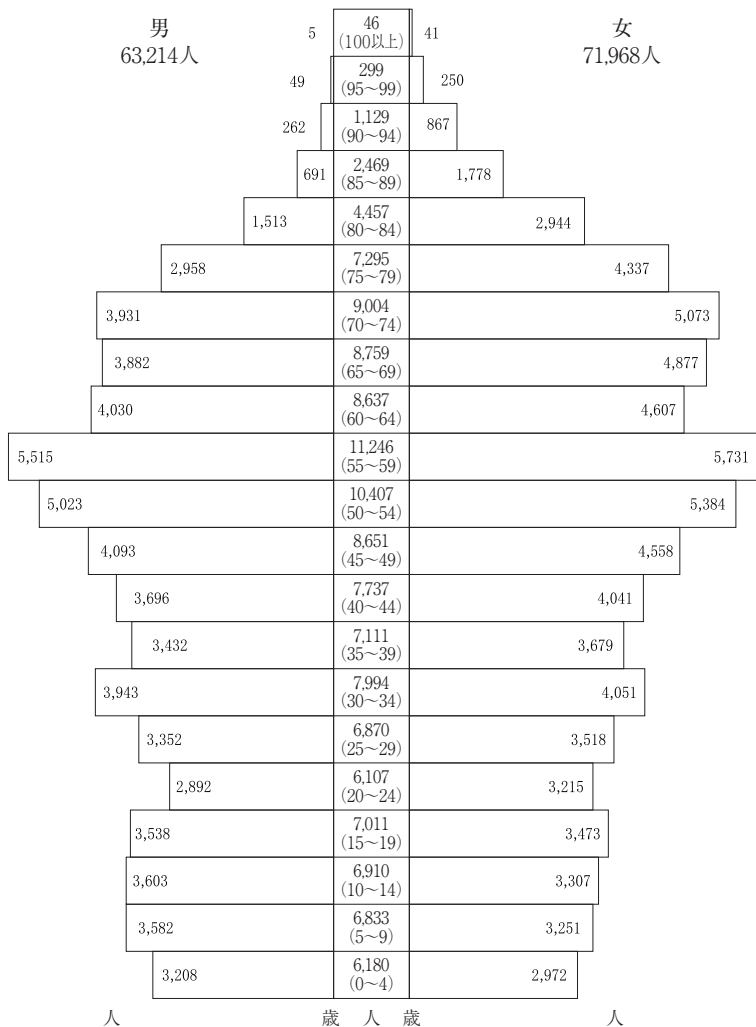
(注1) 人口は旧三町を含む。

(資料：延岡市企画課)

(注2) 年齢不詳（12人）は総数には含むが、年齢区分別には含まない。

第1章 市政の歩み

表3 年齢別人口構成（平成17年国勢調査）
総人口 135,182人

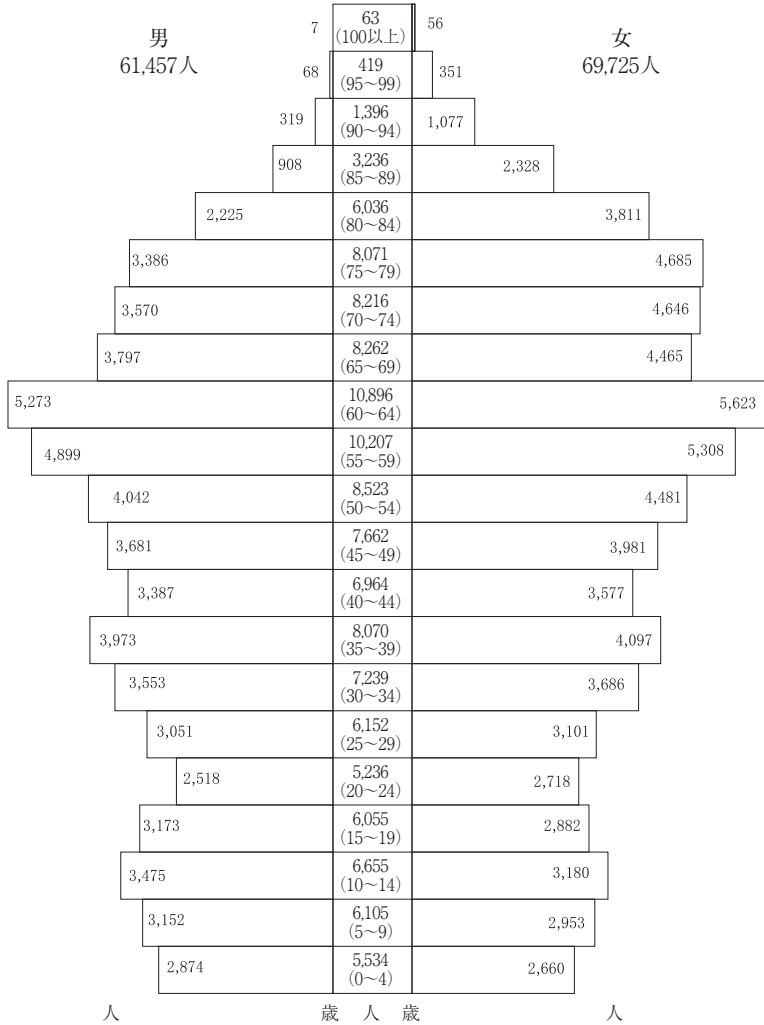


(注1) 人口は旧三町を含む。

(資料：延岡市企画課)

(注2) 年齢不詳(30人)は総数には含むが、年齢区分別には含まない。

表4 年齢別人口構成（平成22年国勢調査）
総人口 131,182人



(注) 年齢不詳 (185人) は総数には含むが、年齢区分別には含まない。 (資料：延岡市企画課)

三 人口動態

新延岡市域（旧三町を含む）の人口の自然動態は、平成十六年（二〇〇四）には出生が死亡を下回る自然減に転じた。

出生は減少傾向で推移し、十四年（二〇〇二）に一二八七人、二十三年（二〇二一）には一一〇八人で一七九人減少している。

一方、死亡は増加傾向で推移し、十四年に一二二二人、二十三年には一五四四人で、三三二人増加している。

結果的に十四年と二十三年の自然動態数は、五一人の減少となっている。人口の社会動態は、近年、減少の幅が小さくなっているが、常に転出者数が転入者数を上回っている。

転入は十四年に五〇三六人、二十三年には三八二五人で一三一人減少し、転出は十四年に六〇一三人、二十三年には四二二九人で一七八四人減少している。

人口動態は、全体的に見て自然増加数では減少幅が年々増加し、社会増加数では年次的に変動はあるものの、減少幅が半減している。

人口の自然動態及び社会動態は、表1・表2のとおりである。

表1 人口の自然動態 (単位：人)

年次	自然増加数			出 生			死 亡		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
平成14	75	36	39	1,287	674	613	1,212	638	574
15	4	△ 8	12	1,286	672	614	1,282	680	602
16	△ 50	△ 49	△ 1	1,243	645	598	1,293	694	599
17	△267	△162	△105	1,112	584	528	1,379	746	633
18	△337	△172	△165	1,052	528	524	1,389	700	689
19	△195	△ 78	△117	1,186	629	557	1,381	707	674
20	△214	△125	△ 89	1,191	626	565	1,405	751	654
21	△315	△123	△192	1,119	600	519	1,434	723	711
22	△390	△201	△189	1,090	536	554	1,480	737	743
23	△436	△203	△233	1,108	587	521	1,544	790	754

(注) 人口の動態は旧三町を含む。

(資料：延岡市企画課)

表2 人口の社会動態

(単位：人)

年次	社会増加数				転入				転出			
	総数	県内	県外	他	総数	県内	県外	他	総数	県内	県外	他
平成14	△977	△335	△528	△114	5,036	2,306	2,684	46	6,013	2,641	3,212	160
15	△867	△394	△351	△122	5,151	2,301	2,802	48	6,018	2,695	3,153	170
16	△670	△228	△241	△201	5,088	2,315	2,743	30	5,758	2,543	2,984	231
17	△969	△281	△494	△194	4,762	2,142	2,576	44	5,731	2,423	3,070	238
18	△1,073	△334	△618	△121	4,318	1,931	2,356	31	5,391	2,265	2,974	152
19	△918	△219	△670	△29	4,084	1,827	2,226	31	5,002	2,046	2,896	60
20	△901	△249	△653	1	4,094	1,803	2,258	33	4,995	2,052	2,911	32
21	△370	△162	△180	△28	4,006	1,598	2,372	36	4,376	1,760	2,552	64
22	△442	△165	△273	△4	3,741	1,497	2,223	21	4,183	1,662	2,496	25
23	△404	1	△387	△18	3,825	1,678	2,128	19	4,229	1,677	2,515	37

(注) 人口の動態は旧三町を含む。

(資料：延岡市企画課)

四 就業人口

新延岡市域（旧三町を含む）の就業者の総数は、平成十七年（二〇〇五）の国勢調査で六万五六二人、二十二年（二〇一〇）の調査では五万六九五九人で、三六〇三人減少している。

第一次産業は、八六四人の減少（構成比一・一％の減）、第二次産業は、一三三三三人の減少（構成比二・一％の減）、第三次産業は、一四六七人の減少（構成比一・四％の増）となっている。

総数に占める構成比は二十二年の調査では、第三次産業が六三・六パーセント、第二次産業が二八・三パーセント、第一次産業が五・五パーセントとなっている。

就業者数が全般に減少している中、第三次産業の医療・福祉・不動産部門が増加の傾向で推移している。

就業者数は、次の表のとおりである。

表 就業者数 (15歳以上)

(単位：人・%)

区分	年	平成12				平成17				平成22			
		総数	男	女	構成比	総数	男	女	構成比	総数	男	女	構成比
総数	63,737	35,255	28,482	1,000	60,562	33,138	27,424	1,000	56,959	31,102	25,857	1,000	
第1次産業	4,061	2,574	1,487	6.4	3,977	2,559	1,418	6.6	3,113	2,125	988	5.5	
農	2,537	1,334	1,203	4.0	2,618	1,441	1,177	4.3	1,845	1,050	795	3.2	
林	326	267	59	0.5	262	229	33	0.4	383	345	38	0.7	
漁	1,198	973	225	1.9	1,097	889	208	1.8	885	730	155	1.6	
第2次産業	21,718	15,013	6,705	34.1	18,414	13,192	5,222	30.4	16,091	11,848	4,243	28.3	
鉱	31	26	5	0.0	12	12	-	0.0	11	10	1	0.0	
建設	8,663	7,349	1,314	13.6	7,452	6,439	1,013	12.3	6,445	5,578	867	11.3	
製造	13,024	7,638	5,386	20.4	10,950	6,741	4,209	18.1	9,635	6,260	3,375	16.9	
第3次産業	37,770	17,573	20,197	59.3	37,670	17,093	20,577	62.2	36,203	16,227	19,976	63.6	
電気・ガス・熱供給・水道業	264	218	46	0.4	199	170	29	0.3	244	197	47	0.4	
情報通信業	2,857	2,394	463	4.5	469	312	157	0.8	501	328	173	0.9	
運送	13,910	5,786	8,124	21.8	2,167	1,910	257	3.6	2,286	1,987	299	4.0	
卸売・小売業	1,404	572	832	2.2	10,427	4,497	5,930	17.2	9,102	4,071	5,031	16.0	
金融・保険業	316	192	124	0.5	1,234	514	720	2.0	1,009	423	586	1.8	
不動産業					319	192	127	0.5	693	419	274	1.2	
学術研究・専門技術					-	-	-	-	1,290	877	413	2.3	
飲食店・宿泊業					2,863	941	1,922	4.7	3,142	971	2,171	5.5	
生活関連サービス業					-	-	-	-	2,365	919	1,446	4.2	
教育・学習支援業	16,888	6,963	9,925	26.5	2,588	1,161	1,427	4.3	2,539	1,153	1,386	4.5	
医療・福祉					6,901	1,317	5,584	11.4	7,927	1,568	6,359	13.9	
複合サービス事業					939	651	288	1.6	594	366	228	1.0	
サービス業					7,515	4,000	3,515	12.4	2,748	1,718	1,030	4.8	
公務	2,131	1,448	683	3.3	2,049	1,428	621	3.4	1,763	1,230	533	3.1	
分類不能	188	95	93	0.3	501	294	207	0.8	1,552	902	650	2.7	

(資料：延岡市企画課)

(注1) 就業者数は日三町を含む。

(注2) 日本基準産業分類改訂による。

五 外国人人口

延岡市における外国人の人口は、平成十四年（二〇〇二）から二十三年（二〇一一）までの一〇年間で、ほぼ二五〇人から三〇〇人前後で推移している。その数の変動の主なもの、中国・フィリピンなどからの出入国によるものである。以前は戦前に入国した者や本邦で出生した者など、いわゆる特別永住者が外国人登録者数の大半を占めていたが、帰化などによってその数は減少している。一時期、興業ビザによるフィリピンからの入国が増えた時期があったが、

表 外国人登録国籍別人口 (単位：人)

国籍	年	平成 14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
韓国又は朝鮮		96	93	89	79	73	71	71	66	70	77
フィリピン		49	62	90	92	51	46	48	53	53	52
中国		46	31	54	55	35	79	95	137	147	118
米国		12	15	17	14	16	16	16	13	15	16
ルーマニア		7	7	13	8	13	4	5	1	1	0
英国		6	7	5	4	4	4	4	5	6	6
カナダ		6	5	6	5	5	5	5	2	3	2
オーストラリア		4	5	3	3	7	7	5	3	2	3
ニュージーランド		1	4	5	4	2	1	2	3	0	0
メキシコ		4	3	3	2	2	2	2	2	2	2
タイ		2	2	2	4	2	2	2	2	1	1
アルゼンチン		0	2	2	2	2	2	2	0	0	0
インドネシア		3	1	3	0	0	0	0	0	0	1
ベトナム		1	1	1	1	4	4	3	1	1	3
マレーシア		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
イタリア		1	1	1	0	0	0	0	0	0	1
ペルー		1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
ボリビア		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ロシア		1	1	1	2	3	0	2	2	2	2
ミャンマー		1	1	1	1	0	0	0	0	1	0
ブラジル		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チェコ		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジャマイカ		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
アイルランド		0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
セネガル		0	0	1	2	1	1	2	2	2	2
インド		0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
フィンランド		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
フランス		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
エクアドル		0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
オーストリア		0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
モンゴル		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
南アフリカ		0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
スリランカ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計		245	245	301	282	224	252	271	298	313	294

毎年4月1日現在

(資料：延岡市市民課)

近年は中国からの技術実習や韓国・中国・セネガルから市内の高校や大学へ留学する生徒・学生が新たに加わっている。二十一年（二〇〇九）七月、外国人登録法が廃止され、同時に住民基本台帳法及び入国管理法が改正された。この改正により、外国人住民を住民基本台帳に取り込み、日本人住民とともに、記録・管理することになった。これにより、「外国人登録証明書」も廃止され、代わって入国管理法により「在留カード」及び「特別永住者証明書」が交付されることとなった。

なお、これらの改正法は、二十四年（二〇一二）七月に施行された。外国人登録国籍別人口は、表のとおりである。

第二節 戸籍・住民登録

一 戸 籍

国民の身分関係を公証する戸籍制度は、これまで必要に応じて改正されてきたが、平成六年（一九九四）戸籍事務の適正・迅速な処理を図るため、コンピュータシステムを使用して、戸籍事務を処理することを可能とする制度の改正が行われた。

延岡市においては、十九年（二〇〇七）十月に現戸籍のオンラインデータ、除籍及び改製原戸籍（昭和の改製分）の画像データのシステム化が完了し、戸籍システムの稼働を開始した。これに伴い、戸籍の発行、戸籍入力

等の時間短縮、効率化が図られた。

二十年（二〇〇八）三月には、現戸籍の改製原戸籍（十九年改製分）を画像データ化して戸籍システムに取り込み、戸籍電算化が本格稼動した。

また、個人情報保護に関する法律が整備される中、戸籍法の一部を改正する法律が十九年に公布され、二十年五月から戸籍の公開原則を改め、戸籍の請求できる者の範囲が制限され、戸籍の窓口での「本人確認」が法律上のルールとされた。

二 住民登録

自治行政の基礎となる住民に関する記録の基本制度である住民基本台帳法については、平成十一年（一九九九）高度情報化社会に対応した住民基本台帳ネットワークシステムのための改正が行われた。その後、十八年（二〇〇六）の個人情報保護に配慮した閲覧制度の見直し、十九年（二〇〇七）の住民票の写し等の交付に関する、更なる改正が行われた。これ等の法整備により、請求できる者の範囲や条件の限定、本人確認の厳格化によるなりすましの防止措置などが行われ、制度として公証性をもちつつ、個人情報保護にも十分配慮した制度となってきた。

延岡市は、電話受付予約による業務時間外の証明書発行時間を五年（一九九三）より、平日の午後五時から午後七時まで行っていたが、十六年（二〇〇四）三月から午後九時までの時間延長を行った。

十七年（二〇〇五）三月からは、三月・四月の年度末・年度初めの土曜・日曜日に窓口開設を行い、さらに、二十年（二〇〇八）三月には、年度末・年度初めの平日の時間外窓口業務（午後七時まで）を開始した。

第1章 市政の歩み

二十年五月からは、住民票の写しの交付についても、戸籍同様「本人確認」を開始した。
二十一年（二〇〇九）九月からは、毎週木曜日に午後七時までの窓口延長（試行）を開始した。
住民基本台帳による、世帯数及び人口の推移は、次の表のとおりである。

三 住民基本台帳ネットワークシステム

平成十一年（一九九九）八月、住民基本台帳ネットワークシステムの構築を目的とした改正が行われ、十四年（二〇〇二）八月に住民一人ひとりに一桁からなる住民票コードを付番するなどシステムの一次稼動が行われた。

十五年（二〇〇三）八月には、「住民基本台帳ネットワークシステム」の二次稼動により、住民基本台帳カードの発行、住民票の広域交付、及び付記転出届が可能となった。

十六年（二〇〇四）四月には、インターネットによるオンライン手続きにおいて、本人確認手段である電子署名を提供する公的個人認証サービスが開始された。

これに伴い、住民基本台帳カードを媒体として、利用者署名符号を入力し、公的個人認証サービスで提供する電子証明書の発行を開始した。

表 住民基本台帳による世帯数・人口数

年度	世帯数(世帯)	男(人)	女(人)	計(人)
平成14	55,595	66,855	74,516	141,371
15	55,920	66,363	74,059	140,422
16	56,300	65,888	73,651	139,539
17	56,463	65,267	73,238	138,505
18	56,988	64,897	72,866	137,763
19	57,245	64,217	72,162	136,379
20	57,483	63,646	71,586	135,232
21	57,832	63,319	71,109	134,428
22	58,254	63,006	70,610	133,616
23	58,588	62,684	70,170	132,854

各年度 4月1日現在

(資料：延岡市市民課)

(注) 世帯数・人口数は旧三町を含む。

第三節 歴代市長

一 第二十三代市長 櫻井哲雄



櫻井市長は、平成十四年（二〇〇二）一月二十七日に行われた市長選挙では、櫻井市政二期八年間の実績と成果が評価され、市民の幅広い支持を得て三選を果たした。

市長に就任早々、九州保健福祉大学の薬学部新設に関して、十四年度から十七年（二〇〇五）度までの四年間で二〇億円の財政支援を決定した。この財政支援については、定住人口の増加や地域経済への波及効果、産学官連携の推進など、薬学部設置による地域活性化の効果が大きいと判断してのもので、十五年（二〇〇三）四月に薬学部が新設された。さらに、十七年二月に社会福祉学、保健科学、薬学の三研究所からなるQOL研究機構が開設されるなど、九州保健福祉大学の発展とともに、大学を活かしたまちづくりの進展など地域活性化への貢献が期待されている。

災害に関する情報や警報の発令等の伝達を迅速に行うことで、市民の避難誘導、被害の最小化を図るための通信手段として、十四年四月一日、防災行政無線を開局した。十六年には台風十六号及び二十三号が、十七年には台風十四号が接近し、特に十七年台風十四号においては死者が出るなど未曾有の被害が発生した。この間、古川排水機場や小峰町の輪中堤、五ヶ瀬川・大瀬川合流部の隔流堤の整備、自主防災組織連絡協議会の結成など、ハ-

ド・ソフト両面の災害に強いまちづくりにも取り組んだ。

市町村合併にも積極的に取り組んだ。十五年一月、延岡市・北方町・北川町・北浦町で任意合併協議会を設立し、その後、北川町が離脱したが、十六年(二〇〇四)一月には延岡市・北方町・北浦町による法定合併協議会を設立し、十七年二月二十五日、延岡市・北方町・北浦町の一市二町で合併協定の調印式を行った。

また、地域医療体制の充実にも取り組んだ。十六年七月、出北六丁目へ移転した延岡市医師会病院に併設する形で延岡市夜間急病センターを建設し、さらに、十七年四月には日向・入郷地区を含めた広域的な小児初期救急医療を同センターでスタートさせた。

市自らが率先して具体的な環境目的・目標を掲げ、環境にやさしいまちづくりを推進するため、十六年三月、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得した。

また、農村地域における農業用水の水質保全及び生活環境の改善を図り、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会を形成することを目的に、農業集落排水事業に取り組み、十四年三月に大峡・差木野地区に、十七年三月には熊野江町に農業集落排水施設を完成させた。

十六年四月、地域におけるコミュニティ活動の拠点としての「延岡市川中コミュニティセンター」と、男女共同参画社会づくりの拠点としての「延岡市男女共同参画センター」を桜小路に開設した。

高速道路の整備については、十五年十二月、東九州自動車道「蒲江～北川間」「清武～北郷間」「北郷～日南間」、同じく九州横断自動車道「御船～矢部間」が、新直轄方式で整備されることが決定した。また、国道一〇号延岡道路の「天下～伊形間」が十七年四月に開通するなど、建設工事が本格化してきた。

二 第二十四・二十五代市長 首藤正治



櫻井哲雄市長の任期満了に伴う市長選挙は、平成十八年（二〇〇六）一月二十九日に行われ、選挙の結果、首藤正治が第二十四代市長に当選した。選挙の結果は次のとおりであった。

当日有権者数	九八、六三五人
投票者数	五九、四二四人
当 すとどう	正 治 二二三、七四九票
桜井 てつお	一四、九六五票
戸田ゆきのり	一〇、六四六票
おだ 忠良	八、九九八票
清水 あきら	六二九票

市長就任後初めての臨時市議会（十八年二月八日）において、①行財政改革 ②情報公開の徹底及び透明な政
策決定 ③災害に強いまちづくり ④小地域コミュニティの再生 ⑤道州制を見据えた特例市の実現という課題
を軸に、新生延岡の実現に向けて取り組んでいく、との所信表明を行い、市民の目線に立った市政を基調に、徹
底した情報公開と市民参加の仕組みづくりを念頭において行政運営を推進している。

市長就任早々、十八年二月二十日、北方町及び北浦町と合併し、さらに、翌十九年（二〇〇七）三月三十一日

に北川町と合併し、九州の市町村で二番目に面積の広い、現在の新延岡市が誕生した。

首藤市長が最初に取り組んだのが「市民協働のまちづくり」であった。その拠点となる「市民協働まちづくりセンター」を二十年（二〇〇八）四月に桜小路に開設し、また、まちづくり活動を行う市民団体を支援するため「市民まちづくり活動支援事業」を十九年度に創設した。さらに、身近な道路を地域住民が協働で整備する「協働・共汗みちづくり事業」を二十一年（二〇〇九）度からスタートするなど、「市民協働によるまちづくり」に積極的に取り組んでいる。

十九年十二月、経済を活性化し、併せて市民生活の快適性の向上を図るといふ戦略的な視点のもとに、「市民力・地域力・都市力が躍動するまち のべおか」を目指した、第五次長期総合計画・前期基本計画を策定した。

さらに、二十一年一月、第五次長期総合計画を基本に置きつつ、都市力を高めるうえで特に戦略的意味が大きい事業、そして将来の延岡を創る原動力となる事業をリーダーングプロジェクトとする「新生のべおかプロジェクト」を策定した。

二十一年八月、延岡市が国の「国土形成計画 九州圏広域地方計画」における延岡・日向基幹都市圏の中心的都市に位置づけられた。また、二十一年三月、国の「定住自立圏構想」における中心市を宣言し、翌二十二年（二〇一〇）一月には、県北の八市町村（日向市・門川町・諸塚村・椎葉村・美郷町・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町）と定住自立圏形成協定を締結した。

二十一年九月、全国の市町村で初めての「延岡市の地域医療を守る条例」を制定し、初期救急医療体制の充実や地域医療体制の維持・充実、健康長寿のまちづくりなどに、医療機関、市民等と一体となって取り組んでいる。

首藤市長は、成果志向・市民志向の行政運営を推進するための改革にも取り組んだ。特に、行政運営においては、

行政経営会議の設置、部局長マニフェストの策定、企画調整権や予算編成権等の部局長への一部権限委譲、事務事業評価制度の導入など、経営感覚を持った行政運営を推進するとともに、まちづくり懇談会や市長定例記者会見の実施、ホームページにおける市長交際費の公開など、市民ニーズの把握と透明な行政運営に力を注いだ。

そして、二十二年一月二十四日に行われた市長選挙では、一期四年間の実績と成果が評価され、第二十五代市長として首藤正治が引き続き市政を担うことになった。

選挙の結果は次のとおりであった。

当日有権者数 一〇八、一六一人

投票者数 六五、一八〇人 投票率 六〇・二六パーセント

当 すとどう 正治 四一、七三八票

井本 ひでお 二三、〇二九票

再選された首藤市長は、二十二年二月九日に開会した臨時市議会において、新生のべおかプロジェクトの推進など、マニフェストで掲げた具体的施策の推進に全力を傾注し、東九州の基幹都市にふさわしい確固たる存在感を持った新たな延岡づくりに取り組むことを表明した。

二十二年四月に宮崎県内で口蹄疫が発生し、また、高病原性鳥インフルエンザが二十三年（二〇一一）一月に北川町で、二月には北浦町で発生した。これらに対しては、多くのボランティアが防疫措置や殺処分などに献身的に協力し、市内での口蹄疫発生を阻止し、高病原性鳥インフルエンザの拡散を最小限に防いだ。

さらに、二十三年三月十一日に発生した東日本大震災においては、多くの市民から兄弟都市いわき市などに救

援物資や義援金の支援が行われ、また、本市も、震災発生後直ちに、救助捜索活動のために宮崎県緊急消防援助隊として消防職員を、給水活動支援のために給水車と上下水道局職員を、さらに、被害調査や住宅応急修理業務、健康相談業務などを支援するために、職員を被災地に派遣した。

これらの災害を受け、災害に強いまちづくりを更に推進するため、災害情報メールの登録者拡大、自主防災組織の育成、災害ボランティアネットワークの整備、災害応援協定の締結、防災行政無線の統合・デジタル化などに取り組みとともに、南海トラフ大地震などによる津波被害を想定して、津波避難路の整備や津波避難ビルの指定、ハザードマップの見直しなどに取り組んだ。

本市発展の基盤となる高速道路網の整備については、東九州自動車道、九州中央自動車道（九州横断自動車道延岡線）の整備を、地域住民や関係団体と連携し、国や関係機関に強く要望し、特に、東九州自動車道に関しては、二十五年（二〇一三）度には延岡市と宮崎市間が全線高速道路でつながることが明らかとなった。

高速道路の開通を見据え、「賑わい」の再生と「東九州の中心都市」への機能整備を図るため、「新生のべおかプロジェクト」を中心とした各種施策に精力的に取り組んだ。

雇用創出プロジェクトに関しては、企業訪問活動等により、二十二年六月にクレアパーク延岡工業団地第一工区に建設されたオフィスビルでアウトソーシングを請け負う企業二社が操業を開始し、また、約一ヘクタールに及ぶクレアパーク延岡工業団地第二工区を二十三年三月末に整備するなど、企業誘致に取り組んでいる。

また、血液や血管に関する医療関連企業や九州保健福祉大学など医療産業関連資源を最大限に活用し、医療産業の振興と健康長寿の推進をめざす「延岡市メディカルタウン構想」を二十三年二月に策定した。

同年十二月二十二日、「東九州メディカルバレー構想特区」が国の地域活性化総合特区の第一次指定を受け、

宮崎県・大分県が進める東九州メディカルバレー構想のメインステージを目指す本市メディカルタウン構想の推進に弾みがついた。さらに、二十四年（二〇一二）二月一日、宮崎県との共同寄附により宮崎大学医学部に寄附講座「血液・血管先端医療学講座」を設置し、同年四月から県立延岡病院において医療機器メーカーとの共同研究に取り組むとともに、同年二月二十二日には、日向市・門川町との二市一町で「医療産業の振興等に関する連携協定」を締結し、医療関連産業に特化した企業誘致や地場企業の医療関連産業への参入を促進している。

また、緊急的な経済対策として、二十一年度及び二十二年度に「元気のべおか商品券」を発行し、地元消費拡大を図るとともに、二十三年度からは「住宅リフォーム商品券」を発行し、経済波及効果の高い住宅の増改築を促進することによって、市内経済の活性化を図っている。

中心市街地プロジェクトに関しては、駅舎の整備などのハード面と、駅前（空間）で市民が活動する仕組みづくりというソフト面、両面による「延岡モデル」の駅周辺整備を行うため、「延岡・駅まち市民ワークショップ」での意見や、「駅まち会議」での関係者の議論をもとに、二十四年五月、「J R延岡駅周辺整備計画」を策定した。公共交通プロジェクトに関しては、特に、コミュニティバスや乗合タクシーの路線や料金の見直しを行い、公共交通空白地域における市民の利便性の向上を図っている。

さらに、二十四年十一月・十二月の二カ月間、J R延岡駅を発着場とし、医療機関、官公庁、商店街を巡回する「まちなか循環バス」の実証運行を、宮崎交通株式会社、延岡市バス利用促進協議会と共同して実施した。

地域医療プロジェクトに関しては、延岡市医師会の協力のもと、二十一年、消化管出血・脳梗塞患者輪番体制を整備し、また、医療機関の新規開業促進補助制度等の創設により、二十一年六月に一件、二十二年十月に一件の診療所が開業した。さらに、宮崎県地域医療再生計画の推進により、二十四年四月、宮崎大学医学部附属病院

に救命救急センターが開所し、ドクターヘリの運行が開始された。

二十三年一月から子宮頸がん予防ワクチン・ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの三種類のワクチン接種を無料化し、また、同年四月から高齢者肺炎球菌予防接種の半額公費助成を開始した。さらには、二十四年四月に発足した「延岡市健康長寿推進市民会議」を主体として、運動・食事・健診受診を柱とする様々な取り組みを行うことで、健康長寿のまちづくりを推進している。

教育振興プロジェクトに関しては、二十七年（二〇一五）度までに、すべての小中学校施設（校舎・屋内運動場等）の耐震化を完了する目標を立て、耐震化事業と新增改築事業を重点的に推進している。また、市民体育館の空調設備の整備（二十一年度）や西階運動公園庭球場の全天候型化、運動公園管理棟の建て替え、球技場の改修（二十三年度）、市立図書館北浦分館の整備（二十三年度）、市立図書館北川分館の整備（二十四年度）など、スポーツ・文化施設の整備も行った。

生活環境施設プロジェクトに関しては、長年の懸案であり、市民生活に欠かせない清掃工場、火葬場、最終処分場の建設について、それぞれ地元の理解・協力を得ながら取り組んだ。新清掃工場「夢の杜」は、十九年に着工し、二十一年四月から供用を開始した。新火葬場「いのちの杜」については、人生の終焉にふさわしい施設として、二十四年四月に供用を開始した。また、新最終処分場に関しては、質の高い、安全・安心な施設建設に取り組んでおり、二十五年中の供用開始を目指している。

新生のべおかプロジェクト以外でも新消防庁舎の建設（十九年度完成）、大瀬橋橋りょう整備事業による大瀬橋の架け替え（二十年度完成）、野田土地区画整理事業（二十一年度完了）、岡富古川土地区画整理事業（三十年（二〇一八）年度完了予定）、多々良土地区画整理事業（二十五年完了予定）、などの大型事業に取り組んだ。

さらには、長年の懸案事項であった市役所庁舎の建設に着手した。現庁舎は、昭和三十年（一九五五）に建設され、耐震強度不足による安全性の低下、狭隘化、分散による市民サービスの低下などの問題を抱えており、早急に建て替える必要があった。そのため、市民懇談会や市民ワークシヨップ、シンポジウムなどを開催し、市民の意見を取り入れた新庁舎を建設することを決断した。平成二十四年度に、基本設計、実施設計を行い、二十五年に着工、二十八年（二〇一六）の完成を目指している。

行財政改革に関しては、第五次行財政改革（十七年度～二十一年度）において、一四九人の職員削減や下水処理場の包括的民間委託などを実現した。また、第六次行財政改革（二十二年度～二十六年度）においても、一〇〇人の職員削減、事務事業の民間委託、第三セクター等の経営改善・施設の見直し等に取り組んでいる。

また、二十三年四月から副市長二人体制を導入し、効果的な事業の推進を図るとともに、二十三年二月に、日本のトップ企業で活躍する本市出身者等を「延岡市経済政策『企業誘致等』アドバイザー」として選任し、さらに、二十四年四月から民間企業の職員を受け入れるなど、行政運営への経営感覚の導入を図っている。

さらに、合併後のまちづくりにも取り組んでいる。二十二年度からは、北方町・北浦町・北川町の特色ある地域資源を活用した活動など、元気な地域づくりに繋がる活動を支援する「元気のいい三北地域づくり支援事業」を開始している。また、二十三年度からは、特に高齢化率の高い旧三町の各総合支所に看護職を配置し、各家庭への戸別訪問を実施する等の「こころがかよう三北健康長寿推進事業」を実施するなど、新市における一体感の醸成を図るとともに、旧町の地域性に配慮したきめ細やかな地域づくりを行っている。

二十五年二月の市制施行八十周年を記念して、二十四年五月に本市に拠点を置く企業の関連会社が進出していたことを機に、経済交流のある中国遼寧省の大連金州新区と「友好都市」を締結した。

第四節 名誉市民等

一 延岡市名誉市民

昭和三十一年（一九五六）七月「延岡市名誉市民条例」を制定し、公共の福祉増進または社会公益上に偉大な貢献をなし、その功績が顕著である本市住民または本市に縁故の深い者に、延岡市名誉市民の称号を贈ることとした。これまでに、延岡市名誉市民の称号を贈られた方々は、次の四人である。

1 三浦虎雄（みうら とらお）

延岡市長として、豊富な政治経歴と卓越した手腕を以て市政の進展に寄与された多大な功績により、昭和三十二年（一九五七）二月十四日、名誉市民の称号を贈った。

昭和三十二年二月十三日逝去された。

2 仲田又次郎（なかた またじろう）

延岡市長として、高い行政手腕を発揮し都市整備の拡充をはかり公共福祉の増進に寄与された功績により、昭和三十八年（一九六三）二月十一日、名誉市民の称号を贈った。

昭和四十五年（一九七〇）一月二十三日逝去された。

3 宮崎 輝（みやざき かがやき）

旭化成工業(株)代表取締役会長として、常に旭化成発祥の地延岡に意を用い、市の経済・文化・スポーツの振興に多大な貢献をされた功績により、昭和六十三年（一九八八）三月十一日、名誉市民の称号を贈った。

平成四年（一九九二）四月十七日逝去された。

4 内藤政道（ないとう まさみち）

永年、本市の都市施設の充実、教育・文化の向上に多大な貢献をされた功績により、平成三年（一九九一）三月七日、名誉市民の称号を贈った。

平成七年（一九九五）三月十日逝去された。

岡富公園墓地に、「名誉市民之墓」として碑を建立して、名誉市民の方々の墓誌に、その功績を顕彰するとともに永久に感謝の意を表している。

なお、毎年お盆には、「名誉市民之墓」に市長・市議会議長をはじめ関係者が墓参して遺徳を偲んでいる。

二 旧三町の名誉町民

合併した旧三町は、公共の福祉の増進、産業の発展と文化の向上、または社会公益上において偉大な貢献をなし、その功績が顕著にして、町民が深く尊敬し感謝するに値する町民、及び町に縁故の深い者に名誉町民の称号を贈っている。

1 大原二三（おおはら いちぞう）

昭和五十一年（一九七六）に衆議院議員に初当選以来、二四年間国政に力を尽くされ、平成八年（一九九六）には農林水産大臣に就任した。故郷の北方町が桜の名所となるよう希求し、十七年（二〇〇五）に、荒平公園に桜の名所で知られる奈良県吉野山にある国宝の金峯山寺を模した「桜記念館」の建立、並びに「桜苗木基金」を町に寄贈したことなどにより、十八年（二〇〇六）二月五日、北方町名誉町民の称号を贈った。
平成十七年十一月三日逝去された。

2 岡田儀春（おかだ よしはる）

北浦村役場の収入役・助役・村長を歴任し、昭和四十七年（一九七二）の町制施行により初代町長に就任した。この間、町の農林水産業の振興、教育文化の向上、観光物産の開発など町政の発展に寄与された功績により、平成十二年（二〇〇〇）三月十日、北浦町名誉町民の称号を贈った。

平成十二年二月二十五日逝去された。

3 夏田義忠（なつだ よしただ）

昭和二十四年（一九四九）から北川村長を四期一四年、県議会議員を一期務めた。県技術吏員として培った手腕を活かし、特に農林業の発展に力を注ぎ、村の礎を築くことに生涯を捧げられた功績により、平成三年（一九九二）四月二十九日、北川町名誉町民の称号を贈った。

昭和六十一年（一九八六）四月三十日逝去された。

4 中井平一郎（なかい へいいちろう）

昭和二十二年（一九四七）に北川村長に就任し、途中、県議会議員を五年九カ月務め、村（町）長を通算一三年九カ月務めた。優れた見識と指導力により地域基盤整備等に尽力され、町政発展に寄与された功績により、平成三年（一九九二）四月二十九日、北川町名誉町民の称号を贈った。

平成六年（一九九四）六月五日逝去された。

第五節 市民栄誉賞等

一 延岡市民栄誉賞

平成三年（一九九一）九月九日、延岡市民栄誉賞規則を制定し、市民に希望と自信と活力を与える優れた成果を収め、広く延岡市の名声を高めた者に対し、その功績をたたえるため、延岡市民栄誉賞を贈ることとした。

世界陸上東京大会男子マラソンで優勝した谷口浩美選手に三年九月十二日、スペインのバルセロナオリンピック男子マラソンで銀メダルを獲得した森下広一選手に四年（一九九二）八月十八日、イギリスのバーミンガム世界柔道選手権大会で二階級制覇を果たした篠原信一選手に十一年（一九九九）十二月二十二日、延岡市民栄誉賞を贈呈している。

1 内田順一（うちだ じゅんいち）



平成二十年（二〇〇八）四月二十四日、大相撲の行司の最高位である立行司第三十五代木村庄之助を襲名し、市民に希望と自信を与え、郷土延岡の名声を高めた功績をたたえ、同年五月二日に延岡市民栄誉賞を贈呈した。

なお、宮崎県は、本県の名声を高め、県民の郷土に対する自信と誇りを醸成した功績と栄誉をたたえ、二十三年（二〇一一）十月三十一日に宮崎県県民栄誉賞を贈呈した。

2 松田丈志（まつだ たけし）



平成二十年（二〇〇八）八月十三日、北京オリンピック競泳男子二〇〇メートルバタフライにおいて銅メダルを獲得し、延岡市民に喜びと活力を与えた功績をたたえ、同年九月一日に延岡市民栄誉賞を贈呈した。

二十四年（二〇一二）、ロンドンオリンピックでは、競泳日本代表キャプテンを務め、七月三十一日の競泳男子二〇〇メートルバタフライにおいて、二大会連続の銅メダルを獲得、さらに八月三日の男子四〇〇メートルメドレーリレー（第三泳者）において、日本競泳史上初の銀メダル獲得に寄与した。その功績をたたえ、八月十六日に延岡市民栄誉賞特別賞を贈呈した。

また、宮崎県は、北京オリンピックでの功績をたたえ、二十年九月一日に宮崎県県民栄誉賞を、ロンドンオリンピックでの功績をたたえ、二十四年九月十一日に宮崎県県民栄誉特別賞を贈呈した。

なお、松田丈志を四歳の頃から東海スイミングクラブで二〇数年間指導し、ロンドンオリンピック競泳日本代表チームコーチを務めた久世由美子に、延岡市は二十年九月一日及び二十四年八月十六日に特別功労賞を、宮崎県は二十四年九月十一日に県知事感謝状を贈った。

二 旧三町の町民栄誉賞

合併した旧三町のうち、旧北浦町は町民に希望と自信と活力を与える優れた成果を収め、広く町の名声を高めた者に対して、その功績をたたえるため、町民栄誉賞を贈っている。

1 森 治平（もり じへい）

昭和四十九年（一九七四）から短歌界「宮崎アララギ」の会員となり、自然や自らの人生観をテーマとした歌を歌い続け、町の短歌教室のリーダーとして指導にあたった。平成六年（一九九四）度の歌会始に短歌が入選した功績を称え、同年一月十七日に北浦町町民栄誉賞を贈呈した。

2 宇戸田為二（うとだ ためじ）

小型定置網漁業において、構造的な改良を加え画期的な定置網を開発したことにより、昭和六十年（一九八五）まで年間二〇トン前後であった水揚量が、一〇年後には年間約七〇トンまで増加した。この功績が、北浦町の水産業の振興に大きく寄与したと評価され、平成六年（一九九四）三月二日に北浦町町民栄誉賞を贈呈した。

第六節 市庁舎建設

現在の市庁舎（本館）は、昭和三十年（一九五五）九月に建設されたもので、建物及び設備の老朽化が進んでおり、平成十八年（二〇〇六）に実施した耐震診断では、耐震強度が不足していると診断された。加えて、これまで、社会情勢の変化や多様化・複雑化する市民のニーズに対応する中で、庁舎の増築や別館の配置を進めた結果、窓口や組織が分散し、事務所が狭隘化^{きょうあい}するなど、市民サービスの拡充や事務能率の向上を図るうえで、様々な課題を抱えている。

このような課題に対応するとともに、合併後の新市における、まちづくりや防災の拠点となる、新たな市庁舎を建設することとし、二十三年（二〇一一）三月に、新庁舎建設の指針となる基本的な考え方を示した「延岡市新庁舎建設基本構想・基本計画」を策定した。基本構想・基本計画では、「市民サービスの向上につながる庁舎」「人と環境にやさしい庁舎」「市民の安全・安心を支える庁舎」「まちづくりの拠点となる庁舎」を基本理念とし、市民が安心して集う、まちづくりの拠点としての庁舎を目指すこととしている。

二十三年十月からは、基本構想・基本計画に基づき、基本設計・実施設計に着手したところであり、二十五年（二〇一三）に建設工事に着手し、二十八年（二〇一六）の完成を目指している。

なお、市庁舎来客用駐車場として、旧延岡警察署跡地二三〇七・九七平方メートルを、十九年（二〇〇七）に宮崎県から一億八七〇〇万円余で購入した。

第七節 市町村合併

平成の市町村合併が進んだ背景には、日常生活圏や経済活動圏の広がり、地方分権の推進、少子高齢化の進展、及び国・地方の財政状況の悪化など、地方行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、基礎自治体は、効率的・効果的な行財政運営を図り、行財政基盤の強化を図る必要性が高まっていた。

平成十七年（二〇〇五）三月を期限とする合併特例法では、合併市町村に対し、各種支援策が盛り込まれていたため、全国でその期限を念頭にした合併の動きが加速した。その後、五年間の期限付きで、新たな市町村合併を促進する新合併特例法が施行された。

合併までの経緯については、まず、宮崎県が十二年（二〇〇〇）十二月に「市町村合併推進要綱」を策定、十三年（二〇〇一）八月六日に「延岡市・北方町・北川町・北浦町合併研究会」が設置された。十五年（二〇〇三）一月二十七日には「延岡市・北方町・北川町・北浦町任意合併協議会」が設置され、現在実施している行政サービスや制度の調整方針、地域の将来像、まちづくりの方向性などの協議がまとまった。

これより、「法定合併協議会」で、合併の方式や新市の名称などを確認する手続きに進んでいくことになるが、北川町長が町議会で「自立」を表明、また北浦町では「合併に対する町民の賛否を問う住民投票」が行われた。

これらの紆余曲折を経て、十七年一月三十一日、「延岡市・北方町・北浦町合併協議会」を設置、同年二月二十五日、合併協定調印式を行い、十八年（二〇〇六）二月二十日、延岡市・北方町・北浦町の一市二町による新延岡市が誕生し、延岡総合文化センターで合併記念式典が開催された。式典には関係者など約一〇〇〇人が出席、合併で

新しく生まれ変わった延岡市の門出を祝った。

式典では、首藤市長が「先人たちが長年にわたり育んできた伝統・歴史・文化・自然・産業といった資源を地域力として最大限に生かし、延岡市の新たな歴史を築いていきたい」と式辞を述べた。

その後、十八年八月一日に「延岡市・北川町合併協議会」を設置、同年十一月十三日に合併協定調印式を行い、十九年（二〇〇七）三月三十一日に北川町と合併し、一市三町による合併が完結した。合併記念式典は同年五月十九日、野口記念館で開催された。

これにより、新延岡市は、人口一三万一一八二人、面積は八六八・〇〇平方キロメートル（平成二十二年国勢調査確定値）と、九州では佐伯市に次いで二番目に広い行政面積を有する都市となった。

合併後は、地域自治区設置などに関する協議書に基づき、二十八年（二〇一六）三月三十一日までを期限に、旧三町にそれぞれ、地域自治区（総合支所）を設置することにした。また、それぞれに地域協議会を設置し、新市基本計画・新市建設計画に関することなどを所掌事務とし、合併後の事務事業や税の取り扱いなど、合併調整方針に基づき調整を行ってきた。

合併により、北方町・北浦町・北川町の特徴ある伝統文化や自然・産業などの豊富な資源が加わり、本市の魅力が広がった。このような中、三北地域の活性化を図りながら、元氣な延岡づくりを進めるため、「元氣のいい三北地域づくり支援事業」などが始まった。

第八節 地域コミュニティ

地域は、本来環境美化や安全確保、相互扶助等、住民が快適に暮らすための機能を持っており、これまでも地域福祉推進チームや自主防災組織の結成など自治会（区）等を中心とした活動により、自らの手で地域の課題を解決してきた。しかしながら、近年では少子高齢化や核家族化が進み、価値観が多様化する中で地域への愛着や連帯意識が薄れ、地域の持つ相互扶助機能が低下するなどの課題が生じている。

このため、地域における様々な交流を通じて、住民一人ひとりが地域の一員としての自覚と地域への愛着、誇りを持ち、地域のことは自分達で守り、つくるというコミュニティ意識を再構築し、市民と行政による市民協働のまちづくりを進めていくことが必要となっている。

一 自治会（区）制度

自治会（区）は、住民の自主的組織として、地域における住民の親睦、生活環境の整備、住民相互の助け合いなど幅広い活動を通して、地域の課題に直に対応するなど地域に根ざした団体である。

その代表者である区長は、市政との連携、地域の要望の窓口になるとともに、市政の周知連絡を図り、地域社会のために重要な役割を果たしている。また、それらの区長で組織する区長会の役員は、「健康長寿市民会議」「ごみ減量化検討対策懇話会」「県北地域医療を守る会」「延岡市新庁舎建設検討市民懇談会」など、市民生活に関わる各種会合に参加している。

市内には、一〇地区の区長会があり、さらに市全体では、区長連絡協議会の組織がある。

地区別の区長数は、表1のとおりである。

歴代区長連絡協議会会長

大倉新太郎	自	平成	十一年度	至	平成	十四年度
甲斐 一一		平成	十五年度			
工藤 高遠	自	平成	十六年度	至	平成	十七年度
小野 富生		平成	十八年度			
芝 弘光	自	平成	十九年度	至	平成	二十二年度
山口美三雄	自	平成	二十三年度	至	現在	

二 市政連絡員

本市の行政事務の円滑な運営を図るため、各町区ごとに市政連絡員を委嘱している。市政連絡員の取り扱う事務は、「市政広報の配布」「市政事務の周知、伝達及び掲示」「世帯数の調査」「各種調査、報告のとりまとめ」などに関するものである。市政連絡員は、地域の制度として定着している区長が兼務していることが多い。一部集合住宅等の地区では、市政連絡員のみのところもある。

地区別の市政連絡員数は、表2のとおりである。

表1 地区別区長数 (単位：人)

年度 \ 地区名	岡富	川中	恒富	東海	伊形	南方	南浦	北方	北浦	北川	計
平成14	51	21	86	71	52	47	5	26	13	17	389
平成23	60	22	84	68	50	47	5	26	13	17	392

各年度 5月31日現在

(資料：延岡市経営政策課)

表2 地区別市政連絡員数 (単位：人)

年度 \ 地区名	岡富	川中	恒富	東海	伊形	南方	南浦	北方	北浦	北川	計
平成14	55	22	92	76	58	61	5	26	13	17	425
平成23	65	23	90	73	56	61	5	26	13	17	429

各年度 5月31日現在

(資料：延岡市経営政策課)

(注) 平成14年度の旧三町には、町政連絡員制度は存在しなかったが、非常勤特別職として同様の業務を行っていたものを、計上した。

三 市民協働のまちづくり

少子高齢化や高度情報化の進展など社会情勢の変化に伴い、市民一人ひとりの豊かさの概念や価値観もまた変化している。そのため行政に対する市民ニーズも複雑・多様化し、公共的サービスのすべてを行政が担うことが難しくなってきた。一方で、阪神・淡路大震災を契機に、福祉や環境、まちづくりなど様々な分野で、自主的に公益的な活動（市民活動）を行い、社会参加及び地域に貢献する人々が増加している。

これらの社会の変化を反映し、本来のまちづくりの主役である市民と行政が対等な立場で連携・協力しあう「市民協働」によりまちづくりが進められ、活力あるまちづくりの取り組みが全国的な広がりを見せている。

本市においても数多くの市民活動が展開されている。これまでの自治会（区）による地域コミュニティ活動に加え、「のべおか天下一薪能」「ゴールデンゲームズinのべおか」「口蹄疫発生時の消毒ボランティア」など様々な分野で、市民協働の取り組みが行われ、今後、ますます地域社会でその役割が大きくなっていくものと考えられる。

このように地域の抱えている様々な課題を解決していく市民協働型市政を推し進め、市民としてまちづくりにどのように参画できるか、行政として協働のまちづくりをどのように進めていくか、市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、取り組むことが重要となっている。

このようなことから、市は「自立と市民協働の都市づくり」を第五次延岡市長期総合計画の基本目標の一つとして掲げ、「市民協働の推進」及び「まちづくり活動の促進」を柱に協働意識の啓発や情報の共有化、市民活動の支援などに取り組んでいる。

1 延岡市民協働まちづくりセンター

本市においては、これまでも市民協働による取り組みが盛んに行われていたが、市民活動の拠点となる場や団体の交流の場がなく、「市民協働」によるまちづくりを積極的に進めていく上で、拠点となる施設の整備が必須となってきた。

そこで市は、平成十九年（二〇〇七）度に延岡市民協働まちづくりセンターの整備を行うにあたり、その管理運営のあり方や施設の設備等について、「市民協働」により検討することとした。市内の市民活動団体関係者や有識者・市民及び行政職員等によって組織した「市民協働まちづくり会議」において検討がなされ、以下の事項が確認された。

- (1) センターの機能
 - ① 情報の収集と発信
 - ② 相談業務
 - ③ 人材育成
 - ④ 交流と協働のコーディネート
 - ⑤ 活動の場の提供
- (2) センターの管理運営

市民協働という観点から、施設の設置は行政が行い、施設の運営は市民が行う「公設市民営」であること。

具体的なセンター施設・設備の内容やレイアウトについても、これらの確認事項が反映されたものとなった。

また、市民営を目指し、「市民協働まちづくり会議」のメンバーが中心となって「のべおか市民力市場」が結成され、センターの指定管理者に応



センター内「四畳半カフェ」での意見交換

第1章 市政の歩み

募し、指定管理者選定会議での審査、議会の議決を経て、指定管理者として指定された。

延岡市民協働まちづくりセンターは、延岡市医師会病院跡にあった「延岡地区夜間急病センター」を改修し、二十年（二〇〇八）四月二十七日に開設された。

二十三年（二〇一一）度末現在、一二の市民活動団体がセンター内に事務局を置くとともに、年間に約二万七〇〇〇人が会議やイベント・資料作成など市民活動の拠点として利用している。

2 地域コミュニティセンター

コミュニティ活動を推進し、地域コミュニティの確立を図っていくためには、誰もが気軽に利用できる身近な活動の場が必要になる。本市では区ごとの活動拠点となる自治公民館とは別に、さらに広い地域における自主的な活動や交流の拠点となるべく地域コミュニティセンターの整備を進めている。このコミュニティセンターは、現在、一〇カ所整備されており、地域での会合やサークル活動など様々な分野で幅広く活用されている。今後も既存施設の活用等を含め、コミュニティセンターの整備を進めるとともに、コミュニティ意識の啓発や地域を担う人材の育成に努め、地域の個性ある主体的な活動への支援を講じていくこととしている。

表 地域コミュニティセンター一覧

施設名	設置年月	所在地	平成23年度		所管課
			利用者数(人)	利用者件数(件)	
舞野地区 多目的研修センター	昭和57年7月	舞野町2550番地	11,844	716	総合農政課
一ヶ岡コミュニティセンター	平成7年3月	南一ヶ岡2丁目17番地1	10,181	644	社会教育課
恒富地区 高齢者コミュニティセンター	平成12年11月	愛宕町1丁目1番地1	26,437	2,147	高齢福祉課
東海コミュニティセンター	平成14年3月	大門町779番地	31,529	1,287	総合農政課
川中コミュニティセンター	平成16年3月	桜小路360番地2	25,395	2,892	経営政策課
北方コミュニティセンター	平成19年2月	北方町川水流卯682番地	6,451	316	北方町総合支所 地域振興課
岡富コミュニティセンター	平成19年4月	幸町2丁目125番地 (ココレッタ延岡2階)	22,532	2,232	経営政策課
南方東コミュニティセンター	平成21年4月	西階町1丁目4183番地1	22,981	1,576	経営政策課
北川コミュニティセンター	平成25年4月	北川町川内名7250番地	-	-	北川町総合支所 地域振興課
恒富南コミュニティセンター	平成25年4月	緑ヶ丘5丁目1番16号	-	-	経営政策課

四 広報・広聴

市民と行政とが協働してまちづくりを進めていくには、市民に行政の方針や抱える課題を適切に伝え、情報を共有するとともに、市民の意見を行政に反映させる必要がある。

1 広報活動

本市ではこれまで広報紙やホームページ、ケーブルテレビによる市政広報番組、各種会議の公開や出前講座などを活用して、市政に関する情報を広く市民に伝えてきた。平成二十二年（二〇一〇）度からは電子メールを活用したメールマガジンの発行、さらに二十四年（二〇一二）度からコミュニティエフエムを活用した広報を行うなど様々な手段を活用して、市民への情報提供を行っている。

また、情報公開制度においては、情報公開センターを設置し、個人情報の保護に十分な配慮をしながら行政文書開示手続きに努めている。

市民への情報提供の状況は、次の表のとおりである。

2 広聴活動

本市では、意見箱や電子メールによる「市民の声」を通じて、また、各種審議会への市民参加や「まちづくり懇談会」の開催などにより、市民の市政に対する意見・提案・要望などの把握に努めている。平成二十二年（二〇一〇）度からは、市長が旧三町の地

表 市民への情報提供

区 分	開始年度	発行部数等
広 報 紙	昭和26	49,000部/月
ケ ー ブ ル T V	平成 6	21回/週（放送回数）
ホ ー ム ペ ー ジ	〃 9	2,300件/日（アクセス数）
メ ー ル マ ガ ジ ン	〃 22	2回/月（発行回数）
F M の べ お か	〃 24	5回/週（放送回数）

平成24年11月現在

(資料：延岡市経営政策課)

域を訪問し、地域住民と直接意見交換を行う「移動市長室」を開始した。また、電子メール等により市政に関する意見を聴取する「市政モニター」を設置するなど、新たな広聴活動を行っている。

さらに、市民の市政に対する意見を幅広く把握し、的確に市政に反映させるために、まちづくり懇談会などの内容を充実させるとともに、パブリックコメントや市政モニターの活用により、広聴活動の充実を図っている。

第九節 国際交流

一 ハローワールド国際交流

平成元年（一九八九）三月に、「延岡市ハローワールド国際交流基金条例」を制定して基金を設け、三年（一九九二）度から、青少年の海外派遣などを中心に国際交流事業を進めてきた。二十四年（二〇一二）度までに二〇〇人を超える市民を海外に派遣している。国際交流事業や国際理解教育を通して、本市に居住するすべての人が異なる文化や価値観、習慣などの違いを正しく認識し、お互いが尊重し合いながら安心して生活できるような多文化共生の地域づくりに取り組むことが望まれる。

二 国際交流員の配置

国際化の潮流に伴い、昭和六十二年（一九八七）度から総務省・外務省・文部科学省及び地方自治体の協力の下に「語学指導を行う外国青年招致事業」が実施されている。この事業は、各自治体が外国青年（国際交流員・外国語指導助手等）を招致し、地域レベルでの国際交流の促進や外国語教育の充実を図ることを目的としている。

延岡市は、平成七年（一九九五）七月から国際交流員を招致して、国際理解講座や国際交流イベントなどを実施しながら、外国の文化や習慣等に触れる機会をより多く設け、多くの市民との交流を推進している。

なお、二十四年（二〇二二）度までに招致した国際交流員は一〇人で、国籍はアメリカ（四人）・イギリス（二人）・カナダ・ニュージーランド・アイルランド・オーストラリア（各一人）となっている。

三 市民国際交流

本市においては、市民レベルでの国際交流活動も盛んに行われている。

ロータリークラブやライオンズクラブにおいては、海外のロータリークラブやライオンズクラブとの交流も盛んに行われており、クラブが主催する海外のクラブとの交換学生の派遣事業によって、世界の様々な地域から交



学習風景

換学生が本市を訪れ、市民との交流を深めている。

また、海外に数多くの提携校を持つ九州保健福祉大学では、平成二十年（二〇〇八）四月から外国人留学生の受け入れを行っている。一方、県北の市民団体などで組織する大学おうえん協議会では、こうした留学生に対する生活支援を行うとともに、中国との交流を中心とする国際交流活動を推進している宮崎県北地区日中友好交流推進会と共同で「九州保健福祉大学留学生と市民との交流会」を開催するなど、様々な市民団体による国際交流が推進されている。

さらに、子どもたちに英語に親しんでもらおうと英語による絵本の読み聞かせを行う団体である Merry Bus Ride（メリー・バス・ライド）では、十二年（二〇〇〇）十二月の設立以来、毎月一回子どもたちを対象に英語の絵本の読み聞かせを行うとともに、外国人にも読み手になってもらいネイティブ・スピーカーの英語を聞かせるなかで外国人とふれ合う機会をつくるなど、親子で楽しむ国際交流活動を行っている。

昭和二十年（一九四五）六月二十九日の大空襲の際に殉職した、カナダ出身の栗田彰子先生の縁で始まった延岡中学校とカナダ・バンクーバー日本語学校との交流においては、ユネスコ協会を通して同日本語学校、及び日系人会館から追悼の文書が寄せられるなどの親交を深めている。

このように、市内の多くの民間団体等がそれぞれのスタイルで、これまで以上に活発な国際交流活動を行っており、民間レベルでの国際化が進展している。

1 インド国際子ども村「ハッピーバリー」

ユネスコ憲章前文に「戦争は人の心の中に生まれるものだから、人の心の中に平和の砦を築かなければならぬ」という言葉がある。インド国際子ども村「ハッピーバリー」の大神のりえ代表は、この言葉の実現のためイ

ンド・デカン高原に国際子ども村を設立した。平成四年（一九九二）一月の開村後、子どもたちをインドに派遣する「平和キャンプ」を開催している。この事業には宮崎県北部の市町村の渡航費の補助もあり、現在までにスタッフを含め四三〇人以上が参加しており、宮崎県内の国際交流の大きな事業となっている。

また、インド・スリランカからの招聘事業、インド西部地震の被災地への支援、職業訓練のための資金援助など、子どもを中心にした活動を手がけている。

十七年（二〇〇五）の平和キャンプでは、スリランカを訪問し津波の被害を受けた学校の子どもたちとの交流を行った。十九年（二〇〇七）には日印交流年記念事業に参加した。二十年（二〇〇八）には、同団体は西日本国際財団アジア貢献賞を受賞。二十四年（二〇一二）には、同団体代表は東京家政大学・渡邊辰五郎賞を受賞するなど、地域の国際化に貢献している。

2 日本伝統武道の国際的普及

近年、日本においては、武道の国際的な普及が急速に進展している。本市においても、日本武道院征武館の甲斐国征館長が、空手道・合気道のほか日本武道の国際武道連盟派遣講師として、昭和五十八年（一九八三）から毎年欧米・アジア・アフリカ諸国を訪問し、日本武道の普及指導と親善交流を行っている。これまでに諸外国を五三回訪問し、指導した研修・修行者の累計は二一カ国・約二万六〇〇〇人にのぼる。

一方、諸外国から征武館を訪れた武道の研修・修行者は、四十六年（一九七二）からこれまで一四カ国・五八〇人にのぼる。

また、国際親善を目的とした演武大会「国際親善交流武道演武大会」を、平成四年（一九九二）四月に第一回

目を開催し、以後、三年おきに開催している。最近では、五回目を二十二年（二〇一〇）七月に開催し、欧米・アジア・アフリカなどの諸外国から多くの外国人武道愛好家が来延して、国際親善を深めた。

3 日中友好交流の新たな取り組み

宮崎県北地区日中友好交流推進会は、平成十二年（二〇〇〇）十二月に設立され、中国からの留学生への支援や交流会を行うとともに、中国出身者による日本語弁論大会や中国料理教室等の開催を通して中国との交流を深めてきた。

このような中、二十四年（二〇一二）五月に本市が中国大連金州新区と友好都市を締結したことを契機に、同推進会が市民からの参加者を募り、同年九月に大連金州新区を訪問した。その際に、延岡市内の小学生が描いた絵と大連金州新区の小学生が描いた絵を交換し、同年十一月に開催した世界の国々の文化を紹介するイベントで展示することなどを行った。

第十節 姉妹都市・兄弟都市等

一 姉妹都市

1 福井県坂井市（旧丸岡町）

旧藩主有馬公の縁で、歴史的に関係の深い旧丸岡町（福井県）と昭和五十四年（一九七九）に姉妹都市の盟約

を結んだ。旧丸岡町は平成十八年（二〇〇六）三月二十日に周辺三町との合併により坂井市となった。合併後も本市と坂井市は都市交流を継続してきたが、坂井市から姉妹都市提携の継続を確認するため、両市間で正式に姉妹都市締結の盟約を結びたいとの申し入れがあり、二十三年（二〇一一）十一月二十二日に坂井市役所で調印式が行われた。

両市（町）は盟約締結以降、三〇年以上にわたり様々な分野で交流を活発に行ってきた歴史がある。

「延岡大師祭」には、旧丸岡町観光協会などがのほりざる物産展に出店、「まつりのべおか」には、坂井市長や古城まつり実行委員会をはじめとする交流使節団が来延し、花火大会や総踊りに参加している。

次代を担う子どもとの交流では、昭和六十三年（一九八八）度から、家庭的な雰囲気の中で、風土や歴史・文化を直接学ぶことができるものとして、ホームステイ交流事業を行ってきた。平成二十二年（二〇一〇）度からは、宿泊施設を利用した集団方式による新しい児童交流事業として隔年、相互派遣の方法で二〇人程度を派遣している。

2 米国メドフォード市

マサチューセッツ州メドフォード市には、旭有機材工業株式会社（本社 延岡市中の瀬町）のアメリカ総代理店アサヒアメリカ・インコーポレーションが所在していた。その縁で、延岡市は、両市の市民が文化・教育・経



丸岡古城まつり

済等の交流を通じて、国際間の理解と親善を深め、世界平和に寄与するために、昭和五十五年（一九八〇）八月二十九日に姉妹都市の盟約を結んだ。それ以降、高校生の相互派遣などの交流を続けており、夏休みに二人を二週間程度派遣し、平成二十四年（二〇二二）度までに本市・メドフォード市ともに二四人の高校生の派遣・受け入れを行っている。

なお、二十三年（二〇一一）度は、東日本大震災が発生したため受入事業を中止した。

二 兄弟都市

1 いわき市

(1) 兄弟都市の絆

福島県いわき市と延岡市は、藩主内藤公の縁により歴史的に密接な関係にあり、今なお、生活文化などに多くの類似性を有している。先人が育んできた歴史・文化を後世に伝え、それらを生かしながら、さらに郷土を発展させていくことは、両市民の願いであるとして、移封後二五〇年の節目の年にあたる平成九年（一九九七）五月三十日に兄弟都市の盟約を締結し、一層の友好親善を図ることとした。

両市はこれ以降、延岡城址で催される「のべおか天下一薪能」やいわき市で開催される「いわきおどり」の際の相互訪問、小学生対象のジュニア交流事業で相互に二〇人ずつ隔年派遣する人的交流を行うなど、各分野で一



メドフォード市の高校生との交流風景

段と活発な交流を行い、兄弟都市として友好親善の絆を深めている。二十三年（二〇一一）に発生した東日本大震災では、大変な混乱や風評被害に苦しむいわき市を少しでも支援しようとして、「まつりのべおか」に合わせ、「いわき市・ひむか物産展」を開催、また、被災した児童など三五人の児童を本市に招待し、交流事業を行った。

また、二十四年（二〇一二）四月には、兄弟都市の盟約締結十五周年を記念して「延岡大師まつりと市民交流の旅」が企画され、内藤家供養会いわき奉仕団四五人が本市を訪れた。

(2) 東日本大震災復興支援

二十三年三月十一日、十四時四十六分頃に発生した三陸沖を震源とする東北方太平洋沖地震により、いわき市は地震・津波被害に加え、福島第一原子力発電所から市域の一部が三〇キロメートル以内にあるため「緊急時避難準備区域」に含まれるなど、事故による放射能汚染の被害にも見舞われた。

いわき市の人的被害（平成二十四年十二月二十四日現在）

死亡者数 四四一人（内訳：直接死 二九三人、関連死 一一一人）

死亡認定を受けた行方不明者 三七人

建物被害（同年十二月十八日現在）（注）非住家含む

損壊数 九万四九〇棟（内訳：全壊 七九〇六棟、大規模半壊 七二七六棟、

半壊 二万五二三九棟、一部損壊 五万六九棟）



大師まつりに参加したいわき市民のパレード

この地震による巨大津波が多くの尊い命を奪った。被災した無残な姿を見た延岡市民から、「被災した人達のために何かしたい」という自主的な熱い思いが数多く寄せられた。

延岡市が、兄弟都市のいわき市をはじめ被災自治体の救援を行うことに対し、多くの市民が共感・理解を示し、その市民力の盛り上がりにより、救援物資の提供や応援メッセージなどが多く寄せられた。

延岡市は、いわき市に対して、市民から寄せられた三〇〇〇万円を超える義援金のほか、飲料水や食料品などの救援物資を届けるとともに、人的支援を行った。

まず、三月十四日、給水活動を行うため上下水道局職員二人を派遣した。その後は混乱する中、いわき市が必要とする業務にそう職員を、四月十七日から一週間・二週間・一カ月交代で、事務職・土木技師・建築技師・保健師などを派遣し、「罹災証明に係る被害状況調査」「建物等の応急危険度判定」「避難所での健康相談等の保健業務」「住宅応急修理業務」「浅所陥没箇所の応急復旧工事に関する業務」などの災害復旧業務を支援した。派遣した職員数は、二十四年十二月末現在で一〇一人、延べ八二人である。

このような本市の継続的な人的支援に対して、多くのいわき市民から感謝の声が寄せられ、「…血のつながった兄弟が助けに来てくれたように、心強く涙が出るほど嬉しく思っている…」などの感謝の声が寄せられている。市長をはじめ延岡市民は、一刻も早い復興を心から願っている。

三 友好都市

1 大連金州新区（中華人民共和国遼寧省）

(1) 友好都市の締結

大連金州新区（平成二十二年四月、大連経済技術開発区と金州区が合併）には、延岡市に拠点を置く清本鐵工株式会社の関連会社である大連清本鐵工有限公司が進出している。平成十八年（二〇〇六）秋に東京を中心に開催された大連ウィークに来日した金州区人民政府の才力区長（当時）が延岡市に好印象を持ち、延岡市との都市交流に強い意欲を示した。

金州区の才力区長から、十九年（二〇〇七）四月に金州区で行なわれた大連清本鐵工有限公司の創立十周年の記念式典において、延岡市副市長に会談の申し入れがあった。その会談の席上で公式に延岡市と金州区との都市交流の申し入れがなされた。双方で協議を重ねた結果、同年五月二十四日から六月二日までの間、大連市でジャパンウィークが開催される際に、金州区人民政府から延岡市への訪中の招請があった。市長・副議長等が訪中し、五月二十九日に金州区人民政府と延岡市の間で、友好都市締結に向けて努力する旨の覚書を取り交わした。

その後、五年間にわたり、企業や行政・議会・民間団体等の交流が行われ、経済団体同士が経済や技術交流についての協定を結ぶなどして交流を深め、宮崎県北地区日中友好交流推進会等の活動を通して、民間においても機運が高まってきたことから、友好都市締結の運びとなった。

(2) 締結式

「友好都市締結式」は、二十四年（二〇一三）五月三十一日、大連金州新区管理委員会庁舎で行われ、同管理委員会からは主任代理として楊広志副主任ほか六人が出席した。

延岡市からは、首藤市長、佐藤市議会議長をはじめ、清本商工会議所会頭を団長とする訪問団二八人、及び行政関係者等計三二人が出席した。

二十四年は、日中国交正常化の四十周年の節目の年であるとともに、同年度は、本市の市制施行八十周年の節目の年度となることから、様々な記念事業が計画されている。大きな経済発展をとげている大連金州新区との友好都市締結は、市制施行記念の大きな契機となるとともに、本市の交流拠点都市づくりを市内外に改めてアピールする好機となり、経済をはじめ、教育・文化・スポーツなど、様々な分野で活発な交流が行われることが期待されている。

(3) 大連金州新区の概要

大連金州新区は、中華人民共和国東北部の遼寧省大連にあり、渤海湾と黄海に面した遼東半島に位置し、海岸線の長さは二八五キロメートル、周辺に九カ所の港があり、同国の主要な工業都市として発展を続けている。

大連金州新区は、二十二年（二〇一〇）四月、金州区と大連経済技術開発区が合併して、総面積一〇三九・八平方キロメートル、人口約一一〇万人の新都市として生まれ変わり、新しい都市である開発区と歴史ある街の金州が一体となっている。

日本国宮崎県延岡市と中華人民共和国遼寧省
大連金州新区との友好都市締結に関する
協定書

日本国宮崎県延岡市と中華人民共和国遼寧省大連金州新区は、日中両国民の相互の理解と友好を深め、両都市の友好関係を促進するため、両都市は「友好都市締結協定書」を締結することに同意し、友好都市を提携する。

- 一、両都市は、平等と相互の利益の原則に基づき、産業、観光、技術、文化、教育、人材、スポーツなど、様々な分野における交流と協力をを行い、相互の繁栄と発展を促進する。
- 二、両都市は、交流と協力の具体的な取り組みについて、随時協議するものとする。
- 三、本協定は、2012年5月31日に大連金州新区において署名し、その日より有効となる。
- 四、この協定は、日本語及び中国語により作成し、いずれも同等の効力を有する。

日本国
宮崎県延岡市
市長：首藤正治

中華人民共和国
遼寧省大連金州新区管委會
主任：楊広志

2012年5月31日

第十一節 大学を活かしたまちづくり

平成八年（一九九六）二月、本市は、学校法人高梁学園（順正学園に改名・岡山県高梁市）と四年制大学立地に係わる基本協定を締結して、十一年（一九九九）四月、「公私協力方式」により県北初の四年制大学「九州保健福祉大学」が開学した。さらに、十五年（二〇〇三）四月には、東九州で初めての薬学部が同大学に開設され、この薬学部薬学科は、十八年（二〇〇六）四月に六年制へ移行した。

開学を機に本市では、十年（一九九八）度に策定した「大学を活かしたまちづくり計画」に基づき、大学を活かしたまちづくり事業を支援する民間団体「大学おうえん協議会（同大学の開学前は、『大学をつくろう協議会』）」と連携し、市民や各種団体の理解と協力を得ながら、同大学の高度で専門的な機能や人材の活用を図っている。「大学を活かしたまちづくり」の施策の体系は、第一に「大学の機能や人材の活用」として、①福祉先進都市づくり ②福祉やまちづくりの人材育成 ③大学活性化の推進 ④学生支援の強化 ⑤大



のぼりざるフェスタでの交流

学講師陣の活用、第二に「産学官連携の推進」、第三に「地域社会との連携・協力」の構成となっている。

こうした中、少子化等の影響もあり、学生確保は大きな課題となっており、これまで数多くの人材を輩出してきた「聖心ウルスラ学園短期大学」が二十二年（二〇一〇）度末をもって閉校した。

九州保健福祉大学においても学生数が減少傾向にあることから、二十二年度から新たに「大学を活かしたまちづくり学生支援事業」を創設して同大学の学生確保を支援することにより、「大学を活かしたまちづくり」の一層の推進を図っている。

同大学では、地域社会における「生活の質」の向上に資する研究を行うQOL（クオリティ・オブ・ライフ）研究機構が設置され、産学官連携による研究が推進されているほか、同大学を中心として本市を発祥とする学会である「日本社会医療学会」が設立され、毎年学術大会を開催している。また、十二年（二〇〇〇）度から本市の委託を受け、保健・医療・福祉分野等に関する講座「のべおか市民大学院」を開設し、宮崎県北部の地域住民に広く参加を募るなど、本市のまちづくりへの貢献度は極めて高いものがある。

学生・教職員によるボランティア活動やまちづくり活動への参加も積極的に行われており、各種スポーツイベントの運営補助や、災害時における被災地支援など、本市のまちづくりの様々な分野において同大学の人的資源が活かされている。

なお、同大学は、就職・国家資格に強い大学でもあり、十九年（二〇〇七）三月及び二十一年（二〇〇九）三月には薬剤師国家試験合格率日本一を、また、二十三年（二〇一一）度卒業生において一〇〇パーセントの就職率を達成するなどの実績を残している。

第十二節 人 権

一 人権啓発の推進

二十一世紀は「人権の世紀」と言われ、国際的にも「世界人権宣言」以降、人権尊重に対する様々な取り組みが行われてきた。国連においては、平成六年（一九九四）「人権教育のための国連十年」が決議され、行動計画が提起された。さらに、十六年（二〇〇四）「人権教育のための世界プログラム」が決議された。国内においても、国連の決議に基づき、国・県が、それぞれに「人権教育のための国連十年」に関する行動計画を策定した。

とりわけ、日本固有の人権問題である同和問題については、昭和四十四年（一九六九）に「同和対策事業特別措置法」を制定し、生活環境の整備など諸施策を図ってきた。五十七年（一九八二）には、「同和対策」を「地域改善対策」へと名称を変更して環境改善と差別の解消に努め、六十二年（一九八七）には、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」を施行した。その後、数度にわたる改正を行いつつ、平成十四年（二〇〇二）、法律に基づく三三年間の特別対策事業は終了した。しかし、今もなお、差別の実態が残っており、代替法を求める声もある。これらの現状を踏まえ、十二年（二〇〇〇）に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、国民それぞれの責務が明記された。国は、十四年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、県も、十七年（二〇〇五）に「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を策定して人権教育・啓発の施策の推進を図っている。

二 本市の人権・同和行政

本市は、これまで人権尊重を市政の重要施策として積極的な取り組みを進めてきた。なかでも、同和問題は、早急に解決しなければならない課題であるとの認識から、生活環境の整備や人権・同和教育、及び啓発事業に取り組む、あらゆる差別の解消を目指してきた。さらに、延岡市議会では、平成八年（一九九六）九月議会において「部落差別をはじめとしたいっさいの差別をなくす決議」を行い、差別のない明るい社会づくりを進めている。

また、十三年（二〇〇一）には、国・県の動向を受けて、市民が主体的にあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進することを目的とした「人権教育のための国連十年」延岡市行動計画（以下、「行動計画」という）を策定し、十六年（二〇〇四）には、人権対策課を人権推進課に改称して、計画的、継続的な教育・啓発に取り組んできた。

しかしながら、依然として、同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がいのある人等に関する人権問題、また、誤った知識や偏見に基づく意識面のあり方など多くの課題が残されており、さらなる取り組みが重要となった。そこで、行動計画を継承し、より本市の実情に即した人権施策の方向性を示すために、二十年（二〇〇八）に本市としては初めてとなる「人権に関する市民意識調査」を実施した。その結果をもとに二十二年（二〇一〇）、本市の人権教育・啓発の取り組みを総合的、効果的に推進するための「延岡市人権教育・啓発推進方針（以下、「方針」という）を策定し、「人権教育・啓発推進法」に基づく本市の責務を明らかにした。

現在、方針を基にあらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進に努めており、講演会・研修会等に参加する市民の数も増加傾向にある。今後は、方針の目的を達成するために、実施状況等を点検し、その結果を以後の施策に反映させるとともに、市民の人権に関する意識の状況を把握し、必要に応じてこの方針を見直すことにしている。

第十三節 男女共同参画社会

一 男女共同参画の推進

延岡市は、平成十二年(二〇〇〇)一月に県内では初めての「男女共同参画都市」宣言を行った。十五年(二〇〇三)三月には、十三年(二〇〇一)に実施した市民意識調査をもとに、十四年(二〇〇二)度から二十三年(二〇一一)度までの一〇年計画「のべおか男女共同参画プラン」を策定した。十六年(二〇〇四)四月には「男女共同参画社会基本法」と「宮崎県男女共同参画推進条例」を受けて、「延岡市男女共同参画推進条例」を制定した。この条例制定に併せて、本市の男女共同参画社会づくりの拠点となる「延岡市男女共同参画センター」を開設し、「男女共同参画推進室」を置き、男女共同参画社会の実現に向け積極的な取り組みを推進している。

また、二十一年(二〇〇九)十一月には都市宣言一〇周年記念事業として「全国男女共同参画宣言都市サミットinのべおか」を開催し、市民の男女共同参画意識のさらなる醸成を図り、国と各宣言都市及び市民との連携・交流を深め、大会開催にかかわる関係団体の組織の充実や人材育成に大きく寄与した。

二十四年(二〇一二)三月には、男女の人権尊重、基盤づくり、男女共同参画を基本目標として、二十四年度から三十三年(二〇二二)度までの一〇年計画「第2次のべおか男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めることにした。

二 配偶者からの暴力などの相談事業

平成十六年（二〇〇四）四月に開設した男女共同参画センターにおいて、市民団体「のべおか男女共同参画会議21」と共同して「配偶者からの暴力や子育てまたは家庭問題などの相談」を受けている。

十三年（二〇〇一）十月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行後、DV（注）は個人の問題ではなく社会で取り組むべき問題であることが広く認知されるようになり、家庭内の暴力を容認しない考え方が浸透してきた。また、生き方や価値観が多様化する中で、結婚や離婚に対する考え方が変化し、夫婦関係・離婚に関する相談が年々増加している。

本市でも、警察署や県女性相談所等関係機関との連携など支援体制を強化するとともに、市民に相談窓口の周知が図られたことにより、特に二十二年（二〇一〇）度からは相談件数が著しく増加している。

（注）DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力のことで、身体的な暴力だけでなく、精神的・性的暴力なども含まれ、それらが複雑に絡み合って被害者の心と体を傷つける。

表 配偶者からの暴力などの相談件数

件数	年度	平成16	17	18	19	20	21	22	23
	相談件数		52	31	36	39	51	71	202
内DV相談件数		22	10	13	19	26	39	111	94

（資料：男女共同参画推進室）

第二章 市制記念

第一節 市制施行八十周年記念

本市は、昭和八年（一九三三）に市制を施行して以来、平成二十五年（二〇一三）二月十一日の市制施行八十周年の記念すべき節目を迎えて、記念行事及び記念事業を次のとおり決定した。

一 記念行事及び記念事業

- 1 記念式典
平成二十五年二月九日 延岡総合文化センター
- 2 中国大連金州新区との友好都市締結
二十四年五月三十一日 大連金州新区
- 3 日独交流一五〇周年記念
「ベルリン少女合唱団延岡公演」
二十四年十月七日 延岡総合文化センター
- 4 第十六回「のべおか天下第一薪能」
二十四年十月十三日 延岡城址
- 5 のぼりざるフェスタ Together 二〇二二 二十四年十月二十七日～二十八日
中町シンボルロード

- 6 延岡をめぐる4Dayマーチ
二十四年十月～二十五年二月
旧延岡市・北方町・北浦町・北川町
- 7 第二十四回生涯学習推進大会及び
第九回カルチャーゾーンフェスタ
二十四年十一月三日 カルチャープラザのべおか他
- 8 第十六回「城山かぐらまつり」
二十四年十一月十一日 延岡城址
- 9 第二十七回「のべおか『第九』演奏会」
二十四年十二月十五日 延岡総合文化センター
- 10 延岡西日本マラソン
二十五年二月十日 延岡・日向市間（往復）
- 11 文化シンポジウム「シーズ・ザ・デイ」
二十五年二月十三日 延岡総合文化センター
- 12 健康長寿市民啓発大会
「めざせ健康長寿！inのべおか」
二十五年二月十五日 延岡総合文化センター
- 13 東九州道「蒲江く北浦」開通記念イベント
二十五年二月十七日 古江港及び道の駅かまえ
- 14 第十三回「若山牧水青春短歌大賞」
二十五年三月九日 ホテルメリージュ延岡
- 15 東京ガールズコレクション
二十五年三月三十日 西階総合運動公園陸上競技場
- 16 美級グルメスタジアム
二十五年三月三十日 西階総合運動公園補助グラウンド
- 17 市史編さん
- 18 市歌歌詞募集

二 延岡市歌追詞

延岡市歌は、市制施行三十周年を記念して二代目の市歌として制定されたものであるが、合併した一市三町の一体感をより高めるとともに、高速道路の開通や市制施行八十周年を契機に、本市のさらなる発展を願う、現在の市歌に追加する歌詞の募集を行った。

歌詞は一般から広く募集して、七人で構成する選考委員会を設けて審査し、八四件の応募の中から、渡部卓明氏（市内）の作詞が最優秀賞となり、市制施行八十周年記念式典において披露された。

二代目の市歌の三番は、歌の締めくくりにふさわしい歌詞であるため四番とし、三番に追加歌詞を挿入することとした。

このほか、優秀賞として九鬼勉氏（市内）、駒井瞭氏（大阪府東大阪市）、下清水二正氏（市内）が選ばれた。なお、追加の歌詞については、巻頭の口絵を参照のこと。



延岡市歌斉唱

三 記念式典

平成二十五年（二〇一三）二月九日、延岡総合文化センターで、国会議員をはじめ宮崎県、兄弟都市いわき市、姉妹都市坂井市ほか市内外から多数の来賓を迎えて、盛大に行われた。

式典は、物故市民への黙祷を捧げたあと、延岡市長の式辞に始まり、市政功労者等に対し感謝状の贈呈、延岡市歌歌詞の表彰・斉唱を行った。

1 感謝状の贈呈

(1) 延岡大賞

片山 幽雪（人間国宝、公益財団法人片山家能楽・京舞保存財団理事長）

加計 美也子（学校法人順正学園九州保健福祉大学理事長・総長）

(2) 特別功労

櫻井 哲雄 内藤 省紀 片山 九郎右衛門（十世）

内田 順一（第三十五代木村庄之助）

松田 丈志 久世 由美子

九州保健福祉大学

延岡市医師会

宮崎大学医学部

熊本大学医学部

大分大学医学部

ベガルタ仙台

(3) 自治功勞

高 甲 日 稻 西 酒 富 新 橋 甲 佐 後 柳 牧 木 盛 染
 木 斐 高 岡 原 井 山 井 倉 斐 藤 藤 田 野 田 武 矢
 茂 博 一 茂 一 良 敏 常 英 裕 哲 健 哲 恒 平 俊
 成 之 郎 忠 樹 孝 雄 文 吉 孝 臣 朗 一 久 二 郎 一

甲 矢 德 林 平 矢 山 甲 高 松 小 佐 井 中 津 井 山
 斐 野 永 田 田 野 崎 崎 見 田 谷 藤 本 江 本 口
 浩 洋 勝 信 仁 公 正 和 謹 英 利 国 一 昭
 二 一 郎 毅 広 祺 茂 雄 生 己 一 勉 雄 幸 樹 夫 二

白 内 甲 河 熊 柳 川 牧 河 河 杉 佐 甲 川 山 米 盛
 石 田 斐 野 本 田 口 野 野 野 藤 斐 井 下 田 武
 一 勝 和 敏 貞 大 定 仁 治 茂 勝 千 博 英 義
 利 成 芳 康 司 昭 海 七 生 満 樹 強 吉 歳 嗣 人 美

山 濱 中 中 甲 茂 山 高 井 高 佐 黒 稲 田 山 黒 柳
 本 田 西 島 斐 田 田 須 本 木 藤 木 田 中 本 木 田
 秀 正 晃 清 良 眞 益 正 眞 和 利 茂 城 元 喜
 輝 士 功 渉 一 己 市 茂 眞 夫 人 純 利 茂 市 吉 繼

荒 兒 宇 山 小 小 大 田 松 小 湯 星 新 竹 児 小 藤
 木 玉 戸 田 口 野 野 西 邊 崎 田 浅 川 名 林 玉 池 本
 清 幸 延 定 初 繁 正 幸 二 生 吟 忠 啓 誓 種 国 繁 澄 一
 幸 信 代 喜 勝 二 生 子 良 祐 男 歳 興 良 澄 一

第2章 市制記念

(4) 殿 所 哲	法 務 功 勞	津野健三	吉田高朗	吉岡健雄	峯元建一	二宮敏朗	松本武清	土井啓三	山内聖司	坂元春夫	河野広美	茂田邦男	榮田久博	阿部典之	亀長俊裕
		横山ミユキ	田中隆光	橋山國昭	日高實光	吉田實則	河野武勤	山尾利雄	安部良輝	深川悦男	松田義男	山村義郎	西田義弘	工藤祐弘	川並春樹
		福田積	大杉博文	井下勝三	甲斐信佳	三野吉照	一宮賢次	野間政親	田中正一	鮫島廣喜	和木今男	神田今男	甲斐孝德	矢野博則	一宮昭二
		田鹿久夫	藤川武弘	吉永清	上原敦雄	河村紘行	甲斐知慶	織田哲夫	松田重利	木本一男	高橋久次郎	山本確	小野勝延	権藤紀典	
		田中淑二	米川史郎	甲斐直衛	黒田昭正	竹村貞義	脇一功	堀尾建治	甲斐逸夫	柳田弘美	山田喜代司	吉田育三郎	甲斐君博	西口政満	

(5) 教育・文化・スポーツ功勞

岩室 富雄 尾方 一之 甲斐 国征 谷 仲吉 西川 幸夫
 長谷 寛司 堀野 三歳 山内 久 吉田 精孝
 旭化成柔道部 旭化成延岡OB会 旭化成陸上競技部 あさひ・ひむか文化財団
 アスリートタウンのべおか 伊形花笠踊り保存会 九州電力株式会社延岡営業所
 清本鐵工株式会社 ゴールデンゲームズinのべおか実行委員会 後藤勇吉延岡顕彰会
 佐藤焼酎製造場株式会社 城山ガイド・ボランティアの会 城山神樂祭実行委員会
 株式会社テレビ宮崎 内藤家顕彰会 仲田又次郎翁顕彰会 能面ガイドの会
 「野口遵」顕彰会 延岡アスリートタウンサポーターズ 延岡北川町温故知新の会
 延岡市学校法人立幼稚園協会 延岡市郷土芸能保存会 延岡市健康教室推進協議会
 延岡市公民館連絡協議会 延岡市サッカー協会 延岡市青少年指導員連絡協議会
 延岡市体育協会 延岡史談会 延岡市地域婦人連絡協議会 延岡市文化連盟
 延岡市野生動物研究会 延岡西南役会 のべおか「第九」を歌う会 延岡地区柔道会
 のべおか天下一市民交流機構 宮崎ガス株式会社延岡支店 宮崎県剣道連盟延岡支部
 宮崎県北地区日中友好交流推進会 吉玉精鍍株式会社 若山牧水延岡顕彰会

(6) 社会福祉・保健衛生功勞

近間 英樹

地域医療を守る県北ネットワークの会 デイリー健康福祉事業団 のべおか元氣かい

延岡市歯科医師会 延岡市食生活改善推進員連絡協議会 延岡市赤十字奉仕団

延岡市西臼杵郡薬剤師会 延岡市法人立保育園協議会 延岡市母子寡婦福祉連絡協議会

宮崎県看護協会延岡西臼杵地区 宮崎県救急安全赤十字奉仕団延岡地区

宮崎県北の地域医療を守る会

(7) 産業・経済功勞

清本 英男 田丸 眞

旭化成株式会社 旭有機材工業株式会社 北浦漁業協同組合 北浦町商工会

北方町商工会 北川町商工会 島浦町漁業協同組合 島野浦水産加工業協同組合

協同組合延岡卸商業センター 延岡観光協会 延岡漁業協同組合 延岡市漁業協同組合

延岡市商店会連合会 延岡市シルバー人材センター 延岡商工会議所 延岡信用金庫

延岡青年会議所 延岡地区森林組合 延岡地区猟友会 延岡鐵工団地協同組合

のべおか日曜市運営協議会 延岡農業協同組合 のぼりざるフェスタTogether実行委員会

ひむか感動体験ワールド 宮崎ビーフセンター株式会社

(8) まちづくり功労

長瀬 一己

株式会社F.M.のべおか M.T.B.イン須美江大会実行委員会 笠沙の会 北浦町直海自治区

北方町笠下区 北川やっちみろ会 九州保健福祉大学学生応援協力店会 熊野江区

株式会社ケープルメディアアワイワイ 五ヶ瀬川イカダ下り大会実行委員会

五ヶ瀬川の豊堤を守る会 五ヶ瀬川流域ネットワーク 国際ソロプチミスト延岡

サウンドビーチすみえ実行委員会 大学おうえん協議会 天下一ひむか桜の会 長浜団地区

長浜町区 西長浜北区 延岡向洋ライオンズクラブ 延岡五ヶ瀬ライオンズクラブ

延岡市区長連絡協議会 延岡市交通指導委員会 延岡市自主防災組織連絡協議会

延岡市花と緑のまちづくり推進協議会 延岡市ボランティア協会 のべおか市民力市場

のべおか男女共同参画会議21 延岡チェンソーアートレンジャー部隊 延岡地区建設業協会

延岡中央ロータリークラブ 延岡「橋の日」実行委員会 延岡発祥チキン南蛮党

延岡東ロータリークラブ 延岡ライオンズクラブ 延岡ロータリークラブ 東浜砂町一区

ふるさとをよくする会 まつりのべおか推進協議会 道づくりを考える延岡女性の会

宮崎県防災士ネットワーク県北支部 喜の会 リバーフェスタのべおか実行委員会

(9) 特別感謝状

〈経済政策アドバイザー〉

- 一 宮 忠 男(株式会社ヤマダ電機代表取締役社長兼代表執行役員COO)
- 大 笈 直 樹(株式会社ファーストリテイリンググループ上席執行役員)
- 岡 野 徹(旭有機材工業株式会社相談役)
- 高 木 剛(財団法人国際労働財団理事長)
- 能 村 義 廣(元旭化成株式会社取締役)
- 野 村 盛 厚(株式会社パソナ顧問)
- 平 田 弘(グンゼ株式会社代表取締役会長)
- 水 永 正 憲(旭化成株式会社顧問)

〈地域医療アドバイザー〉

- 伊 関 友 伸(城西大学経営学部教授)
- 梶 井 英 治(自治医科大学医学部教授、地域医療学センター長)

(10) アスリートタウン延岡栄誉賞

延岡学園高等学校男子バスケットボール部

第三章 執行機関

第一節 市長、副市長及び収入役等

一 市長

第二十三代	櫻井 哲雄	自 平成 十四年二月六日	至 平成 十八年二月五日	任期満了
第二十四代	首藤 正治	自 平成 十八年二月六日	至 平成 二十二年二月五日	任期満了
第二十五代	首藤 正治	自 平成 二十二年二月六日	至 現在	

二 助役・副市長

地方自治法の改正に基づき、平成十九年（二〇〇七）三月三十一日に助役制を廃止し、同年四月一日より副市長制を導入した。

また、地域医療・情報・メディカルタウンなどの事業推進のため、二十三年（二〇一一）四月一日より副市長二人制を導入した。

第二十六代	柳田 喜継	自 平成 十一年二月 十四日	至 平成 十五年二月 十三日	任期満了
第二十七代	柳田 喜継	自 平成 十五年二月 十四日	至 平成 十八年二月 三日	退任
第二十八代	杉本 隆晴	自 平成 十八年三月 一日	至 平成 二十二年二月 二十八日	任期満了
第二十九代	杉本 隆晴	自 平成 二十二年三月 一日	至 現在	
第三十代	原田 幸二	自 平成 二十三年四月 一日(県から)	至 現在	

三 収入役

地方自治法の改正に基づき、平成十九年(二〇〇七)十月九日に収入役制を廃止し、会計管理者制を導入した。

第二十代	米田 英人	自 平成 十四年三月 三十日	至 平成 十八年二月 三日	退任
第二十一代	町田 訓久	自 平成 十八年三月 一日	至 平成 十九年十月 八日	退任

四 固定資産評価員

谷口 秀樹	自 平成 十四年五月 八日	至 平成 十六年四月 二十五日
菊田 光展	自 平成 十六年四月 二十六日	至 平成 二十年六月 十九日
石田 道明	自 平成 二十年六月 二十日	至 現在

第二節 事務機構

一 事務機構の主な変遷

平成十四年（二〇〇二）度

企画部に合併対策室を設置

商工部を中心に市街地活性化推進室を設置

十五年（二〇〇三）度

都市整備部と建設部を統合して、都市建設部に改称

上下水道部を設置し、上下水道部に下水道課を設置

街路公園課を都市計画課に統合

市民環境部クリーンセンターに資源対策課を設置

市民環境部交通安全対策室を生活環境課に統合

十六年（二〇〇四）度

総務部健康都市推進室を廃止

教育委員会事務局社会教育センターを社会教育課に統合

十八年（二〇〇六）度

企画部合併対策室を廃止

総務部に防災推進室（現危機管理室）を設置

北方町総合支所及び北浦町総合支所を設置

恒富幼稚園を廃園し、上南方幼稚園を西階幼稚園と統合

十九年（二〇〇七）度

北川町総合支所を設置

二十年（二〇〇八）度

企画部に経営政策室及びアスリートタウン推進室を設置

市民環境部に新最終処分場建設室を設置

福祉保健部の名称を健康福祉部に改称

高齢者対策課と介護保険課を統合して、高齢福祉課を設置

児童家庭課を、児童家庭課と障がい福祉課に分課

商工部の名称を商工観光部に改称

二十一年（二〇〇九）度

企画部アスリートタウン推進室を廃止し、教育委員会事務局にアスリートタウン推進室を設置

市民環境部に新悠久苑建設室及び地域交通安全推進室を設置

市民環境部クリーンセンター清掃工場建設室を廃止

健康福祉部に地域医療対策室を設置

企画部に定額給付金対策室を設置

二十二年（二〇一〇）度

企画部経営政策室と総務部総務課広報係を統合して、経営政策課を設置

企画部企画課市民協働係と男女共同参画推進室を統合して、市民協働・男女参画課を設置

企画部定額給付金対策室を廃止

健康福祉部に健康長寿推進室を設置

農林水産部農林課、農村整備課を、総合農政課、農林畜産課、農山村整備課に再編

二十三年（二〇一一）度

副市長を二人制に移行

企画部に新庁舎建設室を設置

商工観光部にメデイカルタウン推進室を設置

北方町総合支所、北浦町総合支所及び北川町総合支所の課を統合

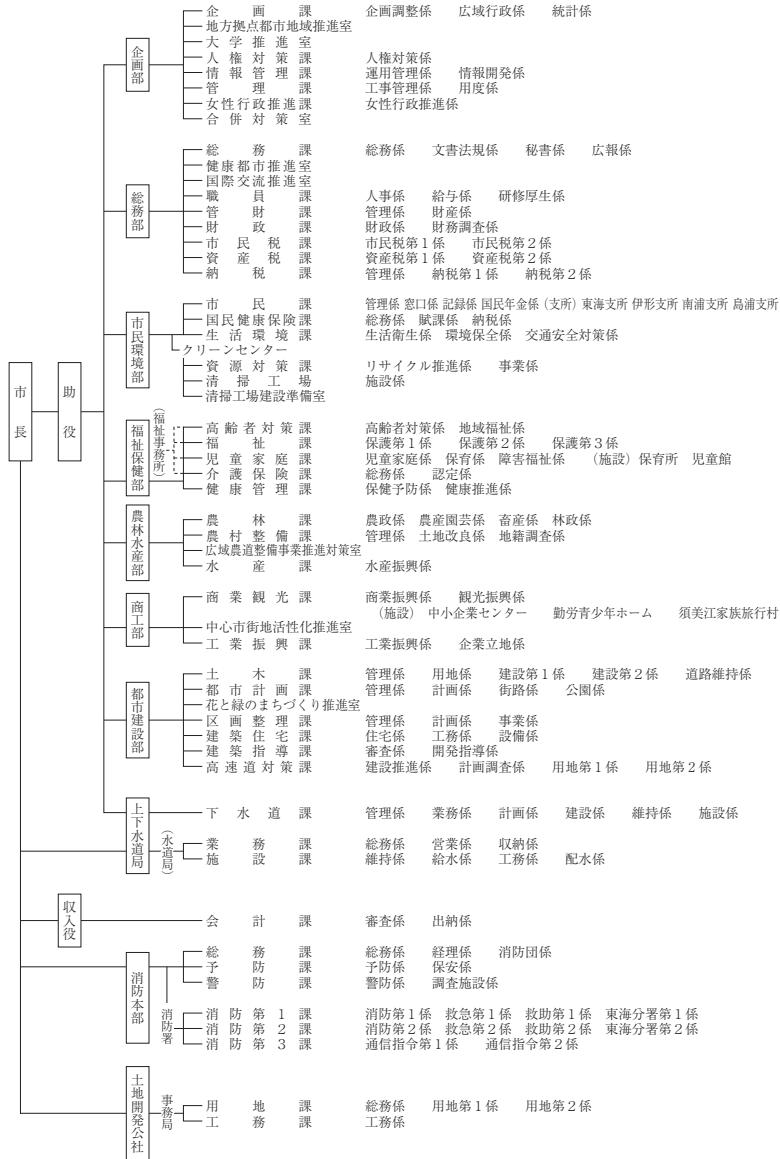
北浦診療所を廃止

二 事務機構図

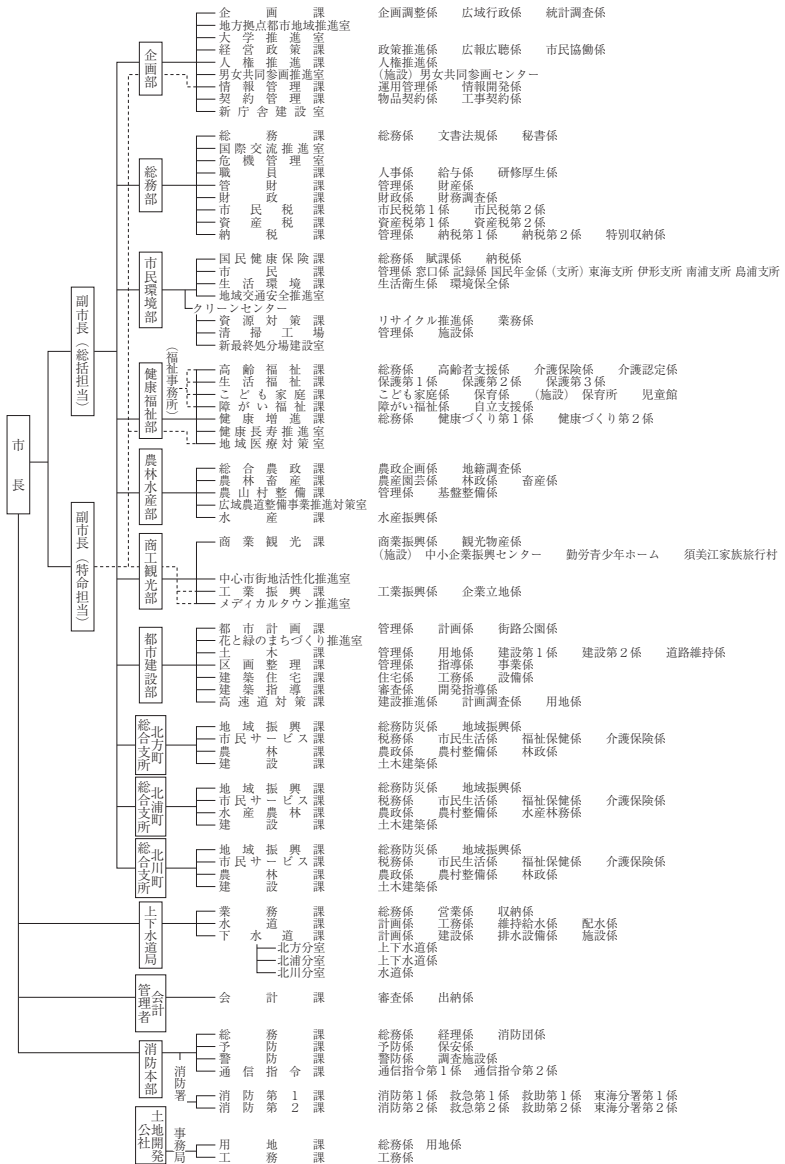
平成十五年（二〇〇三）度、二十四年（二〇一二）度の行政組織図は、次のとおりである。

第3章 執行機関

平成15年度延岡市行政組織図（平成15年4月1日現在）



平成24年度延岡市行政組織図（平成24年4月1日現在）



第三節 行政委員会

一 教育委員会

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「地方自治法」に基づいて設置されている教育行政機関で、学校教育・社会教育及び文化などに関する事務を管理し、執行する合議制の行政委員会である。延岡市教育委員会は、市長が市議会の同意を得て任命する五人の委員で組織され、教育行政の基本方針や重要事項について決定し、その事務を具体的に執行処理するため、教育長とその統括のもとに事務局が置かれている。平成十五年（二〇〇三）以降の委員は、次のとおりである。

1 教育委員長

岩佐 郁子	自	平成十二年十月十八日	至	平成二十年十月十一日
北林 嘉晃	自	平成二十年十月十四日	至	現在

2 教育長

牧野 哲久	自	平成	七年	十月	九日	至	平成十九年十月八日
町田 訓久	自	平成	十九年	十月	九日	至	現在

3 教育委員

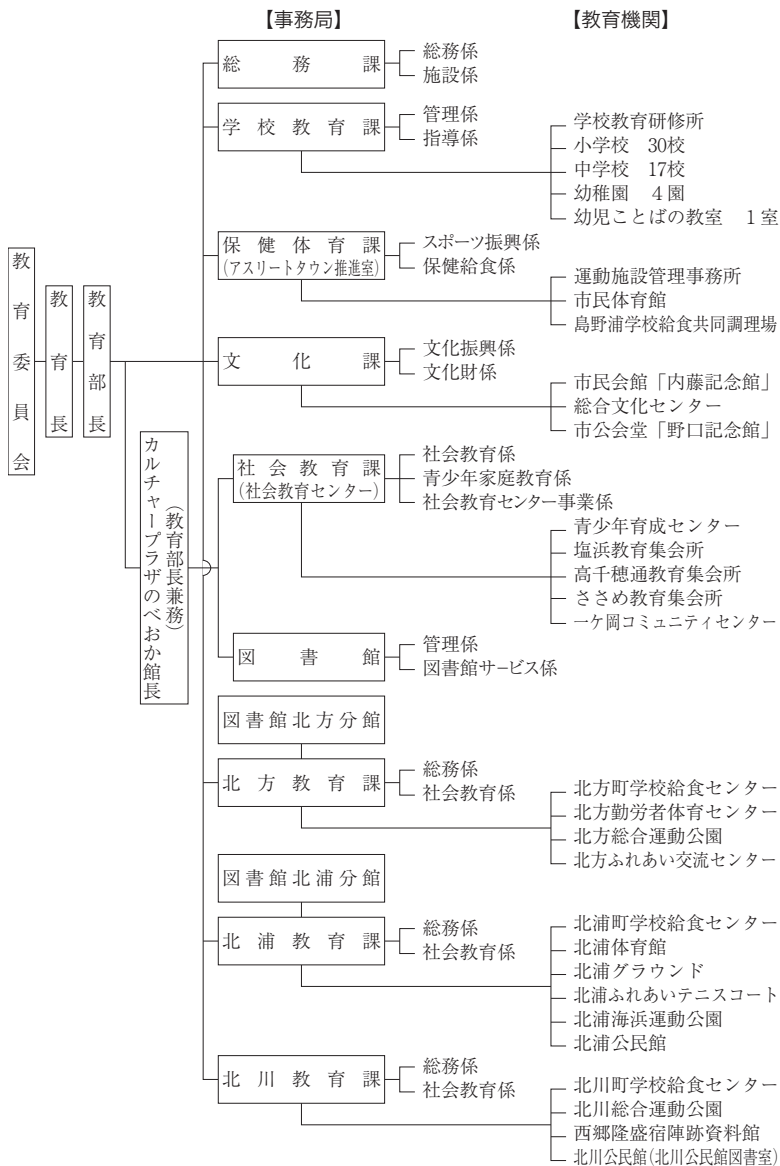
岩佐 郁子	自	昭和五十八年	一月	十二日	至	平成二十年	十月十一日
甲斐 晃一	自	平成	六年十一月	十八日	至	平成十八年十一月十七日	
牧野 哲久	自	平成	七年	十月	九日	至	平成十九年十月八日
森 憲一	自	平成	十二年	十月	十二日	至	現在
松尾真理子	自	平成	十三年十二月	二十一日	至	平成二十一年十二月二十日	
北林 嘉晃	自	平成	十八年十一月	十八日	至	現在	
町田 訓久	自	平成	十九年	十月	九日	至	現在
山本裕見子	自	平成	二十年	十月	十二日	至	平成二十四年十月十一日
田中ヨシ子	自	平成二十一年	十二月	二十一日	至	現在	
土井 成子	自	平成二十四年	十月	十二日	至	現在	

4 組織機構

平成二十四年（二〇二二）四月一日現在の組織機構は、次の図のとおりである。

第3章 執行機関

教育委員会組織図



二 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体又は国、他の地方公共団体その他公共団体の選挙に関する事務、及びこれに関係のある事務を管理する委員会で、議会で選挙された四人の委員で組織される。

延岡市選挙管理委員会の平成十五年（二〇〇三）以降の委員は、次のとおりである。

1 委員

第十六期（自 平成十一年十二月二十一日 至 平成十五年十二月二十日）

委員長 春田 晃一

委員 仕田 美利

〃 安藤 昭和

〃 工藤 慶子

第十七期（自 平成十五年十二月二十一日 至 平成十九年十二月二十日）

委員長 白羽根健二

委員 深川 時子

〃 工藤 慶子

〃 猪野 隆徳

第十八期（自 平成十九年十二月二十一日 至 平成二十三年十二月二十日）

委員長 白羽根健二

委員 高本 清

〃 村田 直繁

〃 木原万里子

第十九期（自 平成二十三年十二月二十一日 至 現在）

委員長 緒方 忠久

委員 岡田 秀一

〃 横山 祐子（平成二十四年十一月二十六日 辞職）

〃 中井 一萬

〃 亀長 馨（平成二十四年十一月二十七日 就任）

2 事務局

平成十八年（二〇〇六）の北方町・北浦町及び十九年（二〇〇七）の北川町との合併により、それぞれの総合支所に各三人の兼務職員を配置し、八人の事務局体制から一七人体制とした。

3 機構

委員会——事務局長（専任）——選挙係長（専任）——係員（専任二人）（兼務一三人）

三 公平委員会

延岡市公平委員会は、市職員の勤務条件に関する措置の要求、及び職員に対する不利益処分に関する不服申立てについてこれを審査し、必要な措置を講ずることとされている。

委員は市長が市議会の同意を得て選任する。

平成十五年（二〇〇三）以降の委員は、次のとおりである。

委員

日高 恵子	自 平成 八年	十月十二日	至 平成 十六年	十月十一日
三浦 鶴美	自 平成 十年	十一月十八日	至 平成 十八年	十一月十七日
山内 健弘	自 平成 十二年	五月十八日	至 平成 二十年	五月十七日
飯干 久子	自 平成 十六年	十月十二日	至 平成 二十四年	十月十一日
小田 弘光	自 平成 十八年	十一月十八日	至 平成 二十二年	十一月十七日
笹野 健一	自 平成 二十年	五月十八日	至 平成 二十四年	五月十七日
飯干 泰志	自 平成 二十二年	十一月十八日	至 現在	
後藤 泰	自 平成 二十四年	五月十八日	至 現在	
山本 恵子	自 平成 二十四年	十月十二日	至 現在	

四 監査委員

地方公共団体の行財政を監査する機関として設けられている監査委員の定数は、人口の規模により二人ないし四人となっており、条例でその定数を増加できるものとされている。延岡市では平成十六年（二〇〇四）に条例改正を行い、定数を一人増員して三人（議員のうちから選任する委員一人、識見を有する者のうちから選任する委員二人）とするとともに、勤務形態を常勤から非常勤に変更した。

十五年（二〇〇三）以降の委員は、次のとおりである。

1 議会選出監査委員

甲斐 勝吉	自	平成十四年	五月九日	至	平成十五年五月一日
湯浅 啓祐	自	平成十五年	五月十三日	至	平成十六年五月十一日
小川善太郎	自	平成十六年	五月十二日	至	平成十七年五月十日
牧 定七	自	平成十七年	五月十一日	至	平成十八年五月九日
山田 良市	自	平成十八年	五月十一日	至	平成十九年五月一日
松田 和己	自	平成十九年	五月十日	至	平成二十年五月二日
内田 喜基	自	平成二十年	五月三日	至	平成二十一年五月七日
熊本 貞司	自	平成二十一年	五月八日	至	平成二十二年五月十日
太田 龍	自	平成二十二年	五月十一日	至	平成二十三年五月一日

西原 茂樹 自 平成二十三年 五月 十三日 至 平成二十四年五月 七日
 矢野戦一郎 自 平成二十四年 五月 八日 至 現在

2 識見監査委員

小池 澄 自 平成 八年 五月 二十日 至 平成 十六年五月 十九日
 津江 国樹 自 平成 十六年 六月二十三日 至 平成 二十年六月二十二日
 木田 恒二 自 平成 十六年 六月二十三日 至 平成二十二年六月 三十日
 山下 博嗣 自 平成 二十年 六月二十三日 至 平成二十四年六月二十二日
 後藤 和則 自 平成二十二年 七月 一日 至 現在
 安藤 辰男 自 平成二十四年 六月二十三日 至 現在

3 事務局

監査委員 —— 事務局局長 —— 監査係長 —— 係員

五 農業委員会

平成十九年（二〇〇七）十二月「延岡市農業委員会の選挙による委員の定数、選挙区等に関する条例」を改正し、委員定数を二七人、選挙区を四選挙区とした。

なお、選任による委員の構成は、十七年（二〇〇五）から市議会推薦委員四人、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区各一人となっている。

十四年（二〇〇二）以降の会長及び副会長は、次のとおりである。

1 会長

林田 毅	自 平成 十四年 七月二十日	至 平成 十七年七月十九日
林田 毅	自 平成 十七年 七月二十日	至 平成 二十年七月十九日
高橋 正二	自 平成 二十年 七月二十日	至 平成二十三年七月十九日
高橋 正二	自 平成二十三年 七月二十日	至 現在

2 副会長

河野 敏康	自 平成 十四年 七月二十日	至 平成 十七年七月十九日
河野 敏康	自 平成 十七年 七月二十日	至 平成 二十年七月十九日
花畑志良一	自 平成 二十年 七月二十日	至 平成二十三年七月十九日
谷川 忠志	自 平成二十三年 七月二十日	至 現在

3 事務局



六 固定資産評価審査委員会

延岡市固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定を行う機関で、委員は三人、市内に住所を有する者、市税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

平成十五年（二〇〇三）以降の委員は、次のとおりである。

委員

北林 裕	自 平成	八年十二月二十一日	至 平成	十六年 九月 二十日
金子 祐三	自 平成	十年 九月二十二日	至 平成	十五年 五月二十八日
志田 松枝	自 平成	十三年 六月二十二日	至 平成	十九年 六月二十一日
福良 博	自 平成	十五年 六月二十六日	至 平成	二十一年 六月二十五日
甲斐 幹雄	自 平成	十六年十二月 十七日	至 平成	二十三年十二月 二十日
大瀨美智子	自 平成	十九年 六月二十二日	至 平成	二十二年 六月二十一日
甲斐 勝吉	自 平成	二十一年 六月二十六日	至 現在	
黒木 節子	自 平成	二十二年 六月二十二日	至 現在	
菊田 光展	自 平成	二十三年十二月二十一日	至 現在	

第四節 諮問機関

延岡市には、行政委員会のほかに長の諮問機関として各種諮問委員会などがあり、主なものは次のとおりである。

- | | | | | | |
|----|---------------|----|-----------------|----|-------------------|
| 1 | 防災会議 | 15 | 文化財保護審議会 | 29 | 安全で住みよいまちづくり推進協議会 |
| 2 | 水防協議会 | 16 | 文化功労者選考委員会 | 30 | 介護認定審査会 |
| 3 | 長期総合計画審議会 | 17 | 図書館協議会 | 31 | 男女共同参画審議会 |
| 4 | 特別職職員報酬等審議会 | 18 | 国土利用計画策定審議会 | 32 | 国民保護協議会 |
| 5 | 行財政改革推進委員会 | 19 | 都市計画審議会 | 33 | 放置自動車廃物判定委員会 |
| 6 | 個人情報保護審議会 | 20 | 景観審議会 | 34 | 宮崎県北部地域障害者給付認定審査会 |
| 7 | 情報公開審査会 | 21 | 住居表示審議会 | 35 | 予防接種健康被害調査委員会 |
| 8 | 公務災害補償等認定委員会 | 22 | 緑化美化推進審議会 | 36 | 北方町地域協議会 |
| 9 | 公共事業評価委員会 | 23 | 土地区画整理審議会 | 37 | 北浦町地域協議会 |
| 10 | 環境審議会 | 24 | 建築審査会 | 38 | 北川町地域協議会 |
| 11 | 民生委員推薦会 | 25 | 商工業振興審議会 | 39 | 就学指導委員会 |
| 12 | 社会福祉事業基金運用審議会 | 26 | 企業立地審議会 | 40 | 学校給食共同調理場運営委員会 |
| 13 | 国民健康保険運営協議会 | 27 | 水産振興委員会 | | |
| 14 | 社会教育委員会 | 28 | 中小企業振興センター運営委員会 | | |

第五節 消 防

一 消防本部及び消防署

平成十八年（二〇〇六）二月二十日に延岡市は北方町・北浦町と、翌十九年（二〇〇七）三月三十一日に北川町と合併した。これにより、新延岡市の行政面積は八六八平方キロメートルと、九州で第一位の佐伯市に次いで、二位の広さの行政面積をもつこととなった。佐伯市とは約六〇キロメートルにわたって隣接することから、十九年に消防相互応援協定を結んだ。

二十年（二〇〇八）には、消防庁舎移転による高機能消防通信指令装置の導入に伴い、消防本部消防署の機構を一部改正し、消防署消防第三課を消防本部通信指令課に改編し、消防通信指令体制の強化を図った。

二十四年（二〇一二）四月一日現在の職員数は、一六五人である。

十五年（二〇〇三）以降の歴代消防長は、次のとおりである。

歴代消防長

第 十六代	遠田 功三	自 平成 十五年四月一日	至 平成 十六年三月三十一日
第 十七代	和田 筆敏	自 平成 十六年四月一日	至 平成 十九年三月三十一日
第 十八代	川嶋 重徳	自 平成 十九年四月一日	至 平成 二十年三月三十一日

第十九代	梶本 幸延	自 平成二十年四月一日	至 平成二十二年三月三十一日
第二十代	牧野 義英	自 平成二十二年四月一日	至 平成二十三年三月三十一日
第二十一代	三星 文男	自 平成二十三年四月一日	至 現在

二 消防団

近年、人口の都市集中にともない農山村地域の過疎化、また、就業構造の変化、地域住民の連帯意識の希薄化などにより、全国的に消防団員数は減少傾向が続いている。このため、消防団員の確保が、大きな課題となっている。延岡市と北方町・北浦町・北川町との合併にともない、一市三町の四消防団を統合して、延岡市消防団は、六支団、一九分団、一〇七カ部、定員二二〇〇人の組織に再編された。平成二十四年（二〇一二）三月末現在の団員数は二〇五一人となっている。

消防団員の構成は、就業構造の変化にともなって、被雇用者いわゆるサラリーマンが増加し、現在は約七割となっている。そこで、消防団活動への一層の理解と協力を得るために、消防団協力量事業所制度を創設するなど、消防団の施設整備や処遇改善などを図り、魅力ある消防団づくりを推進している。

なお、昼間に団員不在となる地域の防災や消防団員の確保対策の一つとして、二十三年（二〇一一）四月に退職消防団員などを対象とした機能別消防団員制度を導入した。

十五年（二〇〇三）以降の歴代消防団長は、次のとおりである。

歴代消防団長

第十七代	福島 宏一	自 平成十五年四月二日	至 平成十九年四月一日
第十八代	福島 宏一	自 平成十九年四月二日	至 平成二十一年四月一日
第十九代	福島 宏一	自 平成二十一年四月二日	至 平成二十三年四月一日
第二十代	堀田 祐吉	自 平成二十三年四月二日	至 現在

三 消防庁舎

旧庁舎は船倉町に昭和二十八年（一九五三）に建設され、その後建て替え・増改築を行い、消防体制の充実を図ってきたが、建物は建築以来四〇数年、指令装置は二〇数年経過し、老朽化が目立ち、急増する救急・消防の要請に応えるために、移転・新築が急務となっていた。そのような状況を受け、平成八年（一九九六）に延岡インター線に近く、延岡西環状線沿の現在地が、立地条件



消防出初式(延岡会場)

の面で最も適地であるとして移転先に決定した。

九年（一九九七）度から用地取得に取り掛かり、十一年（一九九九）に造成工事、十四年（二〇〇二）に地質調査を実施した。十五年（二〇〇三）度に基本設計、十六年（二〇〇四）度を実施設計を実施し、潜水施設が先行して十七年（二〇〇五）十二月に完成した。これにより年間を通しての充実した潜水訓練が実施できるとになり、水難救助事故での初動体制などが迅速・的確に行われるようになった。新消防本庁舎・訓練塔及び屋外付帯工事は、二十年（二〇〇八）二月に完成し、これにより新消防庁舎建設は全てを終了した。

新庁舎の特徴は、本市の消防行政・防災拠点として強固なものとするため、耐震性では震度七に耐えるものとなっている。さらに、通信指令室は免震床（震度五の揺れを震度三に減衰する）を取り入れ、地震等においても機能が失われないような構造となっており、最新の設備機器を備えた消防防災の拠点施設となっている。



消防庁舎

四 消防施設

消防救急無線については、現在アナログ一五〇MHz帯を使用しているが、当該周波数は無線に秘匿性が無く、大容量データの伝送、新たな電波の割り当てが困難であることから、平成十五年（二〇〇三）に「電波法関係審査基準」が改正され、アナログ無線は二十八年（二〇一六）五月三十一日までにデジタル方式による二六〇MHz帯への移行を行うこととなった。

これに伴い、二十四年（二〇一二）現在、デジタル方式への移行に合わせ、延岡市消防本部を基点として周辺の数箇所は無線局を設け、災害時に重要不可欠な消防救急無線の交信エリアの確保を図ることとなった。この整備に伴い、消防・救助・救急活動等においての通信が拡充され、さらに大規模災害時にも対応し得る消防救急無線の構築を目指している。

消防車両については、延岡市消防整備基本計画に基づき車両の更新を行っている。大型車両の更新では、二十年（二〇〇八）に一六年間使用し老朽化した救助工作車を廃車とし、都市型救助資機材をはじめとした最新鋭の装備を搭載した新救助工作車を購入した。また、二十二年（二〇一〇）四月に一八年間使用した四〇メートル級梯子車を廃車とし、先端屈折式では県内初となる三五メートル級先端屈折式梯子車を購入した。その他、災害時の水利確保のため、年次計画により耐震性の防火水槽を設置している。



梯子車

第3章 執行機関

表1 消防機械の推移 (単位：台)

区分	年度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23
消防ポンプ自動車		2	2	2	2	2	2	2	2	2
水槽付消防ポンプ自動車		5	5	5	5	5	5	5	5	5
化学消防ポンプ自動車		1	1	1	1	1	1	1	1	1
梯子付消防ポンプ自動車		1	1	1	1	1	1	1	-	-
先端屈折梯子車		-	-	-	-	-	-	-	1	1
屈折梯子消防ポンプ自動車		1	1	1	1	1	1	1	-	-
救助工作車		2	2	2	2	2	2	2	2	2
小型動力ポンプ付水槽車		1	1	1	1	1	1	1	1	1
高規格救急自動車		5	5	5	5	5	5	5	5	5
器材車		1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他の自動車		14	14	14	14	18	17	17	18	18
計		33	33	33	33	37	36	36	36	36

(資料：延岡市消防本部)

表2 消防水利の推移 (単位：基)

区分	年度	計	消火栓	防火水槽	井戸	プール	その他の水利
	平成15	2,207	1,873	215	81	33	5
	16	2,221	1,886	216	81	33	5
	17	2,229	1,893	218	80	33	5
	18	2,796	2,251	377	77	48	43
	19	2,943	2,347	425	71	57	43
	20	2,976	2,378	427	71	57	43
	21	2,999	2,391	431	77	57	43
	22	3,059	2,429	436	80	53	61
	23	3,083	2,463	446	75	55	44

(注1) 消火栓は私設を含む。 (資料：延岡市消防本部)

(注2) 平成18年度から旧北方町・旧北浦町、19年度から旧北川町を含む。

表3 消防無線 (単位：台)

消防無線設備	数量
基地局	6
移動用10W	30
携帯移動用10W	6
〃 5W	47
合計	89

平成24年7月1日現在 (資料：延岡市消防本部)

消防施設整備の状況は、次の表1・表2・表3のとおりである。

五 予防活動

本市における火災の発生は、小火を含めて年間に五〇件から八〇件程度で推移している。出火原因については、コンロやたばこ・たき火等が多数を占めている。このような中、住宅防火対策として「住宅用火災警報器」の設置が延岡市火災予防条例に規定され、平成二十三年（二〇一一）六月一日から全ての住宅に設置が義務付けされた。また、防火対象物の火災予防対策として、火災が発生した場合に人命に及ぼす危険性が高い、老人福祉施設等をはじめとした「特定防火対象物」の立入検査を定期的実施するとともに、防火管理講習等を実施して、防火管理体制や消防用設備等の維持管理の重要性の周知徹底を図っている。

さらに、本市は県内随一の工業都市であり、危険物施設も多数存在している。そのため、危険物取扱者保安講習等を実施して、安全管理指導を徹底し、危険物の漏洩や火災事故の防止を図っている。

住宅用火災警報器設置及び講習会受講者の推移は、次の表1・表2のとおりである。

表1 住宅用火災警報器設置の推移（単位：％）

年	区分	延岡市	宮崎県	全 国
平成20年 6月		3.4	15.7	28.2
平成21年12月		34.4	33.9	52.0
平成22年 6月		42.1	39.6	58.4
平成22年12月		54.0	46.0	63.6
平成23年 6月		58.3	57.3	71.1
平成24年 6月		62.9	70.0	77.5

(資料：延岡市消防本部)

表2 各種講習受講者の推移（単位：人）

区分 年度	防火管理 講習	危険物取扱 保安講習	危険物取扱 者試験準 備講習
平成14	153	278	156
15	131	345	194
16	73	297	170
17	115	330	188
18	146	311	154
19	130	325	184
20	118	331	196
21	91	289	176
22	108	285	130
23	83	293	116

(資料：延岡市消防本部)

六 災害活動

平成十五年（二〇〇三）以降の特筆される災害は、十七年（二〇〇五）九月の台風十四号による大出水、及び十八年（二〇〇六）九月の台風十三号による竜巻災害である。風水害については、第八章防災第三節災害の項を参照。

1 火災

火災については、小火を含めて年間に五〇件から八〇件程度で推移しているが、この一〇年間甚大な火災は発生していない。不幸な事件・火災であるが、平成十九年（二〇〇七）には放火による火災が多発し、四月二十八日未明に上大瀬町で発生した建物火災では犠牲者をだしている。

十七年（二〇〇五）に就航した宮崎県防災救急ヘリコプターは、宮崎空港から本市まで三〇分程度で飛来し、林野火災においては自力で消火用バケツに最大九一〇リットルの水を汲み上げ、散水を繰り返す消火作業を行うことができる。水利がなく、急傾斜地の林野においては初期消火の面で非常に有効であり、これが大きな林野火災に至らない要因になっている面も軽視出来ない。

十五年（二〇〇三）以降の火災発生状況は、次の表のとおりである。

表 火災発生の状況

区分 年別	出火 件数	火災種別（件）					焼損面積			死傷者（人）	
		建物	林野	車両	船舶	その他	建物 (㎡)	林野 (アール)	損害額 (千円)	死者	傷者
平成15	61	38	7	2	0	14	1,635	17	72,178	(2) 3	5
16	78	41	7	6	0	24	1,731	27	71,934	1	7
17	76	40	14	6	0	16	2,902	183	164,895	(1) 1	10
18	60	33	8	7	0	12	1,751	247	90,799	0	5
19	76	44	6	3	0	23	3,159	42	127,835	(2) 2	6
20	58	35	9	1	0	13	2,199	986	215,426	1	12
21	55	22	12	4	3	14	1,322	423	53,898	(2) 5	4
22	49	33	3	3	0	10	2,377	63	70,602	0	12
23	59	24	5	3	2	25	1,469	138	87,019	1	9

(注) 死者の（ ）は建物火災によるもの。

(資料：延岡市消防本部)

2 救急

救急業務は、昭和三十八年（一九六三）の法制化以来、出場（出勤）件数は増加傾向で推移しており、平成二十三年（二〇一一）には五〇〇〇件を突破した。二十三年度末現在の救急救命士は二九人で、高規格救急車は五台で運用している。十五年（二〇〇三）四月からは医師の包括的な指示の下での除細動（重篤な不整脈が発生したとき、強い電流を心臓に流して、不整脈を起こしている電気的な活動を停止させ、心臓のリズムを元にもどす）、十六年（二〇〇四）七月からは医師の具体的指示下での気管挿管、十八年（二〇〇六）四月からは医師の具体的な指示の下での薬剤投与が開始されるなど、救急救命士の処置が拡大され、救急救命士を中心とした病院前（到着までの）救護体制が、救急体制の一環として大きな発展をみた。本市においても、気管挿管や薬剤投与の資格を持った救急救命士の養成を推進し、知識・技術の維持向上のため、訓練用資機材を整備して教育訓練を行い、救急体制の充実を図っている。

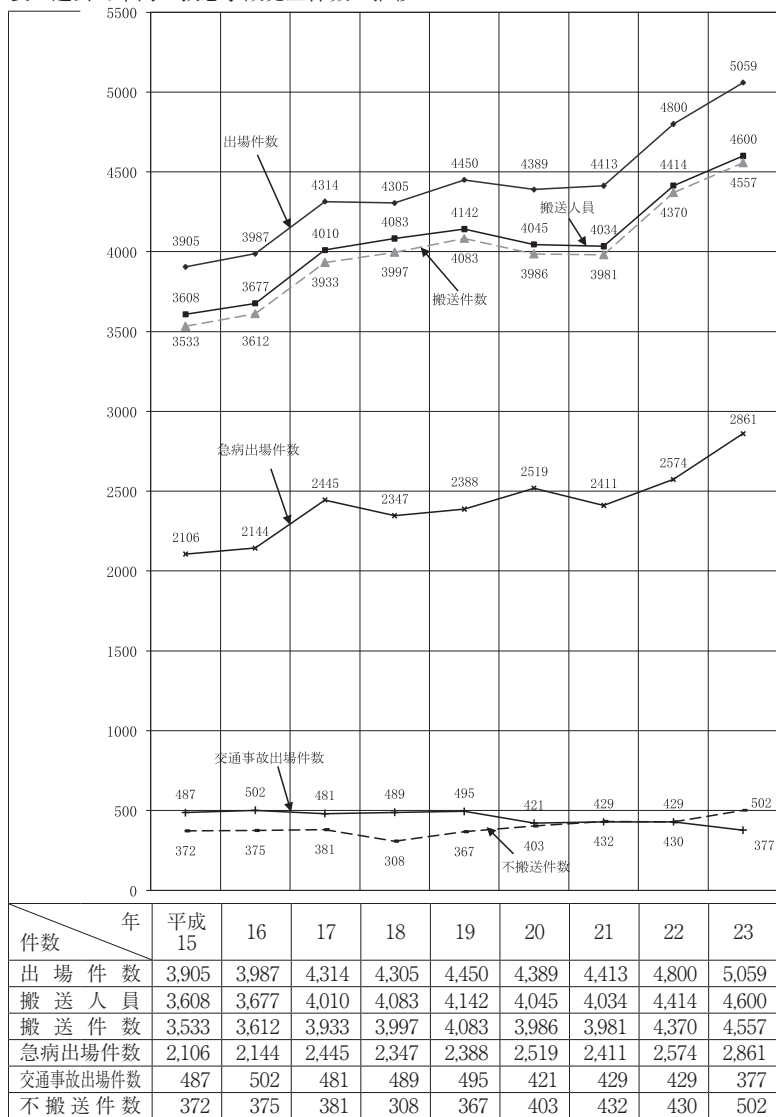
また、十六年七月に非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用が認められたことを受け、一般消防職員もAEDを使用できるように、救急車以外の車両にも搭載するなど体制の整備を図るとともに、公共施設や事業所に設置されているAED取り扱いの講習会を適宜実施している。

なお、二十四年（二〇一二）四月から、宮崎県ドクターヘリが宮崎大学医学部附属病院救急センターを拠点に運航を開始し、二十五年（二〇一三）三月には県立延岡病院にヘリポートが完成し、三月中の供用開始を目指すしている。市内三七カ所のランデブーポイントでドクターが傷病者を収容し、短時間で医療機関に搬送することにより、救急医療の質が上がるとともに救命率が向上すると期待されている。

救急事故発生件数の推移は、次の表のとおりである

第3章 執行機関

表 過去10年間の救急事故発生件数の推移



(資料：延岡市消防本部)

3 救助

県内の九消防本部（局）全てで救助隊を設置し救助業務を行っているが、このうち宮崎市・都城市及び本市においては、専任の救助隊を設置している。救助隊は人命救助活動を主要な任務とし、活動範囲は多岐にわたるが、交通事故に伴う救助出場が全体の約半数を占めている。その他では火災も含め、水難救助・山岳救助・ガス事故による救助、自然災害などあらゆる災害に要請され、その内容も多種多様化している。

本市は潜水訓練が年間を通して行える潜水プールを有しており、水難事故の初動体制や潜水救助・搜索などのレベルアップに努めている。なお、潜水資機材を装着しての潜水救助・搜索活動を行う救助隊は、県内では本市と串間市だけである。市民からの多様化する救助要請に応じるため、各種の資格の取得に努め、知識・技術の向上を図るとともに、ハード・ソフト両面の充実強化を行い、市民の生命・身体・財産の被害を最小限に止めるための救助体制を構築している。

七 宮崎県防災救急航空センター

宮崎県は県土の七六パーセントが山林であり、過疎・山村地域を有する市町村が過半数に及ぶという地理的な特性をかかえ、また高度な医療機能や高速交通網の整備も十分に恵まれていない地域が広く存在するという実情にある。このため、県内全域を対象として、上空から救急・救助・火災などの防災救急活動を迅速に展開できるように、平成十六年（二〇〇四）十月に防災救急ヘリコプター「あおぞら」を導入し、事前の訓練を経て十七年（二〇〇五）二月から運航を開始した。運航体制は、県危機管理統括監が総括責任者となり、航空消防隊員は県

内の消防本部（局）から派遣された消防吏員八人で編成され、航空運航は民間の航空会社に委託している。

緊急運航の要請は、各消防本部の通信指令員が一一九番通報を受信した際の傷病者の病状により、公共性・緊急性・非代替性の面から判断を行い、県防災救急航空センターに出動要請を行っている。センターのある宮崎空港から本市までの飛行所要時間は三〇分程度となっている。

過去三年間の県内での総運航件数に占める本市への運航件数は、二十一年（二〇〇九）が七六件中二七件、二十二年（二〇一〇）が一七件中四七件、二十三年（二〇一一）が一四五件中二九件であり、大半が高度医療機関への転院搬送となっている。なお、転院搬送は、二十二年が四〇件であったが、二十三年は二〇件に半減している。十八年（二〇〇六）には県北の給油拠点として、北川町に燃料備蓄庫（三〇〇〇リットル）が完成したことにより、県北における災害救援活動時間の長時間飛行活動が可能となった。

宮崎県防災救急ヘリコプター「あおぞら」は、二十三年三月十一日に発生した東日本大震災の災害対応にあたるため、同日に総務省消防庁の要請を受け、翌十二日に出動し、岩手県の花巻空港を拠点に三月二十日まで救助活動などを行った。

八 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、平成七年（一九九五）に発生した阪神・淡路大震災を教訓に、同年に全国の消防機関による消防応援を円滑に行うために創設された。延岡市消防本部は、消火部隊二隊・救助部隊一隊・救急部隊二隊・後方支援隊一隊・特殊災害部隊一隊を登録している。

二十三年（二〇一一）三月十一日に発生した東日本大震災により、緊急消防援助隊宮崎県隊は三月十四日午前十一時二十五分に総務省消防庁の要請を受け、災害対応にあたるため、三時間半後の同日十五時に出動した。

宮崎県隊は県内の九消防本部（局）から一五隊・五六人（消火部隊・救助部隊・救急部隊など）の編成であった。そのうち延岡市消防本部は、救助部隊四人（救助工作二号車）、後方支援隊二人（器材車）を出動させ、三月十四日から三月二十一日までの八日間の活動を行った。

出動時、活動拠点が不明のままの出動であったが、三月十六日に岩手県陸前高田市での活動と決定した。同市は、壊滅的な被災状態であり、通信手段は消防無線・衛星電話しか使用できない状態であった。活動内容は、倒壊家屋での救助活動、目視検索、JA高田支店・陸前高田市中心中央公民館の搜索活動等であった。



緊急消防援助隊延岡隊の搜索活動（岩手県陸前高田市・JA高田支店）

第六節 延岡市土地開発公社

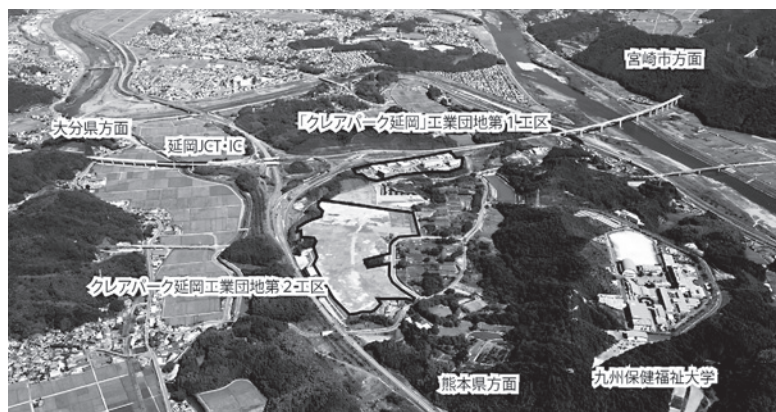
延岡市土地開発公社の事業の推移及び組織は、次のとおりである。

一 用地取得事業

用地取得事業のなかで、大規模な取得事業は、平成二十年（二〇〇八）度が新最終処分場建設事業用地（六五、六二〇㎡）、二十一年（二〇〇九）度がクレアパーク延岡工業団地（二工区）用地（四一、二〇〇㎡）である。

そのほか十四年（二〇〇二）度に延岡道路用地（十四年度用地国債 一四、三七八㎡）、十六年（二〇〇四）度に城山公園整備事業用地（七、一九三㎡）、岡富古川土地区画整理事業用地（六、七四〇㎡）、十七年（二〇〇五）度に延岡道路用地（十七年度用地国債 一六、六九一㎡）を取得している。

用地取得事業は、次の表のとおりである。



クレアパーク工業団地と高速道路

表 用地取得事業

区分 年度	公共用地		公有地		土地造成事業用地		計	
	面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)
平成14	16,834	411,288,860					16,834	411,288,860
15	349	70,726,832					349	70,726,832
16	18,830	498,169,383					18,830	498,169,383
17	24,406	277,417,414					24,406	277,417,414
18	4,321	225,852,828					4,321	225,852,828
19	1,187	235,272,528					1,187	235,272,528
20	68,652	493,056,400					68,652	493,056,400
21	63,031	345,252,635					63,031	345,252,635
22	13,998	334,413,185				191,520	13,998	334,604,705
23	6,835	138,284,857				189,000	6,835	138,473,857

(資料：延岡市土地開発公社)

二 用地処分事業

用地処分事業のなかで、大規模な処分事業は平成二十一年（二〇〇九）度の新最終処分場建設事業用地（八三、一二四㎡）である。

そのほか、十四年（二〇〇二）度に延岡道路用地（十年度用地国債 五、六七二㎡）、北方延岡道路用地（十二年度用地国債 一〇、三六〇㎡）、十六年（二〇〇四）度に延岡道路用地（十三年度用地国債 一三、九三四㎡）、十七年（二〇〇五）度に延岡道路用地（十三年度用地国債 二一、五〇一㎡）を処分している。

用地処分事業は、次の表のとおりである。

第3章 執行機関

表 用地処分事業

区分 年度	公共用地		公有地		土地造成事業用地		計	
	面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)
平成14	22,777	740,404,428					22,777	740,404,428
15	20,207	543,046,968					20,207	543,046,968
16	25,704	444,889,288					25,704	444,889,288
17	30,712	179,010,131					30,712	179,010,131
18	15,804	264,512,588					15,804	264,512,588
19	4,486	197,064,584					4,486	197,064,584
20	4,462	183,984,261					4,462	183,984,261
21	93,543	526,005,020					93,543	526,005,020
22	18,010	469,285,193					18,010	469,285,193
23	13,068	224,245,331					13,068	224,245,331

(資料：延岡市土地開発公社)

三 受託事業

受託事業のなかで大規模な事業は、平成十九年（二〇〇七）度の須崎中川原通線（祝子橋）外二線街路事業（二三二、六四一㎡）、二十年（二〇〇八）度と二十一年（二〇〇九）度二カ年継続での北方延岡道路一工区（蔵田～南久保山）改築工事（六三三、三六三㎡）である。

そのほか十四年（二〇〇二）度に延岡インター線道路改築事業、二十年度に東九州自動車道（県境～北川IC）新設工事、二十二年（二〇一〇）度に須美江インター線事業等を行った。他の機関から受託した用地取得と、あっせん状況は、次の表のとおりである。

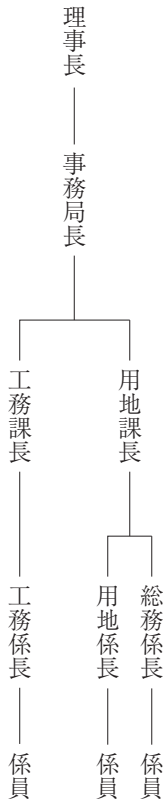
表 受託事業

年度	事業内容	あっせん先	面積(㎡)	金額(円)
平成14	延岡インター線 道路改築事業	宮崎県	4,708.06	4,774,754
15	富美山通線街路 事業	宮崎県	1,581.03	25,724,665
16	須崎中川原通線 (祝子橋) 外2線街路事業	宮崎県	3,183.65	361,178,664
17	須崎中川原通線 (祝子橋) 外2線街路事業	宮崎県	1,181.11	355,150,523
18	須崎中川原通線 (祝子橋) 外2線街路事業	宮崎県	1,696.28	323,591,028
19	須崎中川原通線 (祝子橋) 外2線街路事業	宮崎県	131,640.71	682,364,773
	東九州自動車道 (県境～北川IC) 新設工事	国 土 交通省	392.14	147,409,688
20	須崎中川原通線 (祝子橋) 外2線街路事業	宮崎県	50.05	74,804,130
	富美山通線道路 二種改良事業	宮崎県	318.47	107,508,992
	東九州自動車道 (県境～北川IC) 新設工事	国 土 交通省	37,722.12	200,005,016
	北方延岡道路1工区 (蔵田～南久保山) 改築工事	国 土 交通省	50,346.91	145,900,017
21	須崎中川原通線 (祝子橋) 外2線街路事業	宮崎県	72.16	35,329,962
	富美山通線道路 二種改良事業	宮崎県	253.09	77,995,185
	北方延岡道路1工区 (蔵田～南久保山) 改築工事	国 土 交通省	13,016.13	130,015,994
22	須美江インター線 事業	宮崎県	27,526.67	86,050,571
23	該当なし			

(資料：延岡市土地開発公社)

四 組 織

事業推進は、次の組織で行っている。



第四章 長期計画

第一節 延岡市長期総合計画

延岡市は、昭和四十五年（一九七〇）に第一次長期総合計画を策定して以来、これまで、第四次にわたり計画の見直しを行い、長期的なビジョンのもと、総合的・計画的な都市づくりを進めてきた。

平成八年（一九九六）から十七年（二〇〇五）までの第四次長期総合計画においては、「共に輝き創る交流拠点都市へのべおか」を都市像に掲げ施策を展開してきた。

しかしながら、本市を取り巻く環境は大きく変化し、市町村合併や少子高齢化社会が本格的に到来し、高度情報化や国際化の一層の進展や、住民ニーズの多様化・高度化が進むことが予想される。また、地方分権の進展等により、自己決定・自己責任を基本とする地方自治体のあり方も問われている。これらのことから、本市を取り巻く社会情勢に対応したまちづくりを再構築するため、新市建設計画及び新市基本計画の趣旨を踏まえながら、十九年（二〇〇七）に「第五次長期総合計画・前期基本計画」を策定した。

第五次長期総合計画は、目指す都市像を「市民力・地域力・都市力が躍動するまちのべおか」とし、「流入経済活力の強化」「循環経済活力の強化」「快適性の向上」からなる戦略的視点に立ち、まちづくりを進めるもので、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」で構成している。

基本構想の計画期間は、十八年（二〇〇六）度から二十七年（二〇一五）度までの一〇年間とし、基本計画の

計画期間は十八年度から二十二年（二〇一〇）度までの「前期基本計画」、二十三年（二〇一一）度から二十七年までの「後期基本計画」から成り、二十二年度をもって「前期基本計画」の計画期間が終了したことから、二十七年度末を目標年次とする「後期基本計画」を二十三年に策定した。

一 主要指標

延岡市の人口（国勢調査・旧三町を含む）は、平成十七年（二〇〇五）には一三万五一八二人、二十二年（二〇一〇）には一三万一一八二人と高齢化の進行・出生率の低下等を受け、減少の流れで推移し、十九年（二〇〇七）に策定した第五次長期総合計画では、二十七年（二〇一五）における人口を一二万四六八人と想定している。

二 第五次長期総合計画

1 基本構想

(1) 都市像

「市民力・地域力・都市力が躍動するまち のべおか」

市民と行政が協力し、それぞれが主体的役割を担う、市民協働によるまちづくりを一層進める。

旧三町との合併により、新たに加わった多彩な自然や水産業・農林業などの地域の特性を活かし、一体感を育む合併後のまちづくりを進める。

地域経済の活性化に欠かせない高速道路の開通が間近になり、開通後を見据えた流入経済と循環経済の活力強化により、産業振興と雇用促進を図る。

また、道州制の時代の到来を見据え、権限と発言力を備えた自治体となっていくためにも、近隣市町村や県境を越えた自治体との連携を進めるとともに、東九州の中核都市としての発展も視野に入れながら、自主性・自立性を高めるまちづくりを進める。

(2) 基本目標

① 人と物とが活発に行き交う交流拠点都市づくり

交流連携を活発にするために、高速道路や鉄道・バスといった交通網の整備を進めることはもとより、広域行政の強化や姉妹都市等との地域間・都市間交流を推進する。

また、高等教育機関との協働により、教育・文化、地域経済の活性化を図るほか、本市固有の歴史文化資源を活かした都市（まち）づくりや、本市の特性を活かしたアスリートタウンづくりを進め、人と物とが活発に行き交う交流拠点都市をめざす。

② 多彩な産業が織り成す活力のある都市づくり

多彩な産業を生かしたまちづくりを推進するためには、産業基盤の整備や産業技術の連携など、拡大と安定を目指す幅広い高度な産業の振興に取り組む必要があるため、永年、蓄積してきた技術はもとより、優れた人材を生かした工業の振興、多様な都市機能が生み出す魅力ある商業地の形成と中心市街地の活性化、固有の自然・歴史等を生かした観光地づくりなど広域拠点性の高い産業の形成を図るとともに、それらを担う若者の雇用と定住を図る。

また、農林水産業については、生産基盤はもとより、生産物のブランド化や就労環境の改善に努めるとともに、生産・流通・販売体制の整備など効率的・安定的な経営の確立を進め、多彩な産業振興による活力のあるまちづくりをめざす。

③ 共に支えあう安全・安心の地域づくり

都市化や少子高齢化、核家族化の進展に伴い、ライフスタイルが変化し、価値観が多様化する中で、地域や家庭が本来持っている相互扶助の機能の低下が懸念されている。したがって、これからの地域づくりを進めるにあたっては、市民一人ひとりが防災や地域福祉をはじめとした地域の課題に対して、自分達の問題として強い関心を持ち、自主性・主体性をもって解決していくように努める。

また、地域の連帯や助け合いの基本となるコミュニティ意識は、地域社会への愛着の表れとして、これからの地域づくりを進めていく上で必要不可欠なものと言える。そのため、地域コミュニティの活性化を基本理念として掲げながら、災害に強いまちづくりや、地域福祉の充実をはじめとした取り組みを進めることにより、誰もが住み慣れた地域において、共に支えあいながら、安全に安心して暮らすことのできる地域づくりを推進する。

④ のべおかの未来を拓く人づくり

学校・家庭・地域社会がともに連携・協力し、豊かな感性や生きる力があり、確かな学力や希望にあふれる子どもの育成など、のべおかの未来を担う子どもが主役の人づくりを進める。

また、生涯を通して学び、互いを尊重しあい男女が共に参画しながら、温かい家庭や生きがいのある地域社会づくりに向け、主体的に活動できる人づくりに努める。

さらに、先人たちが築いてきた歴史・文化等を継承しつつ、豊かな自然や温かい人情など、延岡の良さを活か

し、誰もが住み続けたい、帰りたいと思える魅力あるふるさとづくりを行うための人づくりを進める。

⑤ 豊かな自然と安全で快適な暮らしを守る環境づくり

豊かな自然を守るため、温暖化防止などの地球規模での環境保全を視野に入れて、ごみの減量化や資源化などにより環境にやさしい循環型社会の構築に取り組みとともに、無秩序な開発を未然に防いで野生動植物の生息地や自然環境の保全を図る。

また、安全な暮らしを守るため、河川改修等による治水対策、道路網の整備による安全な避難路の確保、安定したライフラインの構築や建築物の耐震化による生活基盤の確保など、都市整備を推進する。

さらに、快適な暮らしを守るため、社会情勢を踏まえた計画的な土地利用に努め、中心市街地の活性化を推進し、高齢者や障がい者など全ての人々が集える憩いの場の整備や上下水道の整備などにより良好な居住環境づくりを図る。あわせて、地域が持つ歴史や文化などの特性を活かした景観の形成に努め、快適な環境づくりを図る。

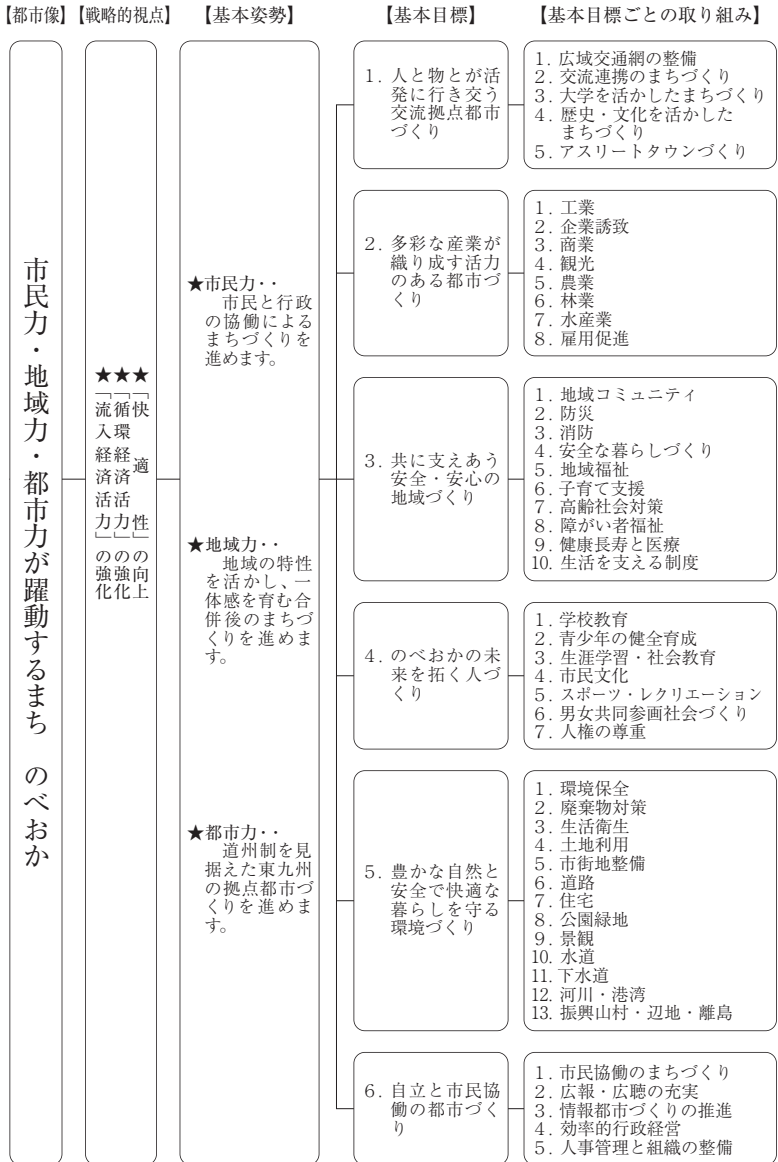
⑥ 自立と市民協働の都市づくり

地方分権の進展等に伴い、地方自治体は自らの責任と判断で、多様化する住民の価値観やニーズに応じた最適な政策の形成を目指す必要がある。また、市民意識の向上に伴い、まちづくりに積極的に参加する市民や団体などが増えており、これまでに以上に市政運営への市民参加を進める必要がある。

このため、市民ニーズや行政課題に的確に対応していく組織の整備や職員の資質の向上を図るとともに、積極的な行財政改革と選択と集中による計画行政の推進により、効率的で実効性のある行政経営をめざす。

また、行政情報の積極的提供により、情報の共有化を図りながら、市民協働のまちづくりを一層進める。なお、基本目標・基本目標ごとの取り組みは、次の体系図のとおりである。

第五次延岡市長期総合計画体系図



2 長期総合計画審議会

(1) 平成十九年(二〇〇七)度第五次長期総合計画基本構想・前期基本計画策定時の審議会委員

会長 坂本純一 会長代理 清本英男

委員 池上武博 上荷田洋一 岡村公子 甲斐千春 甲斐伴幸 笠江良一 河野光雄

木原万里子 木村邦子 木村民子 小嶋健晴 兒玉悦生 芝 弘光 白坂幸則

柘植 健 土屋博長 土井裕子 林田玲子 日野政利 柳田静郷 山崎 司

瓜生罔郎 福本安甫 柳田喜継 東 均 緒方準一 渡辺安夫

(2) 平成二十三年(二〇一一)度第五次長期総合計画基本構想・後期基本計画策定時の審議会委員

会長 柳田泰宏 会長代理 芝 弘光

委員 清本英男 白坂幸則 土屋博長 日高光明 山本勝治 吉玉典生 米田稔男

上荷田洋一 木原万里子 木本宗雄 兒玉悦生 下清水一正 柘植 健 林田玲子

牧野剛緒 柳田健一 山口和代 木村民子 黒木節子 福田政憲 森山和真

柳沢浩伸 柳田静郷 山崎 司 福本安甫 横峯正二 金丸隆一 大田原宣治

第二節 新生のべおかプロジェクト

延岡市は、第五次長期総合計画をリードする戦略的プロジェクトとして位置づけ、平成二十七年（二〇一五）度を目標年次とする、新生のべおかプロジェクトを二十一年（二〇〇九）一月に策定した。

「賑わいの再生」と「東九州の中心都市」としての機能整備を目指して、「雇用創出」「中心市街地の活性化」「公共交通の充実」からなるメイン・プロジェクト、及び「地域医療」「教育の振興」「生活環境施設の充実」からなる、ベース・プロジェクトで構成されている。

一 メイン・プロジェクト

1 雇用創出プロジェクト

本市の厳しい雇用情勢を改善するため、企業誘致や地場産業の振興に積極的に取り組み、新規学卒者や女性、Uターン希望者、中高年齢者等が安心して働ける就労の場の確保を図る。

(1) 企業誘致の推進

誘致活動の強化

受け皿の準備（工業用地、オフィスビル）

(2) 地場産業の振興
各産業振興計画の推進

○ 工業振興ビジョン、商業振興ビジョン、観光振興ビジョン、農林水産業振興ビジョン、バイオマスタウン構想
農商工の連携

○ 一・五次産業、バイオマス産業など
産学官の連携

○ 新産業創出のための共同研究

2 中心市街地プロジェクト

本市の玄関口であるJR延岡駅とその周辺地域を中心市街地として位置付け、JR・宮崎交通・宮崎県等の関係機関と十分協議し、交通・物流・サービス機能等の充実を図る。また、商店街を含む民間活力との協働により、バリアフリー等に配慮しながら人になやましい賑わい空間の再生を図る。

(1) JR延岡駅と周辺地域での都市機能の再整備
駅舎、東西自由通路、貨物ヤード、複合施設、バスセンター



クリアパーク工業団地第一工区に進出した企業

3 公共交通プロジェクト

高齢化社会の進行や環境、エネルギー問題等を踏まえ、市民生活の交通手段として不可欠な地域の公共交通機能の充実を図る。

(1) 公共交通空白地域への対応

さわやか号の拡充（コミュニティバス、乗合タクシー）

(2) 本市中心部へのアクセス強化

中心市街地の再生等と連動した対応

(3) 公共交通機関の相互連携

JR・宮崎交通バス・コミュニティバス等の連携

(4) 公共交通機関の利用促進

路線図・時刻表等の広報、利用促進の啓発活動

二 ベース・プロジェクト

1 地域医療プロジェクト

県立延岡病院や延岡市医師会病院での相次ぐ医師の退職等により、本市の地域医療は危機的な状況にある。初期救急医療体制をはじめ、市民誰もが安心できる医療環境を整えるために、市民の理解と協力のもと、積極的に



地域コミュニティバス

改善策に取り組む。

(1) 地域医療の充実

初期 ↓ 二次 ↓ 三次救急医療連携システムの確立、関係機関の連携、医師確保への協力連携、安易な時間外受診抑制等の啓発活動

2 教育振興プロジェクト

まちづくりの基本は、人づくりにある。本市の豊かな自然や歴史、文化のもと、市民誰もが生涯を通して学び、地域・文化・スポーツ活動など生涯学習を推進しながら、互いを尊重し、温かい家庭や生きがいのある地域社会づくりに向け、主体的に活動できる人づくりを進める。特に、人づくりの礎となる子どもたちの成長のため、学校・家庭・地域社会が連携し、子どもが主役の人づくりを進める。また、学校施設の耐震化など、教育環境の更なる充実に図る。

(1) 学力向上対策

小中連携の推進、講師派遣事業の推進、学校・家庭・地域の連携

(2) 小中学校施設の整備充実

耐震化の推進、新增改築の推進

(3) スポーツ・文化の振興

スポーツ・文化活動の充実、施設の整備充実

3 生活環境施設プロジェクト

自然環境に配慮し、安らぎのある新悠久苑（火葬場「いのちの杜」）を建設した。また、廃棄物の安定的かつ適正な処理を効率的に行い、豊かな自然と安全な暮らしを守るために、新最終処分場を建設するとともに、新清掃工場「夢の杜」の円滑な運用を行う。

第三節 延岡市行財政改革

政府は、平成十二年（二〇〇〇）十二月に「行政改革大綱」を定め、十七年（二〇〇五）度までの五カ年を目標として、特殊法人改革・政策評価・市町村合併・規制改革・行政スリム化などに集中的に取り組むこととした。

また、十七年三月二十九日に総務省は、「今後の行政改革の方針」に基づき、九年（一九九七）以来八年ぶりに「地方行革指針」を決定し、地方行革指針の主な重点項目として、行政改革大綱の見直し、「集中改革プラン」の策定公表を掲げた。さらに、行政改革推進上の主要事項として、地方公共団体における行政の担う役割の重点化を求め、①民間委託の推進 ②PFI手法の活用 ③地方独立行政法人制度の活用 ④地方公営企業の経営健全化 ⑤第三セクター



建設中の新最終処分場

の抜本的な見直し ⑥地方公社の経営健全化 ⑦地域協働の推進 ⑧市町村への権限委譲 ⑨出先機関の見直しなどを掲げた。

こうした一連の国の動きの中で、基礎自治体である地方公共団体は、行政の効率化と質の高度化や、行政体制や基盤の強化を図ることが求められた。延岡市はこれまで、昭和六十年（一九八五）度から六十二年（一九八七）度までの第一次、六十三年（一九八八）度から平成二年（一九九〇）度までの第二次、七年（一九九五）度から十一年（一九九九）度までの第三次の行政改革を行ってきた。

一 第四次行政改革

平成十二年（二〇〇〇）度から十六年（二〇〇四）度までの五カ年を実施期間とした第四次の行政改革に取り組み、特に、民間委託等の事務事業の見直しを行い、また行政のスリム化の視点に立って人件費の改革を推進し、七八の改革項目に取り組み、進捗率九七・五パーセント、節減経費年間約一七億円、職員数は純減で一〇二人と大きな成果を上げることができた。

しかしながら、少子高齢化等社会環境の変化に伴う、医療・介護に代表される社会保障関係経費の増大や国の三位一体改革による地方交付税の削減などにより、本市の財政状況はこれまでも増して厳しくなっており、さらに、市町村合併や地方分権などの進展により、新たな行政課題もでてきている。

二 第五次行財政改革

平成十七年（二〇〇五）度から二十一年（二〇〇九）度までの五カ年を実施期間とした第五次行財政改革では、「健全な財政と効率的で効果的な行政運営の実現」「透明で開かれた協働による市政の実現」を基本目標とし、①「健全な財政の健全化」②市民協働型行政の推進 ③行政運営の再編 ④公共施設の効率的な設置・運営の五四の改革項目に取り組み、進捗率は九六・三パーセント、節減経費年間約一五億円、職員数は純減で一四九人と大きな成果を上げることができた。

三 第六次行財政改革

平成二十二年（二〇一〇）度から二十六年（二〇一四）度までの五カ年を実施期間とする第六次行財政改革では、景気低迷の長期化などにより、地域経済など本市を取り巻く状況は、依然として厳しいものがある。市民生活や本市財政への影響も懸念されることから、「市民サービスの向上」「市民と行政が一体となった改革の推進」を目指す姿とし、目標達成のための四つの柱①効果的・効率的な行財政運営の推進 ②健全な財政運営の確保 ③市民協働型行政の推進 ④公共施設管理運営の効率化を掲げ、改革の主要目標として「六五の改革項目」「職員数一〇〇人削減」「年間約一二億円の経費節減」を目指して取り組みを進めている。

第五章 広域行政

第一節 宮崎県北定住自立圏構想

定住自立圏構想は、各地域の日常生活圏で中心的な機能を有する都市（中心市）とその周辺市町村が連携を図り、人口の定住と圏域の自立を図る政策である。

圏域の構成市町村は、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、「定住」のための地域づくりに必要な機能をそれぞれが役割分担することによって確保するとともに、「自立」のために地域経済の振興や地域の誇りを培う等の取り組みを行うこととされており、取り組みを通じて圏域全体の活性化を図ることとしている。

この定住自立圏の活性化を図ることによって、人口減少・高齢化・少子化という厳しい環境に置かれている地方圏において、安心して暮らせる地域を形成し、地方圏からの人口流出を食い止めると同時に、人口が集中している三大都市圏等から地方圏への人の流れを創出することがめざされている。

定住自立圏の取り組みについては、まずは一定の都市機能の集積を有する地方都市が定住自立圏の「中心市宣言」を行い、周辺市町村と一対一の協定（定住自立圏形成協定）を締結することを積み重ねることによって圏域を形成する。中心市は、地域全体で医療・福祉・教育など生活機能の強化、交通・情報通信技術インフラの整備

や地域内外の住民の交流・人材育成など人口定住に必要な生活機能の確保に取り組むための「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、また定住自立圏の将来像や周辺市町村との協定に基づき推進する具体的な取り組みを決定する。

この取り組みには、「生活機能の強化」「結びつきネットワークの強化」及び「圏域マネジメント能力の強化」の三本柱があり、これらを総合的に実施することが求められている。また、それぞれの取り組みには、国の各省庁が連携して支援にあたることとなっている。

延岡市は、県北の市町村と定住自立圏の形成に向けた協議を進めるにあたり、中心的な役割を担う意思を明らかにするため、平成二十一年（二〇〇九）三月十七日に「中心市宣言」を行った。その後、二十二年（二〇一〇）に一市五町二村と定住自立圏形成協定の締結を行った。

また、二十三年（二〇一一）三月二十五日に、定住自立圏形成協定を締結した圏域で、定住自立圏の将来像や協定に基づき推進する具体的な取り組みを記載した「宮崎県北定住自立圏共生ビジョン」の一部を変更した。

なお、宮崎県北定住自立圏の構成などは、次のとおりである。

協定締結 ・平成二十二年一月七日

地域構成 ・二市五町二村（中心市⇨延岡市・日向市・門川町・諸塚村・椎葉村・美郷町・高千穂町・

日之影町・五ヶ瀬町）

地域面積 ・三一八五平方キロメートル（県総面積の約四一％）（平成二十二年国勢調査）

地域人口 ・二四万七〇九四人（県総人口の約二二％）（平成二十二年国勢調査）

第二節 宮崎県北部広域行政事務組合

都市及び周辺農村漁村地域を一体とする日常生活の場として、地域の総合的な振興整備を推進するために、自治省が昭和四十四年（一九六九）から広域市町村圏を全国に設定してきた。

延岡市は県北の八市町村とともに、四十六年（一九七一）に「宮崎県北部広域市町村圏協議会」を設立し、平成六年（一九九四）に宮崎県知事から「ふるさと市町村圏」に選定され、七年（一九九五）二月三日には、推進体制強化のため、協議会から法人格を持つ、「宮崎県北部広域行政事務組合」へと移行するとともに、六年度から八年（一九九六）度にかけて「ふるさと市町村圏基金」一〇億円を造成し、その果実を活用して広域的なソフト事業を実施している。

市民の日常生活圏や経済活動圏は、交通網や情報網の発達により、市町村の区域を越えた広がりを持っていることから、広域的な行政運営が必要になっている。また、少子高齢化社会が本格的に到来し、地方分権が進む中では、広域的な連携での取り組みにより、交流人口の拡大や地域資源を有効に活用し、補完しあうことで都市力を高めていくことが求められている。

このような中、圏域九市町村が連携して交通基盤や生活基盤等の整備に取り組み、豊かでやすらぎと活力に満ちた定住圏域を形成するため、十八年（二〇〇六）度に「第四次宮崎県北部ふるさと市町村圏計画（後期計画）」を策定した。

二十年（二〇〇八）度にはソフト事業として新たに、本圏域の観光や物産等の魅力を発信するために「宮崎県

北観光ガイドマップ」を発行するとともに、医師不足をはじめとする地域医療問題について、啓発チラシ等の作成・配布を行う広域医療啓発事業を開始した。

さらに、二十一年（二〇〇九）度からは、携帯電話用ホームページを開設し、イベントや観光等の情報発信に取り組んでいるほか、圏域内で九州保健福祉大学の教授等による出前講座を行う、大学を活かした交流連携事業を実施している。

なお、宮崎県北部広域行政事務組合の構成などは、次のとおりである。

- 地域指定 ・昭和四十六年七月十日（自治省）
- 地域構成 ・二市五町二村（延岡市・日向市・門川町・諸塚村・椎葉村・美郷町・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町）
- 地域面積 ・三一八五平方キロメートル（県総面積の約四一％）（平成二十二年国勢調査）
- 地域人口 ・二四万七〇九四人（県総人口の約二二％）（平成二十二年国勢調査）

第三節 宮崎県北地方拠点都市地域

地方拠点都市地域は、地域における創意工夫を生かし地方の自立的成長の促進等を目的として指定された地域である。本地域は、東九州屈指の工業集積地であるとともに、九州では首都圏との最短距離を持つ重要港湾細島港を擁しているなど、産業・物流の拠点として高いポテンシャルを備えている。

平成六年（一九九四）に地域指定を受け、七年（一九九五）に基本計画の承認を受け、「高度な産業集積に立脚した東九州における人流・物流・情報発信拠点」及び「自然と人と産業が調和したハートランド」の形成をめざし、国・県との連携を図りながら、計画達成のために諸事業に取り組んでいる。

中でも、県の地方拠点都市整備基金や地方拠点法による起債特例措置等を活用した、本市の九州保健福祉大学建設助成事業や日向市のJ・R日豊本線の連続立体交差事業を含む土地区画整理事業などに取り組み、居住環境の整備と都市機能の充実に努めてきた。

十八年（二〇〇六）十二月には、本地域の構成市町村であった北郷村（現美郷町）が、地域外の市町村と合併したことから、地域の見直しを行い、指定の一部変更を行った。

また、国において推進する定住自立圏構想をはじめとした、新たな広域行政施策の動向なども見据えながら、本地域における基本計画の見直しの必要性を検討していく。

なお、宮崎県北地方拠点都市地域の構成などは、次のとおりである。

地域指定	・平成六年九月八日
計画承認	・平成七年三月二十八日
地域構成	・二市一町（延岡市・日向市・門川町）
地域面積	・一三二五平方キロメートル（県総面積の約一七％）（平成二十二年国勢調査）
地域人口	・二二万三二五九人（県総人口の約一九％）（平成二十二年国勢調査）

第四節 東九州・九州中央・県境地域との連携・交流促進

一 東九州軸地方都市圏連携推進協議会

東九州の各地域が、特色に満ちた定住圏域を確立するとともに、相互に補完・連携しながら、東九州地域の発展、ひいては九州全体の発展を図るために、東九州地域の自治体や経済団体が連携し、高速交通網をはじめとする交流ネットワーク等の早期整備を推進することを目的に、平成七年（一九九五）に設立した。

協議会は、東九州地域発展のため、東九州自動車道をはじめとする高規格幹線道路等の整備促進や連携・交流に不可欠な海上輸送網の整備や日豊本線の整備等について、関係省庁等に要望を行っている。

なお、東九州軸地方都市圏連携推進協議会の構成は、次のとおりである。

構成団体

1 地方自治体（拠点都市地域整備推進協議会等）

福岡県 福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会

大分県 大分県北・日田地方拠点都市地域整備推進協議会、大分県南地方拠点都市地域整備推進協議会

宮崎県 宮崎県北地方拠点都市地域整備推進協議会、都城・三股広域行政推進協議会

日南・串間広域市町村圏協議会

鹿児島県 大隅地方拠点都市地域整備推進協議会

2 経済団体等

福岡県 北九州商工会議所

大分県 拠点都市県北経済促進協議会（大分県）、佐伯商工会議所

宮崎県 延岡商工会議所、都城商工会議所、串間商工会議所

鹿児島県 大隅経済地域開発推進協議会

二 九州中央地域連携推進協議会

九州中央地域の産業経済、教育文化、保健福祉、生活環境等の分野において多面的な交流・連携を図るとともに、交流ネットワーク基盤の整備を促進することにより、地域の特性を活かした圏域の一体的な振興整備を図ることを目的に、平成九年（一九九七）に設置した。設置時は熊本・大分・宮崎県の七七市町村であったが、市町村合併により三五市町村となった。しかし、通称は設置時の「九州中央七七」を現在でも思いを込めて用いている。

構成自治体は、熊本県一九市町村、大分県七市、宮崎県二市五町二村である。

事業内容としては、圏域の地域振興策に関する連絡調整や各種交流事業並びに調査研究事業等となっている。なお、主な事業は次のとおりである。

1 連携交流事業

(1) 講演会等の開催

圏域の抱える課題や地域連携の必要性を圏域全体の共通認識とするとともに、各構成市町村のまちづくりに寄与するため講演会やシンポジウムを開催している。

(2) 交流研修会の開催

構成市町村職員間の交流を深めるとともに、圏域の自然・歴史・文化など多彩な地域資源を活かした連携推進を図るための研修会を行っている。

2 情報ネットワーク構築事業

(1) ホームページによる情報発信

「九州中央七七」ホームページによる圏域内の情報の共有化、並びに圏域外への情報発信を行うとともに、アクセスしやすい環境整備と内容の充実を図っている。

3 交流イベント開催事業

(1) スタンプラリーの実施

圏域内の観光、イベント情報などを掲載したスタンプラリー用リーフレットを作成し、圏域内外の交流拠点施設へリーフレットを配布することで交流人口の増大を図っている。

三 大分・宮崎県境地域開発促進協議会

総合交通網の整備をはじめとする大分・宮崎県境地域の開発を促進することにより、地域の産業・経済・文化の飛躍的な発展を図るとともに、関係住民の福利増進に寄与することを目的に、昭和五十八年（一九八三）に設立した。その後の平成二十年（二〇〇八）八月、「国道三八八号整備促進期成同盟会及び東九州自動車道佐伯・延岡県境区間建設促進期成会」を本協議会に統合した。

協議会は、佐伯・延岡地域における経済活動等の一体的な発展を図るため、両市の連携を深め、道路交通網の整備促進をはじめとする各種の取り組みを推進している。

1 主要課題への主な取り組み

- (1) 東九州自動車道の要望活動その他整備促進に関すること。
- (2) 九州中央自動車道（九州横断自動車道延岡線）の要望活動その他整備促進に関すること。
- (3) 国道三八八号の要望活動その他整備促進に関すること。
- (4) J R日豊本線の高速度・複線化などの要望活動その他整備促進に関すること。

2 関連団体との連携事業

- (1) 東九州軸推進機構との連携協調
- (2) 東九州軸地方都市圏連携推進協議会との連携協調
- (3) 日豊経済圏開発促進協議会との連携協調
- (4) 九州中央地域連携推進協議会との連携協調

第六章 財 政

第一節 地方財政の変遷

平成三年（一九九二）のバブル経済崩壊後、景気回復を図るため、翌四年（一九九二）八月から十二年（二〇〇〇）十一月にかけて、九度にわたる経済対策が実施されたが、経済状況は依然として低迷を続けたうえに、経済対策の実施に伴う地方負担額が地方債で措置されたため、地方債残高が著しく増加し、その償還が地方財政圧迫の大きな要因となった。

また、十二年度までは、地方財政計画上の財源不足額については、交付税特別会計借入金により措置されていたが、十三年（二〇〇一）度からは、国と地方が折半して補てんすることとなり、地方負担分については、臨時財政対策債の発行により措置されることとなった。元利償還金の全額について後年度地方交付税に算入されるが、地方債の残高が累増することとなった。

このような状況の中、国は、地方の行政運営の効率化を図るため、「平成の合併」を推進し、全国の市町村数は、十一年（一九九九）三月末の三三五五から二十四年（二〇一二）三月末には一七四二（東京都の二三特別区を含む）となった。

十三年九月、米国で発生した同時多発テロ事件は全世界を震撼させ、日本経済の先行きに対する不透明感がなお一層強まり、以後、景気の悪化とデフレ現象が進行することとなった。

十六年（二〇〇四）から十八年（二〇〇六）にかけて行われた「三位一体の改革」は、約三兆円の税源の移譲はあったものの、国庫補助負担金が約四・七兆円、臨時財政対策債を含む地方交付税が約五・一兆円減少するなど、地方財政にとっては厳しい結果となった。

十九年（二〇〇七）度には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方自治体の財政状況を「健全化判断比率」として公表することが義務付けられた。これによって、より堅実で計画的な財政運営を行うとともに、将来にわたる財政負担の軽減等に努めながら財政健全化に取り組むこととなった。

また、十九年の米国のサブプライム住宅ローン問題や、二十年（二〇〇八）の米証券大手リーマンブラザーズの経営破綻は、国内外の金融市場に大きな不安と混乱をもたらすとともに、地方財政を取り巻く環境も極めて厳しい状況となったことから、その対策として、公共事業や地域活性化のための経済対策関係事業を二十年度以降継続して実施しているところである。

二十二年（二〇一〇）六月には、地域主権戦略大綱が閣議決定された。今後、住民に身近な行政は地方が自主的かつ総合的に広く担うとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むこととなるので、地方は、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努め、自らの判断と責任により地域の実情に合った基準の設定や、適切な施策等を講じなければならない。

また、地方への事務事業の権限移譲は今後も継続的に行われるため、地方の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていく観点から、今後、国・地方間の税財源の配分の在り方が検討されていくこととなる。

第二節 市財政のすう勢

延岡市財政のすう勢のうち、まず、歳入面において、自主財源の根幹である市税収入は年度間の増減はあるが、ほぼ横ばいの状態で推移している。なお、平成十九年（二〇〇七）度は、北方町、北浦町及び北川町との合併後、最初の合算となったため、決算額が増加している。また、同年度には地方分権を進めるための、国税（所得税）から地方税（個人市民税）への税源移譲に伴う増加と、大企業の業績の伸びに伴う法人市民税の増加もあり、市税歳入決算額が初めて一五〇億円を上回った。

地方交付税は、国の三位一体の改革により、十五年（二〇〇三）度から十七年（二〇〇五）度までは、本市においては非常に厳しい状況が続いたが、合併に伴う特例措置である「合併算定替」及び国が地方財政対策の充実を図ったことにより、十八年（二〇〇六）度からは毎年増加しており、二十一年（二〇〇九）度以降は市税を上回り、本市で最も大きい歳入となっている。

また、市債については、「消防庁舎建設事業」や「新清掃工場建設事業」などの大型プロジェクトの実施に伴う借入が増加し、二十年（二〇〇八）度末には、一般会計の市債現在高が約七・三億円となったが、現在高の抑制を図るため、市債の借入額を元金償還金の範囲内としたことにより、二十一年度以降の市債現在高は減少傾向にある。

次に、歳出面においては、義務的経費は年度間の構成比ではばらつきがあるが、決算額は年々増加しており、

財政構造の硬直化が懸念される。扶助費については、少子高齢化などによる社会保障費の増大や生活保護事業費等の伸びに伴い増加しており、二十二年（二〇一〇）度は「子ども手当支給事業」により大きく増加している。

投資的経費は、前述した大型プロジェクトのほか、「ケーブルテレビエリア拡大事業」や「土地区画整理事業」等を実施するとともに、「九州保健福祉大学」の薬学部設置に際し、十四年（二〇〇二）度から十七年度までの四年間で総額二〇億円の建設助成を行っている。

その他の経費では、積立金が十八年度に特に大きく伸びているが、これは合併に係る基金造成に対する財政措置により、地域振興基金を二五億円積み立てたことによるものである。

補助費等が十九年度から倍増しているのは、下水道事業が特別会計から企業会計へ移行したことに伴い、繰出金から補助費等への支出に変更したことによるものである。また、二十一年度は「定額給付金給付事業」により、前年度に比べ更に約二億円増加している。

その他、特筆すべき事項としては、二十八年（二〇一六）度以降は合併に伴う特例措置である「合併算定替」の終了に伴い、普通交付税が段階的に縮減され、三十三年（二〇二一）度には、現在と比較して約二〇億円減額となる見込みであり、持続可能な財政基盤を確立するため、将来を見据えた財政運営に努める必要がある。

このような財政状況のなか、経費の節減と効率的な行財政運営を行うため、第四次行政改革（二十二年度～十六年度）、第五次行政改革（十七年度～二十一年度）と切れ目なく行財政改革を推進してきたところである。

引き続き、二十二年八月には第六次行政改革大綱・財政健全化計画（二十二年～二十六年）を策定し、年間約一億円の経費節減を目標に取り組んでいるところである。

歳入歳出決算状況については、次の表1・表2・表3のとおりである。

第2編 行財政の進展

(単位：千円・%)

18		19		20		21		22		23	
決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
13,600,726	24.6	15,145,106	25.9	14,725,100	25.3	13,986,847	24.2	13,557,677	23.3	13,974,769	23.6
779,292	1.4	2,549,654	4.4	2,136,236	3.7	983,033	1.7	1,008,680	1.7	854,292	1.5
943,445	1.7	964,609	1.6	1,010,925	1.7	1,220,604	2.1	1,227,297	2.1	1,224,745	2.1
345,566	0.6	394,468	0.7	605,873	1.1	597,637	1.0	387,949	0.7	319,078	0.5
5,585	0.0	1,445	0.0	3,442	0.0	4,000	0.0	26,643	0.1	1,950	0.0
1,293,531	2.4	1,727,962	3.0	940,968	1.6	1,038,583	1.8	176,389	0.3	572,710	1.0
1,144,055	2.1	1,409,413	2.4	1,371,912	2.4	1,299,688	2.3	1,418,263	2.4	1,824,810	3.1
3,131,782	5.7	1,901,248	3.2	2,037,826	3.5	2,106,122	3.7	1,938,862	3.3	2,020,125	3.4
21,243,982	38.5	24,093,905	41.2	22,832,282	39.3	21,236,514	36.8	19,741,760	33.9	20,792,479	35.2
1,468,913	2.7	637,759	1.1	621,482	1.0	584,635	1.0	566,227	1.0	555,614	0.9
38,427	0.1	45,644	0.1	47,815	0.1	43,247	0.1	45,288	0.1	27,931	0.1
26,085	0.0	35,897	0.0	10,601	0.0	9,638	0.0	7,838	0.0	20,975	0.0
19,780	0.0	14,946	0.0	4,083	0.0	4,469	0.0	3,498	0.0	3,501	0.0
1,233,465	2.2	1,245,980	2.1	1,165,390	2.0	1,242,366	2.2	1,240,232	2.1	1,231,298	2.1
24,229	0.0	22,897	0.0	22,586	0.0	22,412	0.0	20,893	0.0	21,272	0.0
187,454	0.3	170,922	0.3	163,555	0.3	96,802	0.2	88,776	0.1	74,464	0.1
373,292	0.7	121,038	0.2	172,699	0.3	188,735	0.3	194,688	0.3	140,696	0.2
12,253,764	22.2	13,731,505	23.5	14,356,134	24.7	15,558,449	26.9	16,935,603	29.1	17,167,721	29.0
37,940	0.1	37,868	0.1	34,148	0.0	34,194	0.1	34,863	0.1	35,508	0.1
6,455,432	11.7	7,120,468	12.2	7,714,383	13.3	10,292,742	17.8	8,908,915	15.3	9,069,445	15.4
3,349,606	6.1	3,785,866	6.5	3,588,262	6.2	4,060,394	7.0	4,612,343	7.9	4,272,958	7.2
8,517,900	15.4	7,434,800	12.7	7,433,478	12.8	4,401,843	7.6	5,882,013	10.1	5,700,657	9.7
33,986,287	61.5	34,405,590	58.8	35,334,616	60.7	36,539,926	63.2	38,541,177	66.1	38,322,040	64.8
55,230,269	100.0	58,499,495	100.0	58,166,898	100.0	57,776,440	100.0	58,282,937	100.0	59,114,519	100.0

(資料：延岡市財政課)

第6章 財 政

表1 一般会計歳入決算状況

区 分		平成13		14		15		16		17	
		決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比
自 主 財 源	市 税	13,431,875	31.3	12,558,696	30.4	12,337,610	29.4	12,559,132	28.8	13,122,744	27.4
	分担金及び負担金	819,145	1.9	862,905	2.1	841,814	2.0	827,830	1.9	817,279	1.7
	使用料及び手数料	882,896	2.1	830,289	2.0	855,115	2.0	865,645	2.0	950,757	2.0
	財 産 収 入	178,946	0.4	153,892	0.4	143,649	0.4	160,966	0.4	245,250	0.5
	寄 付 金	1,016	0.0	551	0.0	2,330	0.0	720	0.0	1,680	0.0
	繰 入 金	739,054	1.7	621,363	1.5	872,725	2.1	1,097,923	2.5	879,594	1.8
	繰 越 金	954,361	2.2	747,753	1.8	575,502	1.4	771,312	1.8	840,429	1.8
	諸 収 入	1,696,316	3.9	1,381,907	3.3	1,471,150	3.5	1,470,397	3.4	4,234,540	8.9
	小 計	18,703,609	43.5	17,157,356	41.5	17,099,895	40.8	17,753,925	40.8	21,092,273	44.1
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	419,261	1.0	428,691	1.0	459,041	1.1	700,621	1.6	984,459	2.1
	利子割交付金	495,963	1.1	145,637	0.4	93,100	0.2	76,531	0.2	55,887	0.1
	配当割交付金							7,646	0.0	14,307	0.0
	株式等譲渡所得割交付金							6,061	0.0	18,521	0.0
	地方消費税交付金	1,158,262	2.7	1,003,981	2.4	1,093,389	2.6	1,204,644	2.8	1,133,420	2.4
	ゴルフ場利用税交付金	23,795	0.1	24,386	0.1	19,348	0.0	16,829	0.0	19,445	0.0
	自動車取得税交付金	158,737	0.4	135,436	0.3	142,080	0.3	150,336	0.3	163,121	0.3
	地方特例交付金	465,974	1.1	388,857	0.9	369,736	0.9	385,233	0.9	392,813	0.8
	地方交付税	9,360,625	21.8	9,607,665	23.2	9,444,890	22.5	8,950,619	20.6	9,049,087	18.9
	交通安全対策特別交付金	32,261	0.1	31,217	0.1	32,046	0.1	31,751	0.1	33,962	0.1
	国庫支出金	5,666,225	13.2	5,871,359	14.2	6,088,911	14.5	6,437,557	14.8	6,415,132	13.4
	県 支 出 金	2,041,973	4.7	1,857,037	4.5	2,048,385	4.9	1,708,259	3.9	3,292,042	6.9
	市 債	4,446,200	10.3	4,714,900	11.4	5,066,000	12.1	6,084,700	14.0	5,209,600	10.9
小 計	24,269,276	56.5	24,209,166	58.5	24,856,926	59.2	25,760,787	59.2	26,781,796	55.9	
合 計	42,972,885	100.0	41,366,522	100.0	41,956,821	100.0	43,514,712	100.0	47,874,069	100.0	

(注) 平成18年度から旧北方町・旧北浦町、19年度から旧北川町を含む。

第2編 行財政の進展

(単位：千円・%)

18		19		20		21		22		23	
決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
10,937,354	20.3	11,926,184	20.9	10,994,526	19.3	11,170,195	19.8	10,666,185	18.9	10,743,229	18.8
9,352,475	17.4	9,626,579	16.8	9,896,883	17.4	10,371,577	18.4	12,219,877	21.7	12,860,817	22.5
6,869,307	12.7	8,432,872	14.8	8,191,999	14.5	8,573,049	15.2	8,094,256	14.3	7,973,374	14.0
27,159,136	50.4	29,985,635	52.5	29,083,408	51.2	30,114,821	53.4	30,980,318	54.9	31,577,420	55.3
8,619,966	16.0	11,754,053	20.6	12,329,267	21.7	8,097,652	14.4	8,960,309	15.9	7,774,101	13.6
458,064	0.9	762,921	1.3	654,254	1.1	197,158	0.3	75,666	0.1	326,422	0.6
9,078,030	16.9	12,516,974	21.9	12,983,521	22.8	8,294,810	14.7	9,035,975	16.0	8,100,523	14.2
216,859	0.4	211,451	0.4	190,431	0.3	172,496	0.3	149,010	0.3	164,660	0.3
4,246,168	7.9	4,987,650	8.7	4,667,595	8.2	5,168,948	9.2	5,522,702	9.8	5,736,723	10.1
281,159	0.5	264,774	0.5	278,561	0.5	283,180	0.5	245,202	0.4	247,990	0.4
1,647,031	3.1	3,309,476	5.8	3,473,724	6.1	5,597,310	9.9	3,125,267	5.5	3,166,485	5.5
4,388,832	8.1	1,058,167	1.9	1,073,591	1.9	1,433,309	2.6	1,795,610	3.2	2,231,669	3.9
40,065	0.1	166,476	0.3	102,712	0.2	101,728	0.2	138,585	0.2	182,356	0.3
1,001,725	1.9	1,045,629	1.8	1,158,419	2.0	1,194,507	2.1	1,168,008	2.1	1,293,508	2.3
5,978,710	11.1	3,792,802	6.6	4,045,679	7.1	4,169,563	7.4	4,446,460	7.9	4,537,494	8.0
53,820,856	100.0	57,127,583	100.0	56,867,210	100.0	56,358,176	100.0	56,458,127	100.0	57,074,168	100.0

(資料：延岡市財政課)

第6章 財 政

表2 一般会計歳出決算状況

区 分		年度		平成13		14		15		16		17	
		決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比		
義務的経費	人 件 費	11,013,337	26.1	10,283,268	25.2	10,513,663	25.5	9,957,751	23.3	9,809,306	21.0		
	扶 助 費	6,215,442	14.7	6,804,152	16.7	7,510,681	18.3	8,100,014	19.0	8,690,576	18.6		
	公 債 費	5,388,853	12.8	5,600,061	13.7	5,568,676	13.5	7,333,780	17.2	6,114,319	13.1		
	小 計	22,617,632	53.6	22,687,481	55.6	23,593,020	57.3	25,391,545	59.5	24,614,201	52.7		
投資的経費	普通建設事業費	8,555,567	20.3	7,126,833	17.5	6,300,752	15.3	5,616,469	13.1	6,801,221	14.6		
	災害復旧事業費	299,321	0.7	168,368	0.4	92,481	0.2	248,121	0.6	631,848	1.3		
	小 計	8,854,888	21.0	7,295,201	17.9	6,393,233	15.5	5,864,590	13.7	7,433,069	15.9		
	うち人件費	155,108	0.4	135,173	0.3	131,854	0.3	139,100	0.3	211,871	0.5		
物 件 費	3,448,510	8.2	3,296,435	8.1	3,440,338	8.4	3,523,156	8.3	3,683,291	7.9			
維持補修費	282,895	0.7	264,276	0.7	253,146	0.6	272,404	0.7	271,141	0.6			
補助費等	1,347,237	3.2	1,349,124	3.3	1,256,970	3.0	1,166,084	2.7	1,565,201	3.3			
積 立 金	441,506	1.0	536,214	1.3	427,292	1.0	476,563	1.1	2,670,574	5.7			
投資及び出資金	8,363	0.0	8,462	0.0	7,770	0.0	7,770	0.0	7,180	0.0			
貸 付 金	987,121	2.3	944,121	2.3	969,621	2.4	941,121	2.2	1,022,153	2.2			
繰 出 金	4,236,980	10.0	4,409,706	10.8	4,844,119	11.8	5,031,050	11.8	5,463,204	11.7			
合 計	42,225,132	100.0	40,791,020	100.0	41,185,509	100.0	42,674,283	100.0	46,730,014	100.0			

表3 年度別市民一人当たり決算額（一般会計）

年度	区 分	人 口 (人)	決 算 額 (千円)	一人当たり決算額 (円)
平成13		124,480	42,225,132	339,212
14		123,812	40,791,020	329,459
15		123,101	41,185,509	334,567
16		122,509	42,674,283	348,336
17		121,635	46,730,014	384,182
18		129,357	53,820,856	416,065
19		132,512	57,127,583	431,113
20		131,412	56,867,210	432,740
21		130,787	56,358,176	430,916
22		131,182	56,458,127	430,380
23		130,413	57,074,168	437,642

(注) 人口は延岡市統計書による

(資料：延岡市財政課)

第三節 特別会計

延岡市の特別会計は、平成二十三年（二〇一一）度現在、国民健康保険（事業勘定）・食肉センター・介護保険・後期高齢者医療の全四会計である。

1 国民健康保険（事業勘定）は、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とし、被保険者の疾病・負傷・出産または死亡に關して必要な保険給付を行うものである。

本市では、合併により規模が増大したことや制度改正もあつたため、特別会計の歳出決算額がこの一〇年間で約五三億円の増、伸び率約五〇パーセントとなっている。

2 国民健康保険（直営診療施設勘定）は、北浦町との合併により承継されたもので、北浦町地域における保健施設の中核として、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、町（市）民の健康保持に資することを目的に設置されていた北浦診療所の管理運営に係るものである。二十三年四月一日からは民営化されたため、二十二年（二〇一〇）度をもって廃止となつた。

3 下水道事業は、衛生的住環境の整備と自然環境の保全が大きな目的である。本市の下水道事業は、昭和二十七年（一九五二）度に事業認可を受けて以来、着実に整備を進めてきたが、平成十九年（二〇〇七）四月一日からの地方公営企業法の適用に伴い、企業会計に移行している。

4 食肉センター特別会計は、と畜場法に基づき設置した延岡市食肉センターを管理する特別会計である。

5 老人保健事業は、老人保健法に基づき老人医療費を管理する特別会計である。医療制度改革の一環として、二十年（二〇〇八）四月一日から老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行し、高齢者の医療の確保に關

する法律により、老人保健制度終了後三年間設置されていたが、二十三年三月三十一日をもって廃止され、一般会計に引き継がれた。

6 農業集落排水事業は、農村地域における生活環境の整備及び農業生産性の向上を図るものである。十九年四月一日からの地方公営企業法の適用に伴い、延岡市下水道事業会計に引き継がれた。

7 漁業集落排水事業は、漁港の背後集落の生活環境改善を図るものである。十九年四月一日からの地方公営企業法の適用に伴い、延岡市下水道事業会計に引き継がれた。

8 介護保険事業は、高齢のため介護が必要となった場合に、その者の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要となる保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うものであり、十二年（二〇〇〇）度から創設されたが、事業費の伸びが著しく、この一〇年間で約六三億円の増、伸び率約一一・九パーセントとなっている。

9 浄化槽事業については、十八年（二〇〇六）度に小峰舞野地区で市設置型浄化槽による整備を行っている。十九年四月一日からの地方公営企業法の適用に伴い、延岡市下水道事業会計に引き継がれた。

10 簡易水道事業は、北川町との合併を機に十八年度に設置され、旧北川町中央地区、八戸地区、下赤・上赤地区、多良田地区に安全で安定した生活用水を確保するための事業を行ったものである。二十年四月一日からの地方公営企業法の適用に伴い、延岡市水道事業会計に引き継がれた。

11 後期高齢者医療制度は、七十五歳以上の高齢者（一定の障がいのある六十五歳以上の者を含む）を対象とする新たな医療保険制度であり、二十年度に創設された。

会計別歳入歳出決算状況については、次の表のとおりである。

第2編 行財政の進展

(単位：千円)

18		19		20		21		22		23	
歳入 決算額	歳出 決算額	歳入 決算額	歳出 決算額	歳入 決算額	歳出 決算額	歳入 決算額	歳出 決算額	歳入 決算額	歳出 決算額	歳入 決算額	歳出 決算額
55,230,269	53,820,856	58,499,495	57,127,582	58,166,898	56,867,210	57,776,440	56,358,176	58,282,937	56,458,127	59,114,519	57,074,168
15,109,518	14,206,913	16,391,242	16,027,871	15,401,042	15,202,630	15,709,567	15,304,997	16,117,210	15,527,830	16,094,415	15,804,710
252,012	199,829	258,806	200,158	202,413	202,413	200,505	200,505	199,169	199,169		
4,778,858	4,600,310										
8,191	8,191	8,187	8,187	8,190	8,190	8,178	8,178	72	72	61	61
12,964,912	12,982,725	13,373,380	13,513,597	1,544,156	1,544,156	24,739	24,739	39,549	990		
467,614	395,457										
57,103	53,653										
8,847,308	8,359,491	9,619,394	9,218,888	10,030,725	9,750,429	10,510,138	10,347,458	11,228,397	10,860,251	11,808,675	11,660,291
21,105	13,885										
41,253	29,815	70,347	66,211								
				1,237,987	1,211,304	1,328,643	1,323,355	1,272,648	1,272,288	1,278,288	1,275,979
収 入 決算額	支 出 決算額	収 入 決算額	支 出 決算額	収 入 決算額	支 出 決算額	収 入 決算額	支 出 決算額	収 入 決算額	支 出 決算額	収 入 決算額	支 出 決算額
2,403,841	2,194,613	2,423,366	2,169,936	2,408,664	2,137,840	2,419,797	2,132,014	2,386,307	2,120,209	2,340,488	2,120,809
1,205,000	2,335,774	3,124,091	4,268,678	2,093,989	3,046,620	649,301	1,658,198	455,853	1,649,711	428,308	1,704,425
収 入 決算額	支 出 決算額	収 入 決算額	支 出 決算額	収 入 決算額	支 出 決算額	収 入 決算額	支 出 決算額	収 入 決算額	支 出 決算額	収 入 決算額	支 出 決算額
		3,167,558	3,175,262	3,129,161	3,123,031	2,979,976	2,935,736	2,883,796	2,816,594	2,879,171	2,827,533
		2,634,631	3,822,471	3,994,295	5,346,469	2,906,442	4,074,505	1,858,876	3,087,228	1,934,905	3,173,551

(資料：延岡市財政課)

第6章 財 政

表 会計別歳入歳出決算状況

区 分 \ 年 度	平成13		14		15		16		17	
	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額
一 般 会 計	42,972,885	42,225,132	41,366,522	40,791,020	41,956,821	41,185,509	43,514,712	42,674,283	47,874,069	46,730,014
国 民 健 康 保 険 (事 業 勘 定)	11,191,529	10,543,830	10,286,072	9,984,099	11,250,553	11,030,920	11,605,793	11,460,599	12,985,475	12,540,054
国 民 健 康 保 険 (直 営 診 療 施 設 勘 定)									77,468	30,681
下 水 道 事 業	6,072,300	6,057,692	5,512,398	5,504,734	4,821,062	4,801,158	5,311,239	5,309,747	4,675,215	4,668,485
食 肉 セ ン タ ー	8,430	8,430	8,458	8,458	8,453	8,453	8,447	8,447	8,211	8,211
老 人 保 健	11,945,873	12,012,436	11,744,822	11,713,823	12,069,308	11,964,839	11,905,483	12,034,956	12,458,782	12,501,635
農 業 集 落 排 水 事 業	603,287	603,287	382,102	382,102	251,690	251,690	357,671	357,671	463,859	463,859
漁 業 集 落 排 水 事 業	61,970	61,970	34,030	34,030	36,501	36,501	41,607	41,607	51,336	51,336
介 護 保 険	5,493,145	5,314,208	6,143,741	5,975,630	6,891,909	6,767,836	7,260,626	7,019,782	7,885,944	7,496,860
浄 化 槽 事 業										
簡 易 水 道 事 業										
後 期 高 齢 者 医 療										
水 道 事 業	取 入 決 算 額	支 出 決 算 額	取 入 決 算 額	支 出 決 算 額	取 入 決 算 額	支 出 決 算 額	取 入 決 算 額	支 出 決 算 額	取 入 決 算 額	支 出 決 算 額
収益の収入及び支出	2,406,402	2,120,759	2,327,522	2,052,597	2,312,321	2,019,341	2,326,373	2,016,633	2,316,779	2,061,149
資本の収入及び支出	512,182	1,547,455	472,194	1,345,421	482,412	1,427,318	536,710	1,426,728	660,730	1,569,085
下 水 道 事 業	取 入 決 算 額	支 出 決 算 額	取 入 決 算 額	支 出 決 算 額	取 入 決 算 額	支 出 決 算 額	取 入 決 算 額	支 出 決 算 額	取 入 決 算 額	支 出 決 算 額
収益の収入及び支出										
資本の収入及び支出										

第四節 市 債

地方公共団体は、地域住民の福祉増進のため各種の事業を行っており、その経費は、市税や地方交付税などの一般財源や、国や県の支出金などの特定財源など、その年度内で調達される歳入で賄われるのが原則である。しかしながら、大規模な建設事業を実施する場合や、災害復旧事業などの臨時の突発的な経費を賄う場合のように、その費用負担を各世代間で賄うべき事業を実施する場合には、その財源として借入金である市債が用いられる。

平成二十二年（二〇一〇）度末の本市の借入金残高は、一般会計で約六七三億円、市民一人当たり五万三〇二二円、一世帯当たり二二八万三〇一三円となっている。

一〇年前の十二年（二〇〇〇）度末借入金残高が、一般会計で約四七四億六〇〇〇万円、市民一人当たり三八万四〇七円、一世帯当たり一〇一万二八六九円であったので、市民一人当たりで約一・三倍、一世帯当たりでも同じく約一・二倍に増加している。

市債年度別比較及び市債年度末現在高については、次の表1・表2のとおりである。

（単位：千円）

20	21	22	23
71,303,023	68,374,245	67,299,164	66,105,176
31,240,329	30,812,683	30,953,035	31,598,588
5,250,613	4,114,515	3,536,436	2,976,968
3,148,932	2,910,684	2,662,396	2,410,831
31,500	59,000	84,700	86,500
14,659,328			
	14,564,883	14,995,586	14,924,548
558,048	497,924	447,426	356,384
14,967,862	14,046,382	12,790,356	11,514,237
1,446,411	1,368,174	1,829,229	2,237,120
71,303,023	68,374,245	67,299,164	66,105,176
55,224,668	51,315,101	48,246,505	45,719,932
4,859,005	4,171,700	3,472,892	2,851,324
270,903	273,538	246,322	402,815
4,842,396	4,920,370	5,119,684	5,836,198
9,970,338	9,083,774	8,230,854	7,368,042
373,939	202,484	246,778	273,962
22,665,744	21,790,036	20,560,371	19,112,709
4,724,507	4,165,623	3,839,645	3,496,186
2,114,794	1,954,511	1,901,626	1,694,808
5,403,042	4,753,065	4,628,333	4,683,888
713,601	605,328	508,547	452,211
134,943	116,830	101,420	93,277
514,959	433,670	361,284	322,195
50,646	43,684	36,615	29,436
13,053	11,144	9,228	7,303
15,364,754	16,453,816	18,544,112	19,933,033
15,364,754	16,453,816	18,544,112	19,933,033
71,303,023	68,374,245	67,299,164	66,105,176

（資料：延岡市財政課）

第6章 財 政

表1 市債年度別比較表（一般会計）

区 分 年 度	人 口 A(人)	世 帯 数 B(世帯)	市債現在高 C(千円)	一人当り 市債現在高 C/A(円)	一世帯当り 市債現在高 C/B(円)
平成12	124,761	46,857	47,459,997	380,407	1,012,869
17	130,704	50,851	60,751,597	464,803	1,194,698
22	131,182	52,454	67,299,164	513,021	1,283,013

(注1) 国勢調査人口・世帯数

(資料：延岡市財政課)

(注2) 平成17年度は旧北方町・旧北浦町、22年度は旧北川町を含む。

表2 市債現在高（一般会計）

区 分	年 度	平成13	14	15	16	17	18	19
現 在 高		48,007,961	48,522,828	49,298,046	49,254,681	60,751,597	70,398,244	70,776,838
借 入 先								
財 政 融 資 資 金		19,181,991	20,377,126	21,741,453	22,407,823	29,414,725	32,753,272	32,305,945
(旧)簡易生命保険資金		5,657,660	5,383,536	5,039,826	5,120,075	5,891,297	6,679,023	5,996,323
(旧)郵便貯金資金		248,200	595,100	994,645	1,191,096	2,825,918	3,439,672	3,305,186
国の予算等貸付金								
公営企業金融公庫		12,317,596	12,770,257	12,546,677	12,549,026	14,314,424	15,035,658	14,731,002
地方公営企業等金融機構								
地方公共団体金融機構								
宮 崎 県		321,728	321,016	309,279	368,999	495,605	485,592	561,027
市 中 銀 行 等		9,095,530	7,885,968	7,339,548	6,309,480	6,523,446	10,380,321	12,364,506
その他の金融機関		1,185,256	1,189,825	1,326,618	1,308,182	1,286,182	1,624,706	1,512,849
合 計		48,007,961	48,522,828	49,298,046	49,254,681	60,751,597	70,398,244	70,776,838
目 的 別 (使 途 概 要)								
普 通 債		43,161,943	42,522,929	41,229,803	39,645,897	48,037,858	55,417,638	55,125,578
総 務		2,479,326	2,129,320	1,902,915	1,549,178	1,975,282	5,230,944	5,459,165
民 生		321,343	300,498	277,623	253,982	266,562	277,599	280,663
衛 生		1,658,851	1,371,699	1,076,417	881,812	1,165,515	1,048,951	1,602,720
農 林 水 産		5,412,044	5,343,046	5,294,673	5,175,047	9,067,809	11,475,352	10,750,663
商 工		699,966	600,616	503,853	419,810	1,072,595	803,517	565,642
土 木		20,516,204	20,895,970	20,668,859	20,179,540	22,683,764	24,169,611	23,439,391
公 営 住 宅		5,288,072	5,260,083	5,173,094	5,082,161	5,156,322	5,220,866	4,923,705
消 防		603,763	539,574	455,988	373,506	450,436	880,756	2,158,328
教 育		6,182,374	6,082,123	5,876,381	5,730,861	6,199,573	6,310,042	5,945,301
災 害 復 旧 債		394,973	381,390	340,290	340,933	722,945	839,321	789,490
農 林 水 産		51,116	55,984	52,246	72,645	127,831	160,768	152,240
土 木		342,257	323,806	286,444	266,781	521,802	601,659	565,181
その他の公共施設等		1,600	1,600	1,600	1,407	55,912	58,861	57,116
教 育					100	17,400	18,033	14,953
そ の 他		4,451,045	5,618,509	7,727,953	9,267,851	11,990,794	14,141,285	14,861,770
特 例 地 方 債		4,451,045	5,618,509	7,727,953	9,267,851	11,990,794	14,141,285	14,861,770
合 計		48,007,961	48,522,828	49,298,046	49,254,681	60,751,597	70,398,244	70,776,838

(注) 平成17年度から旧北方町・旧北浦町、18年度から旧北川町を含む。

第五節 市有財産

延岡市の市有財産の管理と運営は、行政運営の重要事項に入るものであり、適正な管理と運営を図ってきた。財政の状況とともに、市有財産の状況も、毎年「広報のべおか」で公表している。

平成十六年（二〇〇四）度には、法定外公共物（里道・水路）を国から譲与され、本市が管理するようになった。また、新地方公会計制度の整備に伴い、財産台帳の整備を行うために、財産台帳システムを二十一年（二〇〇九）度に導入した。

市有財産の状況は、次の表1・表2のとおりである。

(単位：㎡)

20	21	22	23
23,013.28	23,013.28	23,013.28	23,013.28
14,950.84	14,950.84	14,950.84	14,950.84
218,813.63	281,003.91	290,481.78	322,893.10
256,777.75	318,968.03	328,445.90	360,857.22
814,338.93	814,441.40	815,126.73	814,605.57
274,865.16	274,865.16	274,691.61	274,691.61
1,409,184.25	1,410,108.16	1,410,334.16	1,410,334.16
1,787,033.47	1,842,583.09	1,893,813.01	1,915,554.86
4,285,421.81	4,341,997.81	4,393,965.51	4,415,186.20
66,054,952.06	66,035,615.07	66,031,783.07	66,031,783.07
901,809.02	1,208,454.54	1,207,910.47	1,207,735.73
66,956,761.08	67,244,069.61	67,239,693.54	67,239,518.80
71,498,960.64	71,905,035.45	71,962,104.95	72,015,562.22
0.00	0.00	0.00	0.00
22,223.20	22,204.80	22,204.80	22,204.80
131.73	131.73	131.73	131.73
10,310.93	10,310.93	10,310.93	10,310.93
618.55	618.55	618.55	758.76
27,507.09	24,960.96	24,960.96	24,854.58
750.28	750.28	750.28	890.49
60,041.22	57,476.69	57,476.69	57,370.31
2,957.91	2,935.75	2,882.75	2,867.15
211,859.15	211,857.48	212,211.28	212,580.39
3,454.05	3,454.05	3,454.05	3,454.05
157,911.71	159,655.76	161,902.38	161,902.38
2,625.70	2,650.70	2,650.70	2,850.70
12,107.59	12,216.77	12,216.77	12,658.20
14,424.06	14,082.56	13,942.56	13,942.56
229,700.21	228,846.78	230,070.73	233,192.08
23,461.72	23,123.06	22,930.06	23,114.46
611,578.66	612,576.79	616,401.16	620,333.05
402.81	470.49	680.89	820.89
12,267.27	12,441.86	13,381.62	14,321.38
24,614.81	24,343.83	24,361.23	24,825.84
683,887.15	682,495.34	687,259.47	692,024.74

(資料：延岡市管財課)

第6章 財 政

表1 市有財産

区 分		年 度		平成13	14	15	16	17	18	19
土 地	公 財 用 産	本 庁 舎		11,495.84	11,495.84	11,495.84	11,495.84	19,457.58	22,283.58	22,283.58
		消 防 施 設		14,709.69	14,709.69	14,709.69	14,709.69	14,709.69	14,810.84	14,810.84
		その他の施設		232,350.13	232,297.59	232,880.57	232,852.65	232,842.25	255,669.35	223,910.43
		小 計		258,555.66	258,503.12	259,086.10	259,058.18	267,009.52	292,763.77	261,004.85
	公 共 用 財 産	学 校		600,592.02	600,594.71	599,225.64	597,568.76	746,086.86	817,100.24	816,478.57
		公 営 住 宅		248,640.30	248,640.30	247,137.90	239,087.64	263,187.87	279,658.87	275,027.16
		公 園		843,914.67	845,554.45	845,661.42	845,661.42	1,320,944.78	1,377,689.16	1,378,581.29
		その他の施設		564,766.74	595,419.14	597,859.04	582,246.16	735,877.11	1,835,286.45	1,801,774.23
		小 計		2,257,913.73	2,290,208.60	2,289,884.00	2,264,563.98	3,066,096.62	4,309,734.72	4,271,861.25
	普 通 財 産	山 林		29,003,000.00	29,003,000.00	38,766,856.00	38,766,856.00	56,966,990.96	66,110,158.96	66,110,158.96
		一 般 財 産		411,548.37	409,940.21	412,254.18	456,689.28	817,801.65	895,434.87	896,136.50
		小 計		29,414,548.37	29,412,940.21	39,179,110.18	39,223,545.28	57,784,792.61	67,005,593.83	67,006,295.46
合 計			31,931,017.76	31,961,651.93	41,728,080.28	41,747,167.44	61,117,898.75	71,608,092.32	71,539,161.56	
建 物	公 財 用 産	本 庁 舎	木	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			非木	13,332.26	13,332.26	13,332.26	13,332.26	16,643.18	20,404.18	20,602.92
		消 防 施 設	木	108.00	108.00	108.00	108.00	131.73	131.73	131.73
			非木	3,637.67	3,657.67	3,657.67	3,657.67	3,964.93	3,964.93	10,270.33
		その他施設	木	685.45	685.45	685.45	685.45	727.34	652.57	618.55
			非木	31,196.13	31,569.13	31,755.17	31,755.16	31,851.92	33,016.63	17,019.99
	小 計	木	793.45	793.45	793.45	793.45	859.07	784.30	750.28	
		非木	48,166.06	48,559.06	48,745.10	48,745.09	52,460.03	57,385.74	47,893.24	
	公 共 用 財 産	学 校	木	2,339.53	2,194.69	2,172.19	1,846.61	2,874.03	3,041.91	3,008.91
			非木	164,243.49	166,382.76	165,548.57	167,904.57	195,182.70	211,386.23	211,492.35
		公 営 住 宅	木	567.50	567.50	567.50	567.50	2,066.05	3,454.05	3,454.05
			非木	141,801.95	143,537.85	142,884.96	145,723.31	155,812.53	158,460.94	159,160.37
		公 園	木	740.49	740.49	795.34	795.34	2,534.39	2,611.39	2,616.70
			非木	7,979.03	7,984.79	7,983.95	7,991.77	12,096.59	12,096.59	12,096.59
		その他施設	木	2,402.68	2,402.68	2,402.68	2,402.68	7,132.06	14,267.06	14,373.66
			非木	67,942.40	67,493.91	69,164.70	69,164.70	215,688.52	228,172.11	229,537.99
		小 計	木	6,050.20	5,905.36	5,937.71	5,612.13	14,606.53	23,374.41	23,453.32
			非木	381,966.87	385,399.31	385,582.18	390,784.35	578,780.34	610,115.87	612,287.30
普 通 財 産	一 般 財 産	木	162.45	181.92	181.92	181.92	402.81	402.81	402.81	
		非木	1,491.95	2,495.38	2,495.38	2,495.38	11,842.62	12,968.62	12,968.62	
合 計			7,006.10	6,880.73	6,913.08	6,587.50	15,868.41	24,561.52	24,606.41	
			431,624.88	436,453.75	436,822.66	442,024.82	643,082.99	680,470.23	673,149.16	

(注) 平成17年度から旧北方町・旧北浦町、18年度から旧北川町を含む。

第2編 行財政の進展

17	18	19	20	21	22	23
56,966,990.96	66,110,158.96	66,110,158.96	66,054,952.06	66,035,615.07	66,031,783.07	66,031,783.07
4,363,354.00	6,140,319.00	6,140,319.00	6,140,319.00	6,140,319.00	6,136,802.91	6,136,802.91
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
61,330,344.96	72,250,477.96	72,250,477.96	72,195,271.06	72,175,934.07	72,168,585.98	72,168,585.98
768,844.00	1,056,611.00	1,088,309.00	1,117,464.00	1,150,807.30	1,185,264.73	1,220,822.67
219,098.00	252,354.00	259,924.00	267,721.00	275,752.63	283,867.30	291,943.31
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
987,942.00	1,308,965.00	1,348,233.00	1,385,185.00	1,426,559.93	1,469,132.03	1,512,765.98
2,965,377.49	2,965,377.49	2,955,332.20	2,955,332.20	2,955,332.20	2,955,332.20	2,955,332.20
153,209	161,845	167,236	142,782	142,782	142,782	142,782
0	0	0	0	0	0	0
41件	41件	39件	39件	36件	32件	32件
1,016,993	1,056,249	1,057,405	954,379	940,074	940,074	940,074
11件	11件	11件	9件	9件	10件	8件
1,177,149	1,221,165	1,157,499	991,258	881,058	710,192	581,275
2,396,939	2,562,208	2,562,208	2,562,208	2,562,208	3,173,591	3,502,702
2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0
793,680	865,041	1,315,041	1,115,041	715,041	425,041	575,041
507,075	507,814	620,823	821,786	1,528,032	2,235,341	2,547,337
52,854	22,872	7,889	938	946	949	0
2,143,642	2,278,055	2,278,055	2,278,055	2,278,055	2,278,055	2,278,055
351,751	352,181	344,077	303,267	249,565	188,300	189,129
2,528,514	2,530,681	1,944,478	1,737,058	1,449,552	1,454,537	1,456,718
94,559	93,789	88,487	83,676	78,730	74,270	69,578
839,765	1,155,804	1,067,303	1,087,434	1,108,437	1,111,298	1,713,342
889,130	1,008,691	1,021,985	1,032,990	1,023,810	997,940	1,109,823
640,631	578,435	580,927	659,545	784,558	1,189,266	1,594,499
39,468	39,524	39,747	39,994	40,314	40,597	40,776
21,859	29,909	30,067	30,323	30,566	30,780	30,916
274,796	217,846	113,911	114,618	115,535	116,344	116,856
30,788	168,516	390,245	599,713	660,868	355,349	277,972
9,475	98,803	124,141	89,136	0	0	0
12,464	13,186	12,667	7,760	6,697	6,294	5,872
18,006	22,535	0	0	4,500	4,500	4,500
2,245	0	0	0	0	0	0
0	2,518,762	2,524,535	2,528,108	2,512,491	2,514,495	2,500,926
0	2,209	0	0	0	0	0
			2,212	2,595	5,933	7,800
			114,815	110,027	85,380	0
			72,995	41,807	3,064	0
19,812	19,844	0	0	0	0	0
11,669,453	15,088,705	15,068,586	15,283,672	15,306,334	16,293,324	18,021,842

(資料：延岡市管財課)

第6章 財 政

表1 市有財産

区 分		年 度	平成13	14	15	16
山	面 積 (㎡)	所 有	29,003,000.00	29,003,000.00	38,766,856.00	38,766,856.00
		分 収	2,872,100.00	2,872,100.00	2,872,100.00	2,872,100.00
		その他の権原によるもの	0.00	0.00	0.00	0.00
		計	31,875,100.00	31,875,100.00	41,638,956.00	41,638,956.00
林	立木の推 定蓄積量 (㎡)	所 有	465,214.00	479,170.00	552,549.00	574,650.00
		分 収	70,705.00	72,826.00	95,537.00	99,358.00
		その他の権原によるもの	0.00	0.00	0.00	0.00
		計	535,919.00	551,996.00	648,086.00	674,008.00
物 件 (㎡)			2,950,020.35	2,950,787.35	2,958,033.51	2,958,146.73
有価証券 (千円)	株 券		112,333	112,333	112,333	112,333
	社 債 券		0	0	0	0
出資金及び出損金等 (千円)			38件 715,518	38件 723,980	38件 731,750	38件 737,563
未 調 定 債 権 (千円)			7件 1,723,860	8件 1,547,871	8件 1,352,489	8件 1,161,218
基 金 (千円)	延岡市財政調整積立基金		1,434,111	1,434,111	1,434,111	1,434,111
	延岡市用品調達基金		3,500	3,500	3,500	3,500
	延岡市国民年金印紙購入基金		5,000			
	延岡市国民健康保険基金		865,700	1,095,710	1,115,711	1,125,711
	延岡市庁舎建設整備基金		555,407	555,531	555,687	555,803
	延岡市住宅新築資金等貸付基金		52,846	52,848	52,850	52,853
	延岡市土地開発基金		1,776,267	1,786,798	1,786,806	1,786,818
	延岡市総合文化センター基金		475,254	475,674	476,094	446,461
	延岡市退職手当基金		2,396,397	2,396,766	2,147,075	2,147,364
	延岡市ハローワールド国際交流基金		101,125	98,036	97,797	95,572
	延岡市減債基金		1,285,422	1,243,471	1,164,749	978,384
	延岡市社会福祉事業基金		685,398	684,064	683,684	683,691
	延岡市地域づくり推進事業基金		852,979	728,148	603,318	178,484
	延岡市大学等設置基金		39,435	39,443	39,451	39,460
	延岡市ふるさと農村活性化基金		10,000	10,015	10,036	10,055
	延岡市受託消防事務財政運営基金		145,618	235,736	243,558	264,812
	延岡市介護保険基金		32,873	22	29,892	5,106
	延岡市土地区画整理事業基金			0	0	0
	延岡市大原基金			0	0	0
	延岡市水力発電周辺地域整備基金			0	0	0
特定農山村地域活性化基金			0	0	0	
地域振興基金			0	0	0	
延岡市浄化槽事業債償還基金			0	0	0	
ふるさと延岡応援基金						
延岡市定住自立圏推進基金						
延岡市介護従事者処遇改善臨時特例基金						
下水道事業債償還基金			10,711	15,366	18,945	19,808
計			10,728,043	10,855,239	10,463,264	9,827,993

表2 市有財産評価額

(単位：千円)

区分 年度	土地	建物	立木	構築物	車両	機械器具	その他	合計	市民1人当り財産及び負債		
									人口 (10月1日) (人)	財産 (円)	負債 (円)
平成13	49,803,046	80,957,813	2,679,707	-	754,838	1,599,855	13,170,800	148,966,059	124,480	1,196,707	385,668
14	49,867,239	84,248,531	2,760,092	-	707,441	1,482,451	13,450,727	152,516,481	123,812	1,231,839	391,907
15	57,805,289	84,946,366	3,240,542	-	594,383	1,400,410	13,758,567	161,745,557	123,101	1,313,926	400,468
16	57,813,156	85,804,615	3,240,542	-	632,893	1,427,163	14,042,631	162,961,000	122,509	1,330,196	402,049
17	60,268,996	85,926,646	3,370,152	-	528,886	1,381,478	13,955,625	165,431,783	121,635	1,358,515	499,458
18	60,186,331	85,942,266	4,939,822	-	598,659	1,931,248	15,843,503	169,441,829	129,357	1,309,878	544,216
19	56,524,511	109,109,660	6,544,937	-	589,792	2,921,647	16,609,498	192,300,045	132,512	1,451,190	534,116
20	57,130,607	103,858,001	6,741,277	-	533,204	3,240,927	16,654,604	188,158,620	131,412	1,431,822	542,591
21	57,049,918	105,722,357	6,926,037	-	476,013	3,009,938	17,895,964	191,080,227	130,787	1,461,003	522,791
22	57,448,442	105,449,355	7,132,912	-	689,043	9,903,835	72,871,643	253,495,230	131,182	1,951,735	513,021
23	57,288,780	106,090,373	7,132,912	-	730,728	9,823,780	72,546,704	253,613,277	130,413	1,944,455	506,891

(資料：延岡市管財課)

第六節 市 税

一 市税制の変遷

平成十九年(二〇〇七)北川町との合併により、入湯税を引き継いだ。
 また、同年度、国から地方への税源移譲により、個人市民税所得割の税率が、課税総所得金額による三段階の超過累進税率から一律六パーセントの比例税率に改正された。さらに、固定資産税については、旧北方町・旧北浦町及び旧北川町と税率が異なっていたため、二十二年(二〇一〇)度まで不均一課税を適用し、二十三年(二〇一一)度に一・六パーセントに統一した。収納の面では、二十一年(二〇〇九)年度年金所得に係わる個人市民税の年金特別徴収制度が開始された。
 十三年(二〇〇一)度から二十三年度について、本市では市税の新設・廃止は行っていない。

二 一般会計に占める市税の状況

一般会計に占める市税の割合は、平成十三年(二〇〇一)度は三一・三パーセントであったが、その後は景気

表 一般会計に占める市税の割合

区分 年度	一般会計決算額 (千円)	市税収入額 (千円)	市税の割合 (%)
平成13	42,972,885	13,431,875	31.3
14	41,366,522	12,558,696	30.4
15	41,956,821	12,337,610	29.4
16	43,514,712	12,559,132	28.8
17	47,874,069	13,122,744	27.4
18	55,230,269	13,600,726	24.6
19	58,499,495	15,145,106	25.9
20	58,166,898	14,725,100	25.3
21	57,776,440	13,986,847	24.2
22	58,282,937	13,557,676	23.3
23	59,114,519	13,974,769	23.6

(注) 平成18年度から旧北方町・旧北浦町、(資料：延岡市納税課)
 19年度から旧北川町を含む。

低迷の影響を受け著しい減少傾向となり、十九年（二〇〇七）年度から地方への税源移譲を受け、一時的に増加に転じ二五・九パーセントまで回復したが、翌年度から再び減少し、二十三年（二〇一一）度には二三・六パーセントに低下した。一般会計に占める年度別の市税の割合は、前頁の表のとおりである。

三 市税負担の状況と税目別の収入状況

市税収入額は、平成十三年（二〇〇一）度から十八年（二〇〇六）度までは、一三〇億円前後で推移したが、十九年（二〇〇七）度の国からの税源移譲後、本市では初めて一五〇億円を超えた。しかし、その後の景気低迷により、二十三年（二〇一一）度には一三九億円に低減し、厳しい状況が続いている。

市税の負担状況は、次の表のとおりである。

表1 市税負担状況

区分	年度												
	平成13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
歳入総額に 対する市 税の比率	42,972,885	41,966,522	41,996,821	43,514,712	47,874,069	55,230,269	58,499,495	58,166,898	57,776,440	58,282,997	59,114,519		
歳入総額(千円)	13,431,875	12,556,696	12,337,610	12,551,132	13,122,744	13,600,726	15,145,106	14,725,100	13,986,847	13,574,676	13,974,669		
税の比率	31.3	30.4	29.4	28.8	27.4	24.6	25.9	25.3	24.2	23.3	23.6		
世帯 数(戸)	47,423	47,754	48,178	48,266	50,520	52,344	52,597	52,979	53,406	52,373	52,718		
世帯 当り 税 額	283,235	262,987	256,084	260,207	259,753	259,834	287,946	277,942	261,897	258,868	265,085		
市 民 一 人 当 り 税 額	123,513	122,745	122,077	121,303	129,556	132,617	131,489	130,712	129,914	130,434	129,425		
市 民 一 人 当 り 税 額	108,749	102,315	101,064	103,535	101,290	102,556	115,182	112,653	107,662	103,943	107,976		
市 民 税 納 税 者 一 人 当 り 税 額	51,329,918	4,360,019	4,482,174	4,555,597	5,020,487	5,481,257	6,774,631	6,327,751	5,785,436	5,303,134	5,512,418		
納税者数(人)	52,634	52,032	51,668	51,566	54,486	59,970	61,169	61,663	60,297	58,612	58,065		
納税者一人 当り税額(円)	97,521	82,795	86,750	88,345	92,143	91,400	102,618	102,618	95,949	90,479	94,935		
固定資産税 納税者一人 当り税額	7,366,145	7,288,870	6,994,614	7,058,393	7,159,168	7,090,326	7,312,831	7,388,425	7,178,888	7,215,032	7,307,236		
納税者一人 当り税額	41,962	42,090	42,122	42,164	42,333	46,632	48,501	48,517	48,440	48,493	48,293		
当り税額	175,543	173,102	164,632	167,403	169,116	152,049	150,777	151,667	148,195	148,785	151,310		

(資料：延岡市納税課)

税目別の収入状況は、次の表のとおりである。

表2 税目別調定・収入状況

(単位：千円)

区分	市民税		固定資産税		軽自動車税		市たばこ税		特別土地保有税		入湯税	
	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額
年度												
平成13	5,257,171	5,132,918	7,647,722	7,366,145	194,568	185,443	738,260	738,260	9,109	9,109	-	-
14	4,502,215	4,360,019	7,590,405	7,285,870	200,490	190,481	713,388	713,388	8,938	8,938	-	-
15	4,633,565	4,482,174	7,216,477	6,934,614	207,681	196,121	724,701	724,701	-	-	-	-
16	4,709,700	4,555,597	7,356,427	7,058,393	213,412	201,750	743,392	743,392	-	-	-	-
17	5,185,045	5,020,487	7,495,037	7,159,168	223,302	208,905	734,184	734,184	-	-	-	-
18	5,680,552	5,481,257	7,408,985	7,090,326	253,918	237,514	791,629	791,629	-	-	-	-
19	7,001,934	6,774,631	7,646,487	7,312,831	273,901	255,820	800,153	800,153	-	-	1,671	1,671
20	6,582,138	6,327,751	7,705,571	7,358,425	281,692	261,982	775,123	775,123	-	-	1,819	1,819
21	6,070,954	5,785,436	7,523,620	7,178,588	288,027	269,611	751,243	751,242	-	-	1,970	1,970
22	5,584,636	5,303,134	7,565,655	7,215,032	291,336	272,042	765,708	765,708	-	-	1,761	1,761
23	5,795,482	5,512,418	7,634,727	7,307,236	294,792	276,069	877,466	877,466	-	-	1,580	1,580

(注) 特別土地保有税は、平成15年度税制改正において、土地流通に関する税負担を大幅に軽減するという方向性の中で、課税停止された。

(資料：延岡市納税課)

四 納税組合

戦後の厳しい社会環境の中、租税収入の確保を図るために、昭和二十六年（一九五二）に制定された納税貯蓄組合法に基づく納税組合活動は、約半世紀にわたり納税意識の高揚と市税収納の面において大きく貢献してきたが、個人情報保護の観点や組合員の高齢化など、設立当時と市民意識や社会環境が大きく異なってきたことから、組合を通じての納付は、平成二十二年（二〇一〇）度までで廃止した。

納税組合の推移は、次のとおりである。

表 納税組合数等

内 訳	年 度										
	平成13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
納 税 組 合 数	191	187	182	176	167	262	315	298	291	281	
納 税 組 合 員 数 (人)	4,219	4,085	3,910	3,734	3,697	7,740	8,764	8,216	7,924	7,487	
調 定 額 (千 円)	626,836	612,269	573,921	578,803	556,816	718,355	836,751	834,907	774,004	724,994	
納 税 額 (千 円)	599,907	588,151	544,261	552,312	529,539	689,539	806,245	806,119	744,568	701,367	
納 期 内 納 付 率 (%)	95.7	96.1	94.8	95.4	95.1	96.0	96.4	96.6	96.2	96.7	
新 規 組 合 数	2	2	0	0	0	1	1	1	0	0	
納 税 助 成 金 獎 励 金 (千 円)	10,422	10,790	9,176	9,159	8,872	12,604	14,483	15,084	13,779	13,832	

(注) 平成18年度から旧北方町・旧北浦町、19年度から旧北川町を含む。

(資料：延岡市納税課)

第七節 金融機関の指定

公金取り扱いについては、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関を指定し、告示することになつてゐる。

当初告示 昭和三十九年（一九六四）四月一日 最終告示 平成二十三年（二〇一一）十一月十八日

- 一 指定金融機関 株式会社 宮崎銀行
- 一 指定代理金融機関 株式会社 西日本シティ銀行
- 一 収納代理金融機関 株式会社 大分銀行
- 株式会社 鹿児島銀行
- 株式会社 宮崎太陽銀行
- 延岡信用金庫
- 延岡農業協同組合
- 九州労働金庫
- 延岡市漁業協同組合
- 延岡漁業協同組合
- 北浦漁業協同組合
- 熊本県信用組合
- 株式会社 ゆうちよ銀行

第七章 国民保護

第一節 国民保護計画

米国同時多発テロの発生をはじめ、日本近海における武装不審船の出現、北朝鮮による弾道ミサイルの発射など、近年、それまでになかったような国民に不安を与える事件や事故が多発している。これらの新たな危機に対応するため有事法制の整備が進められ、平成十六年（二〇〇四）九月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が施行された。

国民保護法では、国が策定した基本指針に基づいて、各市町村において国民保護計画を策定することとされており、本市では十九年（二〇〇七）三月に「延岡市国民保護計画」を策定した。

この国民保護計画では、武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生した場合の防災行政無線やインターネット等を活用した警報等の伝達や避難住民の誘導及び留意点、また避難した住民に対する救援措置の実施、武力攻撃事態への対処の方法など、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を盛り込んでいる。

また、二十年（二〇〇八）三月には、「延岡市国民保護計画」に基づいて、想定される武力攻撃事態の五つの類型、①弾道ミサイル攻撃 ②ゲリラ・特殊部隊による攻撃（避難に比較的時間の余裕がある場合） ③ゲリラ・

特殊部隊による攻撃（昼間の都市部において突発的に発生した場合）④ゲリラ・特殊部隊による攻撃（都市部における化学剤を用いた攻撃の場合）⑤ゲリラ・特殊部隊による攻撃（工場群への攻撃の場合）に応じた避難の方法や安全確保のための対処要領をまとめた「国民保護計画に基づく避難マニュアル」を策定している。

第二節 全国瞬時警報システム

国は、国民保護体制の充実を図るため、国民保護に関する有事情報などを瞬時に伝達するためのシステムとして、平成十九年（二〇〇七）二月から全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用を開始した。この全国瞬時警報システムとは、国民保護事案に関する情報（弾道ミサイル攻撃情報、航空機攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報）のほか、緊急地震速報や津波警報等といった対処に時間的余裕がない緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、テレビやラジオをつけていなくても、市町村の防災行政無線などを自動的に起動することにより、人手を介さずに国から直接、住民に対して瞬時に緊急情報を伝達するシステムである。

本市では、二十一年（二〇〇九）三月にこの全国瞬時警報システムを導入しており、自動的に防災行政無線を起動することで津波警報等の伝達が行えるシステムとなっている。

また、二十三年（二〇一一）三月には、この全国瞬時警報システムの機能向上が図られ、現在は、状況に応じて国から多様な音声による放送が可能となっている。

第八章 防 災

第一節 地域防災計画

東日本大震災を受け、国においては、津波被害を防止・軽減するため、総合的な津波対策の推進を定めた「津波対策推進法」を平成二十三年（二〇一一）六月に施行した。

本市においては、この「津波対策推進法」の内容に沿って、同年七月に本市地域防災計画の津波災害対策に関する見直しを行い、津波対策に係る基本方針について「津波対策推進法」との整合を図るとともに、東日本大震災以後に取り組んできた「津波避難場所の見直し」や「海拔表示板」の設置、「協働・共汗による津波避難路の整備」などの取り組みを「地震対策編」の「災害予防計画」の中に盛り込むなどの改正を行った。

また、二十三年十二月、東日本大震災を教訓に国の「防災基本計画」が修正され、地震津波想定の方として、最大クラスの津波と比較的頻度の高い津波という二つのレベルの想定とその対策が示されたほか、津波に強いまちづくりの推進や防災知識の普及など、地震津波対策の抜本的強化が図られることとなった。

さらに、同年十二月、津波防災地域づくりを総合的に推進するため、新たに「津波防災地域づくり法」が制定され、この法律では、基本指針と津波浸水想定をもとにした様々なハード・ソフト施策を定めており、これらの施策を地域の実情に応じて組み合わせることで、総合的な津波防災地域づくりの推進を図ることとしている。

このように、東日本大震災を踏まえ地震津波対策に関する各種の見直しが進められる中、国や県においては、最新の科学的知見に基づく地震津波想定検討が進められており、今後、これらの想定に基づいて抜本的な津波防災対策の見直しが図られることになる。このため、本市としても、今後の国や県の地震津波対策と整合を図りながら、本市地域防災計画について適宜、見直しを行っていく。

第二節 防災体制

一 防災行政無線

大災害発生時に、災害に関する情報や予報・警報の発令及び伝達を迅速に行うことで、市民の避難誘導、被害の最小化を図るための通信手段として、多くの自治体で防災行政無線が整備されている。

本市では、合併前の一市三町で、同報系アナログ防災行政無線（市役所から住民に対し、屋外の拡声スピーカーや専用の受信機により、同時一斉に情報を配信する無線システム）、及び移動系アナログ防災行政無線（市役所と公用車や職員等、主に行政内部間の通信を行う無線システム）がそれぞれ整備されており、旧延岡市域では、主に津波対策のため、沿岸部に同報系の屋外拡声子局及び沿岸の区長宅や事業所等に戸別受信機を配備し、住民へ津波警報や避難勧告等の伝達を行っている。

また、旧三町では、同報系の屋外拡声子局や各世帯に配備された戸別受信機を活用し、災害時には、各総合支所から避難勧告等の伝達を行ったり、平常時には行政連絡や時報チャイムとして活用されているが、機器の老朽

化の問題とともに、機器のデジタル化や旧一市三町における無線システムの統合整備が課題となっている。

近年、地震や局地的な大雨等による突発的な大規模災害が全国各地で発生しており、平成二十二年（二〇一〇）十月の奄美豪雨災害や二十三年（二〇一一）三月の東日本大震災では、甚大な被害が発生し、通信手段の途絶などによって被害が拡大した。このように激しさを増す自然災害に対し、全市域をカバーできるデジタル防災行政無線等の迅速で確実な情報伝達システムの整備が急務となっている。

防災行政無線整備状況は、次の表のとおりである。

二 災害備蓄品

大規模災害時には、多くの被災者が避難施設での生活を余儀なくされることになる。このため、災害時の備蓄品については、基本的に各個人で最低三日分の備蓄に努めることとしているが、併せて本市では、公的備蓄として、飲料水や食料（ソフトパン）一万七〇〇〇人分を市内複数箇所に分散備蓄していく計画である。このほか、毛布や敷きマット、おむつ等の日用品について備蓄を行っている。また、これらの公的な備蓄とは別に、企業や民間事業所等と災害時応援協定を締結するなどして、災害時には市の要請に応じて、専門分野を活かした人的支援や企業等の流通備蓄による物的支援が受けられる体制づくりに努めている。

表 防災行政無線整備状況

（移動系防災行政無線）			（単位：台）
型 式	車載型	携帯型	可搬・半固定型
台 数	73	99	9

（同報系防災行政無線）		
型 式	屋外拡声子局	戸別受信機
台 数	97	5,173

平成24年12月末現在

（資料：延岡市危機管理室）

三 災害ボランティア登録団体

1 災害ボランティアネットワーク

このネットワークは、地震や台風等の災害時に、災害ボランティアによる復旧支援活動を迅速かつ円滑に行うため、協力できる企業や団体等のボランティアを募り、事前に登録を行うもので、平成十八年（二〇〇六）六月に発足した。個人でも登録できるが、企業や団体としてネットワークに登録しておくことで、ボランティアへの協力要請までの時間が短縮されたり、登録された企業・団体単位で被災地へのボランティア派遣が可能となり、効率的な災害ボランティアの運用が図られる。

なお、災害ボランティアのネットワーク化は、十七年（二〇〇五）の台風十四号がもたらした大出水による被災地での、多くのボランティアの熱意に満ちた献身的な活動を教訓に、組織化されることになった。

こうして、十八年九月に本市を襲った竜巻災害では、竜巻発生の翌日には一〇〇〇人近い災害ボランティアが、被災地で瓦礫の片付けや清掃作業に活躍している。また、十九年（二〇〇七）八月の台風五号がもたらした海岸での流木の撤去作業には、約三四〇〇人のボランティアが駆けつけ、二十二年（二〇一〇）に発生した口蹄疫では、延べ三〇〇〇人のボランティアが消毒ポイントでの防疫作業に従事した。さらに、



東海岸における流木撤去作業

二十三年（二〇一一）の東日本大震災では、福島県いわき市へ送る救援物資を募集した際、物資の受付や仕分け作業にボランティアが活躍するなど、災害ボランティアネットワークを通じ効果的なボランティアの運用が図られている。

災害ボランティアネットワークは、延岡市社会福祉協議会が事務局として、登録を受け付けている。災害時にボランティア活動の要請があった場合には、登録会員にメールでボランティア要請の連絡を行う。災害ボランティア活動時の保険は社会福祉協議会が負担する。

また、十九年度から災害ボランティア養成講座を開催し、災害時の様々なパイプ役を担う人材の育成に取り組み、二十三年度までの講座で三八四人が受講している。

災害ボランティア登録状況は、二十四年（二〇一二）三月末現在、次のとおりである。

- ・登録団体 一一三団体
- ・登録者数 二〇八七人

2 お助け隊

本市は、平成十七年（二〇〇五）の大出水時の教訓を活かし、大災害時に救援の手を差し伸べてくれる事業所・団体を対象にした「お助け隊」を、十八年（二〇〇六）七月に発足させた。

「お助け隊」として趣旨に賛同いただいたスーパードやコンビニ等と「災害時における生活物資等の供給に関する協定」を締結した。これは、スーパードやコンビニなどの流通備蓄を活用して、災害時の食料や生活物資等の供給体制の確保を図ることを目的としたもので、大規模な災害時には協定に基づいて、大型スーパードやコンビニ等

から食料、生活物資の供給やホテル等から厨房機材の提供を受けたり、運送会社による物資搬送等の協力が得られることで、被災者の支援体制の強化を図る。

十九年（二〇〇七）七月十四日の台風四号による災害では、「お助け隊」を通じて避難施設の被災者へ食料の配食等の支援を実施した。

「お助け隊」協定の締結は、二十四年（二〇一二）三月末現在、五七社となっている。

- ・ 物資供給ネットワーク（二二社）……………スーパー・コンビニ・生協など
- ・ 厨 房 ……（三五社）……………ホテル・私立保育園など
- ・ 配 送 ……（二〇社）……………運輸会社など

四 自主防災組織

平成七年（一九九五）の阪神・淡路大震災以降、全国的にみると、十六年（二〇〇四）に観測史上最多の台風上陸等による風水害・土砂災害が発生したほか、二十三年（二〇一一）三月には、東北地方太平洋沖地震が発生、津波によって甚大な被害が発生し、多くの尊い命が失われている。

ひとたび、このような大規模な災害が発生すると、阪神・淡路大震災などの災害でも明らかとなったように、被害の拡大を防ぐための国や都道府県、市町村による消火や救助活動といった応急対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられる。

このため、自分の身は自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々

が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組む（共助）ための体制づくり、いわゆる「自主防災組織」の結成が不可欠であり、これらの「自助」「共助」「公助」が有機的につながることによって、はじめて被害の軽減を図ることができると考えられる。

自主防災組織は、住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づき自発的な防災組織」として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている。

なお、自主防災組織が日頃から取り組むべき活動としては、防災知識の普及、地域の災害危険箇所把握、防災訓練の実施、防災用資機材の点検や整備等がある。また、災害時においては、情報の収集・伝達、初期消火や住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、炊き出しや給水等の活動があげられる。

本市においては、自主防災組織の育成と拡大を目的に、十七年（二〇〇五）七月から専門的な知識を要する防災推進員を配置して取り組むとともに、「延岡市自主防災組織連絡協議会」を結成して、組織の拡充を図っている。

自主防災組織の結成状況は、二十四年（二〇一二）三月末現在、団体数一九四、組織率六一・一パーセントとなっている。



自主防災組織の訓練

五 災害応援協定

災害応援協定は、大規模災害の発生を想定し、応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体が民間事業者等や自治体間で締結する協定である。

過去の災害で明らかのように、大規模災害の発生時には、通信網やライフラインが途絶したり、庁舎等の防災拠点施設や職員自らが被災することで、自治体の災害対応能力は著しく低下することが予想される。このため、被災自治体単独では、災害後に生じる膨大な量の応急復旧活動を遂行することができないような事態も懸念されるところである。

そのため、多くの自治体では、飲料水や食料等の物資援助、救護活動、緊急輸送活動等の応急復旧活動について、人員や機材等の優先的な供給や支援を受けられるよう、民間事業者等と災害時の応援協定を締結している。

本市においては、平成二十四年（二〇二二）三月末現在、「お助け隊」との協定締結をはじめ、延岡地区建設業協会・延岡電気工業業協同組合・県北生コン協同組合・延岡市塗装業協会・宮崎県タクシー協会延岡支部・宮崎県防水業協会など、二二団体と災害応援協定を締結している。

また、最近では、東日本大震災を教訓として、自治体間のスムーズ



水防訓練時の佐伯市からの応援隊

な応援体制の整備を図ることを目的に、遠方の自治体間で協定を締結する動きも見られる。県境を越えた自治体間の協定として、本市では、十九年（二〇〇七）二月に、大分県佐伯市と災害相互応援協定を締結したほか、二十三年（二〇一一）十一月には姉妹都市である福井県坂井市と、二十五年（二〇一三）一月には、兄弟都市である福島県いわき市、及びいわき市と親子都市の関係にある秋田県由利本荘市との大規模災害時相互応援に関する三市協定を締結した。

一方、延岡市社会福祉協議会は、県内全社会福祉協議会間で災害時相互応援協定を結ぶとともに、高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町の社会福祉協議会と二十四年四月に、五ヶ瀬川水系社協間災害時相互応援協定を締結している。さらに、二十五年一月には大分県の佐伯市社会福祉協議会と、災害時相互応援協定を結んだ。

六 災害情報メール

災害時の情報等を携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、市民・事業所に防災情報を配信する災害情報メールシステムを、平成十八年（二〇〇六）四月から運用開始した。あらかじめ希望者の携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録しておくことで、市が配信する災害時に役立つ情報を直接メールで受け取ることができる。台風等の災害時には、このシステムを使って、市から避難所の開設情報や避難勧告等の情報を伝達したり、道路やライフライン等に関する情報、また、津波警報や竜巻注意情報等の緊急情報を携帯電話等にメールで配信できるため、迅速かつ確実に防災情報が伝達できるといふメリットがある。

災害メールの登録件数は二十四年（二〇一二）三月末現在、一万三〇三六件となっている。

第三節 災 害

一 風 水 害

台風が発生数は、多い年で四〇個程度、少ない年は二〇個程度で、昭和五十六年（一九八一）から平成二十二年（二〇一〇）までの三〇年間の平均値は約二六個であるが、二十二年の発生数は一四個と異常に少なく、昭和二十六年（一九五一）以降のデータから見ると最少の発生数であった。

1 台風十四号

平成十七年（二〇〇五）九月六日、台風十四号は、ゆっくりとした速度で九州西海上を通過しながら、宮崎県を暴風雨に巻き込んだ。五ヶ瀬川流域では、上鹿川で降雨量二一七ミリメートル、見立で一〇二五ミリメートル、上祝子で一〇九七ミリメートルを観測するなど記録的な豪雨をもたらし、五ヶ瀬川・大瀬川では軒並み既往最高水位が観測された。この大出水で、五ヶ瀬川左岸の岡富古川地区では一部で越水する事態となるなど、市内の広範囲に浸水域が広がった。

延岡市の被害は、人的被害として死者一人、このほか、外水の氾濫や内水によって、四三一ヘクタールが浸水し、床上浸水一二九四世帯（うち全壊世帯七八世帯、半壊六四九世帯）、床下浸水七八八世帯という大きな被害が発生した。

また、避難勧告等の発令状況については、流域住民約三万三六〇〇世帯・七万九〇〇〇人に避難勧告を発令し

たほか、三万一七〇〇世帯・七万四〇〇〇人を対象に避難指示を発令した。

これらの避難に関する情報は、区長への電話連絡をはじめ、広報車や消防団車両による広報・ケーブルテレビの文字放送や市ホームページ・テレビ・ラジオなどを活用し、可能な限りの手段で伝達を行ったところであるが、実際に避難した住民の数は五八二五人であった。

また、避難勧告が発令されたにも関わらず、避難が遅れてしまいボート等で一三六人が救助された。この台風による被害総額は、およそ一五億六〇〇〇万円に上った。

国土交通省延岡河川国道事務所は、台風十四号による被害が甚大であったことから、これらの浸水被害を短期間に計画的に軽減するため、十七年度から「五ヶ瀬川激甚災害対策特別緊急事業」に着手し、二十一年（二〇〇九）度までの五カ年で約二〇〇億円をかけ、集中的に五ヶ瀬川の河川改修事業を進めた。



午後3時30分頃 岡富地区第4樋門付近



越水が流れ込んだ市街地(祇園町)

2 台風十三号

平成十八年（二〇〇六）九月十七日午後二時頃、台風十三号の接近に伴う竜巻が延岡市で発生し、スーパーの陳列棚の倒壊やビニールハウスの倒壊、破損したガラス・瓦等の飛来物の直撃により三人が死亡・重傷者三人・軽傷者一四〇人という被害が発生した。住家の被害は、全壊一二〇世帯・大規模半壊八五世帯・半壊二八〇世帯・一部損壊一一三四世帯の合計一六一九世帯で、竜巻が通過した範囲では、ほぼ連続的に建物の倒壊、屋根や壁の損傷、屋根瓦や窓ガラス等の破損等の大きな被害が発生した。

宮崎地方気象台の調査によると、延岡市沖の海上で発生したと思われる竜巻が九月十七日の午後二時三分頃、最初に延岡市南部の緑ヶ丘付近の海岸に上陸、さらに緑ヶ丘から浜町・旭町の旭化成工場付近・博労町・山下町・山月町から祝子川を経て尾崎町付近へ同二時八分頃に達し、その後、山麓で消滅したことがわかっている。

竜巻の移動速度は、時速約九〇キロメートルと推定され、竜巻による被害の範囲は幅一五〇から二五〇メートル、長さ七・五キロメートルに及んでいる。竜巻の規模は、JRの列車転覆や建物の損壊状況など被害程度から判断して、藤田スケール（構造物などの被害状況から竜巻や突風の強度を表すもので、F〇からF五の六段階で表す）のF二クラス（風速五〇～六九 $\frac{m}{s}$ ）と推定された。また、竜巻の通過したコースが市街地であったことから、屋根瓦・ガラス・木片などの飛来物によって、更に被害が増大す



竜巻での被災状況(栄町)

る結果となった。

この台風による被害額は、商工関係被害が一億九〇〇〇万円、農業関係被害が八八〇〇万円など、総額約一二億九〇〇〇万円に達し、旭化成の工場被害や住宅被害の分を含めると、更に被害額は甚大となる。

3 台風五号

平成十九年(二〇〇七)八月二日、大型で非常に強い台風五号は、勢力を維持したまま九州南部に接近し、十八時頃に日向市に上陸した。この台風は県北部を中心に非常に強い風雨をもたらし、延岡市付近(大崩)では一時間に一二〇ミリメートル以上の大雨となったほか、日之影町見立で一時間に九一ミリメートル、また、美郷町神門では、一時間に八四ミリメートルの大雨が観測されるなど記録的な大雨となった。

本市は、八月二日午前十一時に災害対策本部を設置、二日午後七時三十分には、北方町の後曾木・柳瀬・下曾木の八五世帯・一五〇人の住民に対し避難勧告を発令した。

この台風により、延岡市内で半壊二世帯・一部損壊七七世帯・床上浸水三五世帯・床下浸水四六世帯の被害が発生した。特に、北方町二股や曾木の山間部では、大雨による山腹崩壊が多く発生し、大量の土砂や木切れ等が周辺の田畑を埋め尽くした。また、流れ出た流木が海岸部に大量に漂着するなどして、船舶の航行や養殖等の水産業にも甚大な被害を及ぼした。



北方町曾木の被災状況

延岡市では、海岸に漂着した流木の撤去作業を進めるため、国や県等の関係機関と連携し「海岸清掃大作戦」と称して、民間の企業や市民ボランティアなどにも協力を呼びかけ、大規模な漂着流木の撤去作業を実施した。その参加人数は約三四〇〇人にも上り、市民のボランティアに対する意識の高さがうかがえる結果となった。

二 地震災害

1 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

平成二十三年（二〇一一）三月十一日十四時四十六分頃、宮城県牡鹿半島の東南東一三〇キロメートル付近の三陸沖を震源とし、震源域が岩手県から茨城県に及ぶマグニチュード九・〇の巨大地震が発生した。この地震の規模は観測史上国内最大規模であり、宮城県北部（栗原市）で震度七が観測され、気象庁調べによる確認された津波の高さは一六・七メートル（岩手県大船渡市）、陸地を駆け上がった津波の高さ（遡上高）は東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループの調査で、国内観測史上最大の四〇・五メートル（岩手県宮古市姉吉地区）となる巨大な津波が観測された。

気象庁はこの地震を「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」

表1 東北地方太平洋沖地震に伴う宮崎県での観測状況等

地震発生日時：平成23年 3月11日14時46分頃				
観測震度	県内で震度1以上を観測した観測点はなかった			
津波	津波観測点名	最大の高さの波		
		第1波	高さ	
	宮崎港	日時	日時	高さ
	日向市細島	11日17時13分	12日03時33分	164cm
日向市油津	11日17時03分	12日00時12分	123cm	
日向市細島	11日17時04分	11日21時47分	88cm	

(注)延岡市内に津波の観測点は設置されていない。(資料：宮崎地方気象台)

表2 津波予報区「宮崎県」における津波警報等の発表状況

警報等	発表時刻	津波警報・注意報の発表状況
	11日14時49分	津波注意報発表
	11日15時30分	津波警報へ切り替え
	12日20時20分	津波注意報へ切り替え
	13日17時58分	津波注意報の解除

(資料：宮崎地方気象台)

と命名し、政府はこの地震及び地震による津波災害、並びに福島第一原子力発電所事故による災害の名称を「東日本大震災」と命名した。この地震により宮崎県沿岸には、十五時三十分津波警報が発令されたため、市は沿岸住民に対し直ちに海岸から離れ高台等へ避難するように避難勧告を発令した。観測された津波は、宮崎港の潮位観測所で最大一六四センチメートルであったが、津波警報の発令で国道一〇号は一時通行止めとなり、周辺で渋滞等の混乱も生じた。

地震に伴う宮崎県での観測状況、及び津波警報等の発表状況は、前頁の表1・表2のとおりである。

この一千年に一度ともいわれる地震・津波による被害は二二都道県に及び、死者・行方不明者合計一万八五九一人（平成二十四年十二月二十六日、警察庁まとめ）、全壊家屋約一二万棟という明治以降では関東大震災に次ぐ、極めて深刻な被害が発生し、中でも宮城県・岩手県・福島県で多数の犠牲者が発生した。この地震による津波で福島県の福島第一原子力発電所が被災するなど、未曾有の複合的な大災害となった。

この大震災を受け、二十三年六月には津波対策に関する基本法ともいえるべき「津波対策の推進に関する法律」が成立し、津波対策は総合的かつ効果的に推進されなければならないこととされた。この法の施行に伴い、本市では、同年七月に「地域防災計画」の中の津波災害対策に関する基本方針等の見直しを行ったほか、津波避難路の整備や津波避難ビル等の指定推進、津波に関する知識普及や津波ハザードマップ見直しなどの取り組みを進めることとした。



地区住民による津波避難路の整備



国交省設置の海拔表示板



宮崎県設置の標高表示板



延岡市設置の海拔表示板

さらに、二十三年十二月には、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として、「津波防災地域づくりに関する法律」が成立した。その基本指針では、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとんでも人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」の発想により、津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とすることが示された。

このような中、本市では、この大震災を教訓として、全体的な津波対策の見直しに取り組んでおり、津波避難場所の見直しや海拔表示板の設置、また、「協働・共汗津波避難路整備事業」を創設し、津波避難路の整備などの取り組みを進めている。

2 延岡における過去の津波災害

今回の東北地方太平洋沖地震に伴う巨大津波の破壊力に、改めて自然の驚異を実感し、その対策を考える上で、過去の地震・津波の災害史に学ばなければならない重要性を多くの国民が痛感したといわれる。この延岡の地も、過去において度々地震や津波に襲われた歴史をもっている。そこで、南海トラフで発生し、津波を伴い大きな被害をもたらした代表的な地震を取り上げることとした。

宮崎県内で津波被害が発生する地震は、主に南海トラフ（海溝）付近で発生するプレート境界地震で、海溝性巨大地震とも呼ばれ、地震の規模を示すマグニチュードは八にも達する。これらの地震は、フィリピン海プレートとの沈み込みによって、九〇年から一五〇年間隔で発生している。その際に巨大な津波を伴うため、太平洋沿岸部に極めて甚大な津波被害をもたらしてきた。今日の研究では、このプレート境界地震において、東海・東南海・南海地震が同時に連動して起こり、東北地方太平洋沖地震のように巨大化することが懸念されている。

(1) 仁和地震

仁和三年七月三十日（八八七年八月二十六日）に発生。マグニチュード八・八・五。この地震は、宮崎県域に被害をもたらした地震と津波に関する最も古い伝承で、内藤家文書「台雲寺末寺由緒書」としてまとめられた史料の中の「千光寺由緒書」にある。そこには、仁和三年七月に大地震が発生し、それに伴う「洪水」により、祝子村にあった千光寺の境内が河原のように水浸しとなったことが記されている。ここでの「洪水」は、地震との関連性から津波のことを表していると判断される。この由緒書によれば、その後の水害の影響もあり、寺を一時、夏田に移動させたが、その後「寺を元のところに戻せ」とのお告げにより、津波が押し寄せてきたという元の位

置に戻したと、由緒書作成時点の延享四年（一七四七）には記している。

この仁和三年の地震について、『日本三代実録』は「五畿内七道諸国同日大震。官舎多損。海潮漲陸。溺死者不可勝計。」（注）とあり、南海トラフを震源とするこの地震は、全国各地に夥しい被害をもたらしたことが確認されている。

なお、この仁和三年以降の地震・津波の記録については、史料の絶対数が少ないということもあり、六百年後の明応七年（一四九八）まで確認することはできない。

（注）新訂増補国史大系『日本三代実録 後篇』（吉川弘文館、一九七一年）より抜粋。なお、「不可勝計」の読みは、「勝計すべからず」となり、数え切れないという意味である。

(2) 宝永地震

宝永四年十月四日（一七〇七年十月二十八日）に発生。東海・東南海・南海地震が三連動、或は二連動したと考えられている。地震の規模を示すマグニチュードは八・四で、国内最大級の地震の一つとされる。地震発生時の延岡藩主三浦家の藩政に関する史料は岡山大学附属図書館に三浦家文書として収蔵されている。その文書群の中にある「日録」という藩政の毎日の出来事を記した史料に、この地震のことが記されている。それによると、地震は午後一時から二時頃に発生し、藩主が居住していた西之丸（現内藤記念館）の坂下御門脇の石垣をはじめ、家臣達の屋敷にも震動による被害をもたらしたことが分かる。また、地震発生から一時間経つかどうかの頃、東海へ津波が押し寄せ、その津波が河川を逆流し、東海湊に繫留していた船を追内・無鹿まで押し流すなど、北川や友内川を遡上するとともに、五ヶ瀬川・大瀬川を遡上し、架け替え工事のため橋脚として設置していた大

瀬橋の柱を押し流したとある。この時の津波の高さは、「御城廻」において、潮位の高い大潮の満潮時と比べても一二〇から一五〇センチメートル程度の上昇があった。川中地区の住民である三浦家家臣の家族達や北町・中町・南町の町人達は、高台である「御本丸」や「城内」、つまり、現在の城山公園へと避難した。近郷近在の者達は近くの山へ避難した。だが、濱子村（浜砂町周辺）では、死者五人が確認されるとともに、家畜である牛馬への多大な被害が、また土々呂や榑津辺では、約二〇軒の家屋が津波で押し流されるなどの被害が出ていたことが記されている。

また、大分県佐伯市の漁村に伝わる当時の役人が記録した古文書には、「津波は村人が避難している高台の寺の階段の所の高さまで押し寄せた」と記されている。この寺は佐伯市米水津浦代浦の海岸から約二〇〇メートル奥まった山裾にある「養福寺」のことで、この階段の二段残した地点の海拔一一・五メートルまで津波が来たとの伝承がある。なお、この宝永地震から四九日後には富士山が大噴火している。

(3) 安政南海地震 あんせい

安政元年十一月四日（一八五四年十二月二十三日）に遠州灘の東海で、翌五日（二十四日）に紀伊水道南の南海と相次いで巨大地震が連動して発生した。マグニチュードはいずれも八・四。この地震で、房総半島から九州東岸まで大津波が押し寄せ、死者は数千人にのぼり、震動による全半壊・焼失・流失家屋は七万戸以上と推定されている。

地震発生時の延岡藩主で江戸藩邸にいた内藤政義に報告するためにまとめられたものが、「万覚書」よろずおぼえがきに収められている。この地震は五日（四日発生の安政東海地震では、延岡は大揺れでなかった）の午後四時頃に発生し、

震動が近年にない大揺れで本丸や西之丸をはじめ破損した箇所が少なくない。沖合においては潮が度々引き、潮の色が通常ではなく、津波が押し寄せ、翌六日の昼までに一六回も確認された。そして五日の午後七時頃に押し寄せてきた第七波の津波によって家屋が破壊された。楠津・土々呂地区においては、通常より約二七〇センチメートルにも及ぶ水位の上昇とある。内陸部の北方村（延岡市北方町）においても五ヶ瀬川筋で九〇センチメートル程度の増水、そして、上流の支流（河川名不明）においても一五センチメートル程度の増水が確認されていたことが記されており、宝永地震と同様に、津波が大きく川を遡上したことを確認することができる。また、長井村（延岡市北川町長井周辺）において田畑で地割れや液状化現象の発生を窺わせる記述がある。

別の史料である「万歳記大学」^{ばんざいきだいがく}にも記載がある。この資料は、長井村に住んでいた甲斐亦兵衛^{またべえ}が書き記した記録で、当時の住民がこの地震に対し、どのように対処したかを知ることができる、非常に貴重な史料となっている。津波に関する部分などを取り上げると、「津波うちくる間、（中略）小川奥分ハ水川上ミとなかれ、川内名御庄屋元前辺者、川そこをふきほぎ」とあるように、津波は北川を遡り、川内名の庄屋屋敷の前辺り（北川町熊田）まで濁流が到達したことが確認できる。こうした状況下において、当時の長井村の人々は津波の情報を素早く収集し、木が生い茂っているにも関わらず、高台となる丘陵へと迅速な避難を行っており、方々より集まった人々の数は、三〇〇人余りになったと記されている。

参考までに、津波が遡上したと記されている北川町熊田の、現在における河口からの直線距離と水面の海拔を測定した結果、永代橋付近において、直線距離で約一一・二キロメートル、水面の海拔は約七・三メートルである。

3 本市震度四以上の地震

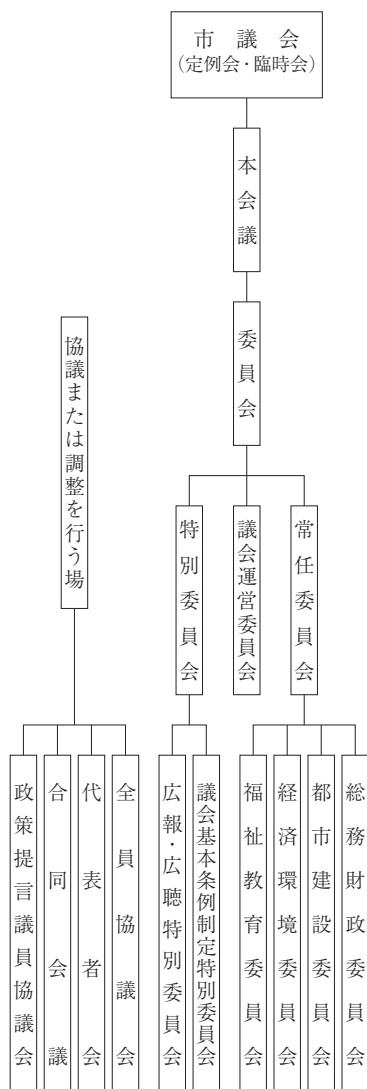
平成十五年（二〇〇三）以降に宮崎県北部の震度観測点で観測された震度四以上の地震は、表のとおりである。

表 地震災害

年号（西暦）	事	項
<p>平成十八年 （二〇〇六）</p>	<p>三月二十七日十一時五十分 日向灘を震源とする地震災害 （概要） マグニチュード五・五 震度 延岡・高千穂Ⅱ四 都農・門川・椎葉・美郷Ⅱ三 （被害状況） 延岡Ⅱ被害なし</p>	<p>六月十二日五時一分 大分県西部を震源とする地震災害 （概要） マグニチュード六・二 震度 延岡・西都・高鍋・都農・高千穂・宮崎・日南・小林Ⅱ四 日向・新富・川南・門川・木城・椎葉・美郷・串間・国富・綾・都城・えびの・ 三股・高原Ⅱ三 （被害状況） 延岡Ⅱ川原崎町で水道管の破損、野口記念館で天井の一部が破損、北浦体育館 で窓ガラスにひび割れなどの被害が生じた</p>
<p>二十四年 （二〇二二）</p>	<p>一月三十日三時十八分 日向灘を震源とする地震災害 （概要） マグニチュード四・九 震度 延岡Ⅱ四 日向・都農・門川・高千穂Ⅱ三 （被害状況） 延岡Ⅱ被害なし</p>	

（資料…宮崎地方気象台）

平成24年12月末現在



市議会の構成は、次のとおりである。

(平成二十四年五月七日現在)

第一節 市議会の構成

第九章 議決機関(市議会)

議会は、住民に代わって市の意思決定をする議決機関であるとともに、行政を監視する権限を持っている。

第二節 市議会の運営

一 定例会と臨時会

延岡市議会は、年四回開かれる定例会と必要の都度その事件に限り開かれる臨時会がある。

定例会は、三月、六月、九月、十二月に開かれ、議案を審議するほか一般質問や請願、陳情等の審議が行われ、会期は二〇日程度となっている。

臨時会は、必要がある場合にその事件に限り開かれるもので、本市では年二回程度開かれ、会期も一日から二日と短い。

二 本会議と委員会

延岡市議会の会議には本会議と委員会がある。

議会の意思決定は、本会議で行われるが、その予備的な審査、調査機関として設置されるのが委員会であり、ますます広範多岐にわたり高度・専門化していく行政上の諸課題を、合理的かつ能率的に審査または調査するために、この委員会制度は活用されている。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があり、第一節の市議会の構成のとおりである。

1 常任委員会

常任委員会は、その所管事務の調査を行い、議案、請願等を専門的に審査するため、延岡市議会委員会条例により設置されるもので、総務財政委員会・都市建設委員会・経済環境委員会・福祉教育委員会の四つの常任委員会が設置されている。

2 議会運営委員会

平成三年(一九九一)四月、地方自治法の改正で、地方議会においても条例で議会運営委員会を設置することができるようになった。

四年(一九九二)三月定例議会で委員会条例の改正を行い、条例に基づく委員会として同年五月、議会運営委員会を設置した。

本委員会は、議会運営上の諸問題について協議するほか、本会議で付託を受けた所管の議案、陳情等を審査する。

3 特別委員会

特別委員会は、特定の事件を審査または調査する必要がある場合に、議会の議決によって設置されるものである。本市議会においては、予算、決算及び長期総合計画を審査する際に設置するほか、議案、陳情等の内容によっても、特別委員会を設置して審査することがある。

また、多くの議会において、当該市町村や議会が政治的、社会的に直面している諸問題について調査し、対策

をたてるための特別委員会を設置している。現在、本市議会においては、二つの特別委員会が設置されている。

(第一節「市議会の構成」参照)

この一〇年間の特別委員会活動の主なものは、次のとおりである。

(1) 中心市街地活性化対策特別委員会

本特別委員会は、モータリゼーションの発達により、郊外に大型店が開店するなど従来の市街地が空洞化し、空き店舗が目立つようになってきたため、中心市街地の活性化を図る目的で、平成十一年(一九九九)六月定例会において設置した。

市内の商店街や商工会議所などの活性化案や商業振興ビジョン・中心市街地活性化基本計画・TMO構想(タウンマネジメント構想)を聴取するとともに、長崎県諫早市や福岡県飯塚市へ先進地視察を行い、全国的な活性化への取り組み状況を調査研究してきた。十五年(二〇〇三)度、十六年(二〇〇四)度は、特に当時問題となっていた葺屋跡地・アヅマヤ跡地など「大型店跡地問題」にも重点を置き、調査研究を進め、年度ごとに、中間報告を行うなど、活性化に向けて方策を模索してきた。

そして、中心市街地の活性化のためには、アヅマヤ跡地の再利用を含め、中心市街地活性化基本計画やTMO構想を積極的に推進していく必要がある。また、ソフト・ハードの両面での方策を策定するに当たっては、商業者の意見を一方的に取り入れるだけでなく、利用する側である市民の声を積極的に取り入れる。さらに、中心市街地活性化の取り組みの中で見られる商業者の「やる気」「活気」を推進力に、商店街、商工会議所、行政の三者が連携し、中心市街地活性化に取り組むことが重要であると結論づけ、十七年(二〇〇五)三月、特別委員会としての調査を終了した。

(2) 大学対策特別委員会

本特別委員会は、大学を活かしたまちづくりに関して、積極的な調査研究を行うため、十四年(二〇〇二)五月臨時会において設置した。

十五年度は、主に「産学官共同研究」及び「大学の地域貢献、大学と市民との交流」について、調査・研究を行った。六月と十二月に九州保健福祉大学を視察し、大学の实情について認識を深めるとともに、産学官連携による新産業・新事業の創出について山口県宇部市と萩市への行政視察を行い、また四年制大学として開学した萩国際大学について、実情を調査した。

十六年度も引き続き、「大学を活かしたまちづくり」を主テーマとして調査を進めた。当時話題となった「QOL研究機構棟」の完成と「高・大連携教育協定の締結」については、大学を活かしたまちづくりへの新たな展開が図られるものと期待するとともに、アスリートタウンをめざす本市にとって、市民と大学との地域交流、施設の開放、本市アスリート及び優秀な指導者等との交流などを広く図るような施策にも積極的に取り組むことを求め、十七年三月、特別委員会としての調査を終了した。

(3) 広域行政・合併調査特別委員会

本特別委員会は、合併問題をはじめとして広域的な諸課題を調査・研究するため、十五年五月臨時会において設置した。

十五年度は、合併問題の調査研究はもとより、門川町議会及び高千穂町議会ともそれぞれ協議会を開催するなど、宮崎県北地域が抱える広域的諸課題の調査・研究について積極的に取り組んだ。

十六年度から十八年(二〇〇六)度までは、合併という重要な問題を中心に調査研究を行った。

十七年度は、十八年二月二十日に、延岡市と旧北方町、旧北浦町の一市二町が合併し、新生延岡市が誕生するという記念すべき年であったが、合併の先進地である広島県廿日市市、山口県下関市の行政視察を実施し、合併後の効果や課題などを調査した。

十八年度は、北川町との合併問題を中心に、合併後のまちづくりにおける課題などを研究し、合併の先進地である佐賀県唐津市、大分県佐伯市への視察調査を行った。

十九年（二〇〇七）三月三十一日、延岡市と旧北川町が合併し、合併が完結したことを受けて、特別委員会としての調査を終了した。

(4) 防災対策特別委員会

本特別委員会は、防災対策に関する調査研究を行うため、十八年五月臨時会において設置した。

十八年九月十七日には、台風十三号の影響により発生した竜巻により、一〇〇人以上にも及ぶ死傷者、多数の建物の倒壊・損壊など甚大な被害が生じたため、ただちに特別委員会で現地調査を行い、被害の状況を把握するとともに、今後の対策等について協議を行った。

その結果、防災対策として「自主防災組織の育成・強化」、「災害時要援護者の防災対策」、そして「災害時における情報伝達手段」の三項目が重要であると結論づけ、十九年三月、特別委員会としての調査を終了した。

(5) 広域行政対策特別委員会

本特別委員会は、広域的な諸課題を調査・研究するために、十九年五月臨時会において設置された。十九年度は、高千穂鉄道や道州制に関する調査を行い、また、広域的な観光対策を調査事項として奈良県の大和郡山市、大阪府の河内長野市への先進地視察を実施した。

二十年(二〇〇八)度は、廃線確定という大きな動きのあった高千穂鉄道に関して重点的に調査したほか、広域観光に関する高千穂町議会との合同会議などを実施した。

二十一年(二〇〇九)度は、定住自立圏構想の取り組み、広域観光の取り組みなどについて重点的に調査したほか、これまで毎年開催していた高千穂町議会との合同会議に、日之影町・五ヶ瀬町両議会の代表も加わった会議を開くなど広域的な連携を図った。また、定住自立圏構想について山口県下関市を視察調査した。

二十二年(二〇一〇)度は、引き続き定住自立圏構想の取り組み、広域連携の取り組みなどについて重点的に調査したほか、西臼杵三町議会の代表者との合同会議を開くなど広域的な連携を図った。

なお、広域行政については、合併などにより調査項目が限定されるようになったため、総務財政委員会が今後を所管するものとして、二十三年(二〇一一)三月、特別委員会としての調査を終了した。

(6) 議会改革特別委員会

本特別委員会は、市議会として、より質の高い、時代に即した議会活動を目指す必要があることから、改選後の十九年五月臨時会において設置した。

本特別委員会では、約四年間にわたり、栃木県宇都宮市や三重県四日市市などの先進地視察も参考にしながら、政策形成機能強化や会議の活性化など議会改革についての協議・検討を行った。

その結果、政策提言議員協議会の設置や、シテイミーティング・議会活動報告会の実施、議長選挙における立候補制(所信表明)導入などをはじめ、さまざまな取り組みが、現在実施されている。また、特別委員会で、今後、これまでの改革を基礎にした本市議会としての議会基本条例を制定する必要があるとの結論に至り、二十三年三月、特別委員会としての調査を終了した。

(7) 地域医療対策調査特別委員会

本特別委員会は、深刻な医師不足をはじめとする地域医療の諸問題、地域医療対策に関する調査研究を行うために、二十一年五月臨時会において設置した。

二十一年度は、医師不足への対応をテーマとして、医師の働きやすい環境づくり、及び市民協働の地域医療づくりについて調査研究を進めた。地域医療の先進地である兵庫県丹波市と滋賀県草津市への行政視察を実施するとともに、宮崎県北の地域医療を守る会、延岡市医師会、宮崎県看護協会との意見交換を行い本市の地域医療の現状と課題についての認識を深めた。

二十二年度は、県議会議員や延岡市消防職員との意見交換を実施するとともに、美郷町西郷病院を視察し、地域医療に対する取り組みや考え方について調査した。本市の地域医療を立て直すには、「医師の働きやすい環境づくり」を実現させることが極めて重要であるとの認識に立って諸施策を行うことを求めて、二十三年三月、特別委員会としての調査を終了した。

(8) 議会基本条例制定特別委員会

本特別委員会は、これまでの市議会における改革を基礎に、更なる議員の質の向上を図り、将来の議会のあべき姿、並びに、議会と市民や行政当局との関わり等を明確にするため、議会基本条例の制定を目的として、二十三年五月臨時会において設置した。

特別委員会では、全国の先進事例や、全国的にも議会改革制度が高く評価されている京都府京丹後市議会及び三重県伊賀市議会への視察調査を参考に、規定項目の協議や条文の検討が行われている。

また、市民の議会に対する意識や意見も十分に把握し、条例制定協議に反映させる観点から、本市議会として

は初の試みとなる「議会に関するアンケート調査」(三三二七人へ調査依頼し、二八五四人から回答)も実施した。

(9) 広報・広聴特別委員会

本特別委員会は、開かれた議会を目指し、広報・広聴機能の強化を図る目的で、二十三年五月臨時会において設置した。

これまで、市民への情報提供については、十一年六月定例会で設置された議会活性化特別委員会において協議され、CATVを活用した本会議の中継放送、議会だよりの発行、会議録検索システムの導入が図られてきたが、今後は広報・広聴という視点に立ち、さらなる改革を目指すものである。

特別委員会では、先進地である大分県大分市議会や山口県防府市議会などでの視察調査を参考に、議会だよりにおいては二色刷りを行うなど、市民に見やすく親しまれる紙面づくりに努めている。

また、その他の広報・広聴に関しても、シテイミーティング・議会活動報告会における活動強化についての協議が進められているほか、インターネット中継やコミュニティFMのべおかの活用についても調査研究が行われている。

三 協議または調整を行う場

市議会における意思決定は、本会議や委員会で行うものであり、議案の審査や議会運営の充実を図る目的で開催されている全員協議会や代表者会などの「協議等の場」は、これまで、地方自治法が認める正規の議会ではなかったが、平成二十年(二〇〇八)六月の地方自治法の一部改正(第百条第十二項関係)により、法的な議会活

動として認められた。

そのため、延岡市議会では、全員協議会、代表者会、合同会議、政策提言議員協議会の四つが「協議等の場」として議会活動の範囲に含まれることを規定している。

1 全員協議会

議員全員による協議会で、議長が招集する。議案の審査及び議会の運営に関する協議及び調整を行う。

2 代表者会

議長、副議長及び議員の会派から選出された議員（会派代表者）から構成され、議長が招集する。議員の会派間の意見調整、その他議会の運営上必要と認める事項に関する協議及び調整を行う。

3 合同会議

議長、副議長、議員のうちから選任される監査委員、常任委員会及び特別委員会の委員長並びに議員の会派から選出された議員（会派代表者）から構成され、議長が招集する。議会の活動計画に関する協議及び調整を行う。

4 政策提言議員協議会

議長、副議長及び議員の会派から選出された議員から構成され、会長（議長）が招集する。市の施策に対する提言等を行うための協議及び調整を行う。

四 議員定数削減への取り組み

地方議会の議員定数削減については、行財政改革の推進、市町村合併などをはじめとする社会経済情勢の変化とともに、議員の自主的判断、また、住民運動を契機として昭和五十年代後半から全国的に行われてきた。

そのような中、延岡市議会の議員定数は、昭和八年(一九三三)の市制施行当時が三〇人、十一年(一九三六)の東海、伊形両村合併時が三六人という当時の法定数により推移してきた。

しかしながら、全国的な動向や社会経済情勢の変化、また、住民からの議員定数削減に関する陳情も提出されてきた中、本市議会においても、六十一年(一九八六)九月には三六人から三二人への削減、その後、平成十年(一九九八)十月には、三二人から三〇人への削減が行われてきた。

1 議員定数検討特別委員会での検討

平成十八年(二〇〇六)二月二十日に、延岡市・北方町・北浦町が合併し、新延岡市が誕生したが、議員定数に関する合併前の協議については、旧二町議員(二八人)が在任特例により旧延岡市議会議員の任期まで在任し(在任時の定数は五八人)、その後に行われる一般選挙は、新市域を一つの選挙区として行うことだけが決定されており、定数は合併後の議会の中で決定することとなっていた。

そのため、十八年五月臨時会において、次期一般選挙の定数を検討するため、議会内に各会派(一一会派)から選出された一六人の委員で構成する「議員定数検討特別委員会」を設置した。

特別委員会では、全国の類似団体の状況や大分県中津市議会への視察調査、また市民の意見を把握することを

目的に、十八年七月から八月にかけて、北方町・北浦町の各地域協議会をはじめ、区長連絡協議会など、市内各種団体との意見交換会を開催した。

また、この定数検討に関しては、市内の四団体から陳情も提出され、特別委員会では、それらを十分に参考としながら協議を重ねた結果、賛成多数により、「次期定数については三三人とすることが適当」との結論に達した。その後、十八年十二月定例会において、議員発議により定数を「三三人」に改正する条例案が提案され、採決の結果、賛成多数により可決された。なお、陳情四件については、いずれも全会一致で不採択と決定した。

2 合併協議会の附帯決議と議員定数検討特別委員会での検討

平成十九年（二〇〇七）三月三十一日に、延岡市・北川町が合併したが、議員定数については、合併協議の中で「次期選挙の定数は三四人で行うことが望ましい」「改選後は現条例定数三〇人からの削減を求める」との附帯意見が付されていた。

そのため、二十年（二〇〇八）五月臨時会において、次期一般選挙の定数を検討するため、議会内に各会派（八会派）から選出された九人の委員で構成する「議員定数検討特別委員会」が設置された。

特別委員会では、全国の類似団体の状況や福岡県大牟田市議会への視察調査、また市民の意見を把握することを目的に、二十年七月から十二月にかけて、北方町・北浦町・北川町の各地域協議会をはじめ、区長連絡協議会など、市内各種団体との意見交換会を開催した。

また、この定数検討に関しては、市内の二団体から陳情が提出され、特別委員会では、それらを十分に参考としながら協議を重ねた結果、賛成多数により、「次期定数については二九人とすることが適当」との結論に達した。

その後、二十一年(二〇〇九)三月定例会の本会議において、議員発議により定数を「二十九人」に改正する条例案が提案され、採決の結果、賛成多数により可決した。なお、陳情二件については、いずれも全会一致で不採択と決定された。

五 党派(交渉団体)

本市議会における党派の歴史は、昭和三十三年(一九五八)五月、一六人の議員により結成された「延岡市政同志会」が初めてであったが、実際に党派による議会運営がなされるようになったのは、翌三十四年(一九五九)からであり、党派制の議会運営体制が確立した。

平成二十四年(二〇一二)五月現在の党派は、次のとおりである。

延岡きずな自民の会	八人	社民党市議団	三人
友愛クラブ	八人	のべおか市民派クラブ	二人
無所属クラブ	四人	党派に所属しない議員	一人
公明党市議団	三人		

第三節 議員と正副議長

一 市議会議員

第十五期市議会議員

平成十五年（二〇〇三）四月二十七日、一般選挙が行われ、三五人が立候補し、三〇人が当選した。投票率は、六四・五一パーセントで、当選者は次のとおりである。

太田 龍	猪股 秀明	稲田 雅之	稲田 和利
貫 慶雄	甲斐 武	田口 雄二	吉井 茂廣
戸田 行徳	後藤 哲朗	牧 定七	西原 茂樹
湯浅 啓祐	佐藤 正人	松田 和己	山田 良市
平田 信広	新井 敏文	甲斐 勝吉	甲斐 英孝
高橋 勝	小川 善太郎	新名 種歳	熊本 貞司
大西 幸二	内田 喜基	川口 大海	金子 盛光
木原 万里子	白石 武仁		

（得票順）

（注 甲斐 武は在任中逝去、戸田行徳は辞職）

平成十八年(二〇〇六)一月二十九日に行われた市長選挙と同時に補欠選挙が行われ、六人が立候補し、中城あかね・佐藤大志の二人が当選した。
投票率は、六〇・二パーセントであった。

合併による在任特例で新たに市議会議員となった者

平成十八年二月二十八日、延岡市、北方町、北浦町の合併に伴う在任特例により、新たに市議会議員となった二八名は次のとおりである。

三宅 為二	酒井 一孝	河野 治満	河野 広美
上田 美利	村田 諦治	亀長 俊裕	甲崎 公雄
中井 一萬	林 一成	小野 伊豆子	柳田 昌徳
高見 正生	橋倉 常吉	生野 義明	河野 仁生
高須 茂	黒木 眞純	田邊 代生	富山 良雄
山崎 茂	児玉 武羅雄	佐藤 裕臣	佐藤 良強
佐藤 勉	中島 正剛	堀田 定加	星川 誓男

(議席順)

(注 堀田定加は在任中逝去)

第十六期市議会議員

平成十九年（二〇〇七）四月二十二日、一般選挙が行われ、五〇人が立候補し、三三人が当選した。今回の選挙から条例により三三人となった。

投票率は、六四・九三パーセントで、当選者は次のとおりである。

内田	理佐	太田	龍	猪股	秀明	稲田	和利
西原	茂樹	酒井	一孝	松田	満男	矢野	戦一郎
吉井	茂廣	湯浅	啓祐	松田	和己	佐藤	大志
大金	賢二	小田	忠良	佐藤	誠	後藤	哲朗
早瀬	賢一	稲田	雅之	葛城	隆信	三宅	為二
矢野	仁祺	中城	あかね	上田	美利	佐藤	勉
熊本	貞司	平田	信広	内田	喜基	本部	仁俊
河野	治満	高木	益夫	白石	武仁	新名	種歳
甲斐	正幸						

（得票順）

（注 猪股秀明、内田喜基は在任中逝去）

二十二年（二〇一〇）一月二十四日に行われた市長選挙と同時に補欠選挙が行われ、三人が立候補し、大西幸二が当選した。投票率は、六〇・一八パーセントであった。

第十七期市議会議員

平成二十三年(二〇一一)四月二十四日、一般選挙が行われ、三三人が立候補し、二九人が当選した。今回の選挙から条例により、二九人となった。

投票率は、五五・六六パーセントで、当選者は次のとおりである。

松田	満男	上杉	泰洋	内田	理佐	太田	龍
稲田	雅之	稲田	和利	佐藤	裕臣	松田	和己
三上	毅	上田	美利	高木	益夫	小野	正二
西原	茂樹	佐藤	誠	白石	良盛	下田	英樹
早瀬	賢一	矢野	戦一郎	河野	治満	佐藤	英勉
甲斐	正幸	本部	仁俊	佐藤	大志	熊本	貞司
葛城	隆信	長友	幸子	中城	あかね	平田	信広
小田	忠良						

(得票順)

二 歴代市議会議長



第四十九代 稲田 和利

自 平成十七年五月十日
至 平成十九年五月一日



第四十八代 甲斐 勝吉

自 平成十五年五月十二日
至 平成十七年五月十日



第四十七代 戸田 行徳

自 平成十三年五月九日
至 平成十五年五月一日

第9章 議決機関(市議会)



第五十二代 稲田 和利

自 平成二十二年十一月三十日
至 平成二十三年 五月 一日



第五十一代 後藤 哲朗

自 平成二十一年 五月 七日
至 平成二十二年十一月三十日



第五十代 新名 種歳

自 平成 十九年 五月 十日
至 平成二十一年 五月 七日

三 歴代市議会副議長



第五十三代 佐藤 勉

自 平成二十三年 五月十二日
至 現在

第五十代 小川 善太郎 自 平成十四年 五月 八日

至 平成十五年 五月 一日

第五十一代 貫 慶雄 自 平成十五年 五月十二日

至 平成十六年 五月十一日

第五十二代 佐藤 正人 自 平成十六年 五月十一日

至 平成十七年 五月 十日

第五十三代 湯浅 啓祐 自 平成十七年 五月 十日

至 平成十八年 五月 九日

第9章 議決機関(市議会)

第五十四代	甲斐英孝	自	平成十八年	五月九日
第五十五代	後藤哲朗	自	平成十九年	五月一日
第五十六代	松田和己	自	平成二十年	五月十日
第五十七代	内田喜基	自	平成二十一年	五月七日
第五十八代	河野治満	自	平成二十二年	五月十一日
第五十九代	高木益夫	自	平成二十三年	五月一日
第六十代	小田忠良	自	平成二十四年	五月七日
至	現在			

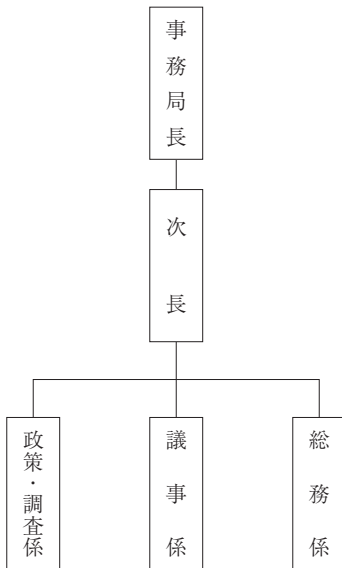
第四節 九州中央自動車道建設促進沿線議会協議会

九州中央自動車道建設促進沿線議会協議会〔旧・九州横断自動車道延岡線建設促進沿線議会協議会 平成二十三年（二〇一）に名称変更〕は、平成十四年（二〇〇二）七月、同自動車道の早期整備を目的に組織された協議会である。宮崎・熊本両県の沿線市町二二議会で構成され、会長を熊本市議会議長が務めている。毎年、総会・決起大会の開催や国・県の関係機関等への提言活動を実施している。

第五節 議会事務局

議会事務局は、議会に関するすべての事務を能率的に処理するために置かれているが、ますます拡大、多様化していく議会事務の確迅速な処理、三町との合併後、さらに広域化していく重要事項への対応、あるいは、議会の公開性を高め、政策形勢機能を強化するなど、一層の議会活性化をめざす動きに合わせて、平成十九年（二〇〇七）四月から現在の組織・機構に改め事務局の充実強化を図った。

その後、組織・機構は変更していない。



第十章 選挙

平成十五年（二〇〇三）六月、公職選挙法が改正され、同年十二月以降に行われる選挙から期日前投票制度が導入され、従来の不在者投票に比べて手続きが簡略化され、投票しやすい環境が整備された。

また、十八年（二〇〇六）十月には、海外に住んでいる有権者が、外国にいながら日本の国政選挙に投票できる在外投票制度の執行規則が一部改正され、従来は比例代表選挙にしか認められていなかった投票が、選挙区選挙においても適用されることとなった。

さらに、同年十二月に「延岡市選挙公報の発行に関する条例」が、二十二年（二〇一〇）三月に「宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例」が制定され、延岡市において執行されるすべての選挙において、選挙公報が各家庭に配布されることとなった。

第一節 選挙人名簿登録者の推移

延岡市における平成十五年（二〇〇三）以降の選挙人名簿登録者の推移は、次の表のとおりである。

表 選挙人名簿登録者の推移

年	男(人)	女(人)	計(人)	確定期日(登録日)
平成15	45,855	53,857	99,712	平成15年3月2日
16	45,734	53,824	99,558	16年3月2日
17	45,747	53,838	99,585	17年3月2日
18	49,342	57,927	(注1)107,269	18年3月2日
19	49,039	57,652	106,691	19年3月2日
20	50,533	59,389	(注2)109,922	20年3月2日
21	50,164	59,079	109,243	21年3月2日
22	50,084	58,760	108,844	22年3月2日
23	49,873	58,427	108,300	23年3月2日
24	49,787	58,137	107,924	24年3月2日

(資料：延岡市選挙管理委員会事務局)

(注1) 平成18年2月20日北方町・北浦町との合併による増

(注2) 平成19年3月31日北川町との合併による増

第二節 各種選挙

平成十五年（二〇〇三）以降の各種選挙の実施状況は、次の表のとおりである。

表 各種選挙実施状況

区別 年別	市長選挙	市議会議員選挙	県知事選挙	県議会議員選挙	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	農業委員選挙	宮崎海区漁業調整委員会委員選挙
平成15		4月27日	7月27日	4月13日	11月9日			
16						7月11日		(無投票) 8月5日
17					9月11日		7月10日	
18	1月29日	(補欠) 1月29日						
19		4月22日	1月21日	4月8日		7月29日		(補欠・無投票) 4月19日
20							7月6日	(無投票) 7月31日
21					8月30日			
22	1月24日	(補欠) 1月24日	12月26日			7月11日		
23		4月24日		4月10日			(無投票) 7月10日	
24					12月16日			(補欠・無投票) 1月19日

(資料：延岡市選挙管理委員会事務局)

第10章 選 挙

一 市長選挙

市長選挙の結果は、次の表のとおりである。
 なお、選挙の詳細については、第一章市政の歩み第三節歴代市長二項に記載のとおりである。

二 市議会議員選挙

市議会議員選挙の結果は、次の表のとおりである。
 なお、選挙の詳細については、第九章議決機関第三節議員と正副議長一項に記載のとおりである。

表 市長選挙

区 分 執行年月日	候補者数 (人)	当日有権者数			投票者数			投票率		
		男 (人)	女 (人)	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	総数 (%)
平成18年1月29日	5	45,213	53,422	98,635	26,697	32,727	59,424	59.05	61.26	60.25
22年1月24日	2	49,713	58,448	108,161	29,498	35,682	65,180	59.34	61.05	60.26

(資料：延岡市選挙管理委員会事務局)

表 市議会議員選挙

区 分 執行年月日	定数 /候補者数 (人)	当日有権者数			投票者数			投票率		
		男 (人)	女 (人)	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	総数 (人)	男 (%)	女 (%)	総数 (%)
平成15年4月27日	30/35	44,891	52,982	97,873	28,211	34,929	63,140	62.84	65.93	64.51
(補欠)18年1月29日	2/6	45,213	53,422	98,635	26,674	32,717	59,391	59.00	61.24	60.21
19年4月22日	33/50	49,758	58,720	108,478	31,749	38,682	70,431	63.81	65.88	64.93
(補欠)22年1月24日	1/3	49,713	58,448	108,161	29,446	35,647	65,093	59.23	60.99	60.18
23年4月24日	29/33	49,047	57,599	106,646	26,900	32,459	59,359	54.85	56.35	55.66

(資料：延岡市選挙管理委員会事務局)

三 宮崎県知事選挙

第十六回平成十五年（二〇〇三）七月二十七日

延岡市の当日有権者数 九八、四五九人

延岡市の投票率 五七・〇八%

当 安 藤 ただひろ 二七三、八二九票（延岡市 一七、八七九票）

牧 野 としお 二四八、三二一票（延岡市 三五、三七六票）

佐 藤 誠 二二、三〇〇票（延岡市 二、五九五票）

第十七回平成十九年（二〇〇七）一月二十一日

延岡市の当日有権者数 一〇五、九〇一人

延岡市の投票率 六一・一七%

当 そのまんま 東 二六六、八〇七票（延岡市 三三、〇七一票）

かわむら 秀三郎 一九五、一二四票（延岡市 一九、五二四票）

もちなが 哲 志 一二〇、八二五票（延岡市 九、四五六票）

津 島 忠 勝 一四、三五八票（延岡市 一、九六八票）

武 田 信 弘 三、五七四票（延岡市 四一〇票）

第十八回平成二十二年(二〇一〇)十二月二十六日

延岡市の当日有権者数 一〇七、七三九人

延岡市の投票率 三八・二〇%

当 河 野 しゅんじ 二九三、五七九票(延岡市 三二、六四九票)

中 馬 章 一 五七、五七四票(延岡市 五、五三二票)

宮 本 大 善 一二、六五八票(延岡市 一、二七七票)

津 島 忠 勝 一一、四二四票(延岡市 一、四〇〇票)

四 宮崎県議会議員選挙

第十五回平成十五年(二〇〇三)四月十三日

延岡市の当日有権者数 九七、九三八人

延岡市の投票率 六八・一二%

当 かわの 哲 也 一一、一六一票 すどう 正 治 八、六四二票

当 井 本 英 雄 九、七八〇票 黒 木 やすのり 六、七四七票

当 おおた 清 海 九、二七八票 黒 田 ただみ 三、〇二六票

当 山 口 てつお 八、九七一票

当 ゆあさ 一 弘 八、七八六票

第十六回平成十九年(二〇〇七) 四月八日

延岡市の当日有権者数 一〇八、五二八人

延岡市の投票率 六〇・三五%

当 田 口 ゆうじ 一〇、六〇八票

当 かわの 哲也 一〇、三〇七票

当 井 本 ひでお 一〇、一五〇票

当 おおた 清海 九、六九四票

当 松 田 かつのり 七、二八四票

ゆあさ 一 弘 六、七六〇票

あらい 敏文 三、四五五票

もりたけ 義美 三、三九五票

大 西 幸二 三、三九四票

第十七回平成二十三年(二〇一一) 四月十日

延岡市の当日有権者数 一〇六、六九九人

延岡市の投票率 五三・五九%

当 井 本 ひでお 一一、二七五票

当 かわの 哲也 九、八〇九票

当 ごとう 哲朗 九、五四一票

当 おおた 清海 八、九七一票

当 田 口 ゆうじ 八、九三〇票

松 田 かつのり 八、二九八票

五 衆議院議員選挙

第四十三回平成十五年（二〇〇三）十一月九日

延岡市の当日有権者数 九九、四五一 人

延岡市の投票率 六二・四七%

当 江 藤 拓 八八、五四〇票（延岡市 二六、八二六票）

黒 木 けんじ 七九、一一九票（延岡市 一五、八三五票）

土 井 ゆう子 二九、五八五票（延岡市 一五、九八一票）

内 山 定 雄 五、七〇八票（延岡市 二、四八四票）

第四十四回平成十七年（二〇〇五）九月十一日

延岡市の当日有権者数 九九、二七八 人

延岡市の投票率 六八・一三%

当 江 藤 拓 一〇一、八〇九票（延岡市 三二、九五六票）

上 杉 光 弘 六一、九九九票（延岡市 一七、二五五票）

黒 木 けんじ 五一、七六四票（延岡市 一六、一九二票）

第四十五回平成二十一年（二〇〇九）八月三十日

延岡市の当日有権者数 一〇八、九二五人

延岡市の投票率 七一・七四%

当 江 藤 た く 一二〇、五六七票（延岡市 四〇、四五九票）

比当 どうきゆう 誠一郎 八一、九九七票（延岡市 三三、八一一票）

大 原 もりと 七、六〇九票（延岡市 二、一五九票）

しまさき 義和 一、七七〇票（延岡市 六八二票）

※ 比例九州ブロックで当選

第四十六回平成二十四年（二〇一二）十二月十六日

延岡市の当日有権者数 一〇七、二〇二人

延岡市の投票率 五七・一七%

当 江 藤 た く 一二三、四三二票（延岡市 三六、四〇二票）

どうきゆう 誠一郎 四一、〇七〇票（延岡市 一九、一三一票）

吉 田 たかゆき 一一、五四五票（延岡市 四、一二二票）

六 参議院議員選挙

第二十回平成十六年(二〇〇四)七月十一日

延岡市の当日有権者数 九九、四三七人

延岡市の投票率 六〇・二九%

当 松 下 新 平 二七七、三五二票(延岡市 三三、三四九票)

上 杉 光 弘 二六〇、六二一票(延岡市 二〇、八八四票)

ば ば 洋 光 三三、五二一票(延岡市 四、三七五票)

第二十一回平成十九年(二〇〇七)七月二十九日

延岡市の当日有権者数 一一〇、四五七人

延岡市の投票率 五六・三五%

当 外 山 イツキ 一九六、六八五票(延岡市 二四、八四二票)

こせひら 敏文 一四六、二六九票(延岡市 一三、九三六票)

東 はるお 七四、七〇〇票(延岡市 九、七六〇票)

ながみね 基 七三、二二八票(延岡市 七、七八六票)

ば ば 洋 光 二五、六〇二票(延岡市 三、三七四票)

い の もとひろ 六、八二三票(延岡市 七九四票)

第二十二回平成二十二年（二〇一〇）七月十一日

延岡市の当日有権者数 一〇八、五三八人

延岡市の投票率 五八・一四%

当 松 下 新 平 三〇三、七一一票（延岡市 三一、四九七票）

渡 辺 創 一七八、八五四票（延岡市 二六、一七六票）

ば ば 洋 光 三五、六三二票（延岡市 四、一二七票）

第十一章 生活安全

第一節 延岡警察署管内の交番・駐在所

宮崎県警察は、警察本部及び一三警察署、一六九の交番・駐在所でネットワークを整え、二四時間体制で県民の安全で平穏な生活を守っている。

平成二十三年（二〇一一）現在、延岡警察署管内において、交番は八カ所、駐在所が一〇カ所である。交番・駐在所は、地域住民に最も身近な警察の施設であり、地域に密着した活動を行っている。

また、一一〇番通報等による犯罪や事故の現場における初動警察活動や管内パトロール、各種相談の受理、職務質問による犯罪の検挙、交通指導・取り締りなど幅広い活動を行っている。

一 刑法犯及び覚せい剤犯罪の状況

延岡警察署管内における刑法犯及び覚せい剤犯罪の発生状況と検挙の状況は、次の表1・表2のとおりである。



交通安全・自転車講習

表1 刑法犯発生と検挙状況

(単位：件)

年別 区分	平成14		15		16		17		18	
	発生	検挙	発生	検挙	発生	検挙	発生	検挙	発生	検挙
凶悪犯	6	6	8	6	9	9	6	4	5	6
粗暴犯	26	25	23	23	25	25	55	40	60	46
窃盗犯	1,590	281	1,429	367	1,200	342	1,097	246	939	417
知能犯	83	83	50	49	25	17	102	42	102	42
風俗犯	5	5	4	4	4	4	10	5	2	1
その他	172	67	164	65	80	62	150	74	111	83
計	1,882	467	1,678	514	1,343	459	1,420	411	1,219	595

年別 区分	平成19		20		21		22		23	
	発生	検挙	発生	検挙	発生	検挙	発生	検挙	発生	検挙
凶悪犯	11	10	2	3	3	2	6	6	5	5
粗暴犯	49	37	54	37	62	46	46	40	65	55
窃盗犯	911	361	821	363	783	307	716	276	787	243
知能犯	83	44	78	38	35	32	49	51	41	39
風俗犯	12	7	17	8	20	7	17	15	6	10
その他	152	46	188	79	117	47	175	71	150	69
計	1,218	505	1,160	528	1,020	441	1,009	459	1,054	421

(注) 発生地計上方式(延岡警察署の認知事件件数及びその認知事件が検挙された件数)

(資料：延岡警察署)

表2 覚せい剤犯罪検挙状況

(単位：件・人)

年別 区分	平成 14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
件数	19	17	26	20	23	20	11	16	3	10
人員	16	13	25	15	13	12	7	12	3	9

(資料：延岡警察署)

二 交通事故と車両保有台数

交通事故による死者は、昭和四十五年（一九七〇）に史上最悪の一万六七六五人（内宮崎県一五一人・延岡警察署管内一五人）を記録した。これにより交通安全対策基本法が同年に制定され、交通安全基本計画を策定し、交通安全対策が総合的・計画的に推進されてきた。その結果、死者数は平成二十三年（二〇一一）に四六二二人（内宮崎県四九人）となり、三年連続して五〇〇〇人を下回り、一一年連続の減少となった。

表1 交通事故発生状況

区分	延岡警察署管内				旧延岡市			北方町			北浦町			北川町					
	発 件 数	生 者	死 者	負 傷 者	発 件 数	死 者	負 傷 者	発 件 数	生 者	死 者	負 傷 者	発 件 数	生 者	死 者	負 傷 者	発 件 数	生 者	死 者	負 傷 者
平成14	1,033	11	1,266	976	9	1,187	13	1	21	9	0	12	35	1	35	35	1	1	46
15	1,164	15	1,438	1,100	11	1,354	31	1	38	5	1	6	28	2	28	28	2	2	40
16	1,274	6	1,559	1,217	6	1,468	20	0	29	7	0	8	30	0	30	30	0	0	54
17	1,221	9	1,538	1,161	8	1,447	20	0	32	13	0	15	27	1	27	27	1	1	44
18	1,200	17	1,459	1,137	10	1,365	30	4	37	11	0	12	22	3	22	22	3	3	45
19	1,085	16	1,296	1,035	14	1,228	21	1	30	9	0	9	20	1	20	20	1	1	29
20	1,023	4	1,266	980	3	1,201	19	0	30	8	0	14	16	1	16	16	1	1	21
21	1,211	6	1,437	1,147	4	1,361	23	1	25	11	0	12	30	1	30	30	1	1	39
22	1,147	4	1,315	1,075	2	1,231	25	1	28	14	0	14	33	1	33	33	1	1	42
23	1,167	8	1,400	1,114	6	1,334	13	2	12	10	0	15	30	0	30	30	0	0	39

（資料：延岡警察署）

近年、死者数が減少した要因としては、基本的には、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、車両の安全性の確保、道路交通秩序の維持、救助・救急体制等の整備など、交通安全基本計画に基づく諸対策を総合的に推進してきたことによるが、定量的に示すことができる主な要因としては、①シートベルト着用率の向上 ②事故直前の車両速度の低下 ③飲酒運転等悪質・危険性の高い事故の減少 ④歩行者の法令遵守などが挙げられている。

宮崎・大分両県における東九州自動車道は、整備が着々と進められ、いよいよ高速交通の時代が到来するが、交通事故防止のため、市民手づくりの「めひかり交通安全運動」を積極的に推進している。

交通事故の発生状況は表1、自動車保有台数の推移は表2のとおりである。

表2 延岡市の自動車保有台数の推移

(単位：台)

区分 年次	総数	貨物 自動車	乗合 自動車	乗用 自動車	特殊 用途車	二輪 自動車	原動機付 自転車
平成14	80,282	20,144	195	56,053	1,349	2,541	11,835
15	80,408	19,495	201	56,807	1,348	2,557	11,400
16	83,576	21,060	200	58,412	1,351	2,553	11,258
17	89,559	22,300	220	62,624	1,625	2,790	12,175
18	93,681	23,306	222	65,475	1,733	2,945	12,114
19	93,348	22,920	219	65,577	1,682	2,950	11,832
20	92,934	22,290	219	65,722	1,663	3,040	11,549
21	92,847	21,786	222	66,157	1,647	3,035	11,225
22	92,704	21,323	216	66,488	1,669	3,008	10,701
23	93,096	20,952	252	67,231	1,664	2,997	10,376

各年3月31日現在

(資料：九州運輸局宮崎運輸支局、延岡市市民税課)

(注1) 平成18年度から旧北方町・旧北浦町、19年度から旧北川町を含む。

(注2) 総数には原動機付自転車は含まない。

第二節 安全な暮らしづくり

一 防 犯

延岡警察署管内での刑法犯発生件数は、平成十四年（二〇〇二）の一八八二件に比べ、二十三年（二〇一一）は一〇五四件と八二八件（四四％）の減少となっており、犯罪区分で見ると窃盗犯が半減している。より安全で安心して暮らせる地域社会を構築するために、警察による一層の管内パトロールや指導・取り締りなどの幅広い活動が期待されるが、地域における犯罪を防止するためには、警察を中心に防犯協会や地域安全ボランティア、及び市民が一致協力し、見守り活動を充実させるとともに、地域ぐるみで犯罪を許さない体制づくりを行うことが必要である。

また、市民の生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を実現するための「暴力団排除条例」を宮崎県は二十三年八月、延岡市は二十四年（二〇一二）一月に施行した。

市民は、一人ひとりが、「自らの安全は自ら守る」という確固とした意識を持ち、地域の結束力の構築に協力することが求められる。子どもを狙った卑劣な犯罪「声かけ・連れ去り」などに対処するため、登下校時の「通学路の見守り」活動や子どもが身の危険を感じた時に助けを求めて駆け込める「子ども一一〇番連絡所」を設けている。防犯ボランティアの活動としては、自治会やPTAなどボランティア団体などを中心に、十七年（二〇〇五）から青バト（青色回転灯装備車）による防犯パトロールが開始され、二十三年度末では二一団体が八三台を登録し、活発な活動を行っている。

二 消費生活

社会経済の発展に伴い、我が国の生活レベルは豊かになったが、一方では、食品の安心・安全に係る問題やクレジットカードの乱用、消費者金融による多重債務問題、さらには高齢者の生活の基盤である資産を狙った振り込み詐欺や悪質商法による消費者被害などが、相次いで発生している。

これを受け、国においては、消費者の立場を重視した消費者行政を推進するため、平成二十一年（二〇〇九）九月に消費者庁を設置し、県においても同年十一月に「宮崎県消費者行政推進本部」を設置し、関係機関と連携を図りながら、消費者被害の防止に取り組んでいる。

本市においては、二十一年度から消費生活相談員一人を配置、二十二年（二〇一〇）度からは消費生活センターとしての機能強化を図るため、国の消費者行政活性化基金事業を活用し、男女共同参画センター内に相談室を増設するとともに、消費生活相談員を二人に増員し、弁護士による無料法律相談など相談窓口の充実を図り、消費者が被害に遭わないための取り組みを推進している。その結果、年々、相談件数が増加しており、消費生活相談室としての更なる充実が求められる。

消費生活相談件数の推移は、表のとおりである。

表 消費生活相談件数

(単位：件・人)

年度	平成 14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
相談件数	2	9	42	21	15	72	311	351	775	1,036
内多重債務者	1	1	1	0	2	34	267	303	535	514

(資料：延岡市男女共同参画推進室)

第十二章 情報通信・報道

第一節 情報通信産業の現況

情報処理技術や情報通信技術の飛躍的な発展により、ICT（情報通信技術）革命が急速に進展しており、人々の生活やコミュニケーションのあり方に大きな変化をもたらしているが、本市における情報通信環境も大きく変貌してきている。

一 郵便

郵便局は、通常郵便や小包郵便の集配、及び郵便預金や簡易保険の窓口として親しまれている。全国的にみると、IT革命による「eメール」の普及により、①郵便の取扱高が毎年二～二・五パーセント程度減少している

②金融の技術革新等により、民間の提供する金融サービスが広範かつ多様な展開を示している

③小包等の物流サービスが著しく変貌していることなど、苦戦をしいられ抜本的な改革が求められていた。

郵政事業を取り巻くこれらの環境の劇的な変化に対応するための施策として、平成十四年（二〇〇二）七月、

日本郵政公社法の成立により、十五年（二〇〇三）四月から郵政公社に移行した。十八年（二〇〇六）一月に「日本郵政株式会社」、九月に「株式会社ゆうちょ」及び「株式会社かんぽ」がそれぞれ設立された。

十九年（二〇〇七）十月、民営・分社化により、「郵便局株式会社」「郵便事業株式会社」が設立され、また、「株式会社ゆうちょ」は「株式会社ゆうちょ銀行」へ、「株式会社かんぽ」は「株式会社かんぽ生命保険」にそれぞれ商号変更され、五社体制に移行した。

延岡郵便局は、郵便やゆうパックなどに関する窓口業務、銀行代理業務、生命保険募集業務などを内容とする「郵便局株式会社延岡郵便局」に、郵便及びゆうパックなどの集配業務、国際物流業務などを内容とする「郵便事業株式会社延岡支店」にそれぞれ分社された。

しかし、郵便局と郵便事業を分割したことで、郵便局窓口で郵便物の配達状況の確認などの混乱が生じることなどに対処するため、二十四年（二〇一〇）四月に、郵政民営化法改正案が成立した。

二十四年十月一日、郵便物を配達する「郵便事業株式会社」と窓口業務を担う「郵便局株式会社」は統合によって、「日本郵便株式会社」となった。

これにより、「日本郵便株式会社」「株式会社ゆうちょ銀行」「株式会社かんぽ生命保険」「日本郵政株式会社」の四社からなる新たな「日本郵政グループ」がスタートした。

延岡市内には、「日本郵便株式会社延岡郵便局」がおかれ、株式会社ゆうちょ銀行、及び株式会社かんぽ生命保険の業務については、委託を受け代行して業務を行っている。

なお、「普通郵便局」「特定郵便局」の区分は民営化と同時に廃止され、郵便局は全て日本郵便株式会社の直営へと変更された。これにより延岡市内の直営郵便局数は二九局、簡易郵便局数は一二局になった。

二 情報通信

ブロードバンド（高速大容量のインターネット接続環境）の普及やBS放送のデジタル化が本格的に始まった、平成十二年（二〇〇〇）から十三年（二〇〇一）初旬にかけてが「ブロードバンド元年」と位置付けられているが、それから一〇年が経過した現在、デジタル化による多くの恩恵を享受できるようになった。

ケーブルインターネットやDSL（一般電話回線を使って高速なデジタルデータ通信を行う技術）接続といったブロードバンド接続サービスは、低廉化と相まって常時接続形態が一般化し、それまでのインターネットの利用形態から大きな変革を迎えた。十七年（二〇〇五）には、FTTH（光ファイバケーブルを利用した超高速インターネット接続サービス）の契約者数がDSLの契約者数を超えることとなった。この間、インターネットの普及率は安定的に推移し、DSLからFTTHへの乗り換えが進み、ブロードバンドの主流がFTTHへ移行していったと考えられる。

また、第三代携帯電話や携帯電話によるインターネット接続サービスの普及はモバイル（携帯電話やPHS、携帯情報端末など）・インターネットを一般化させた。これらの普及に伴い、一般家庭の固定電話や公衆電話の契約数は

表 主な通信サービスの加入数・契約数の推移 (単位：万件)

サービス	年度	平成13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
加入電話		5,100	5,116	5,159	5,163	5,056	4,817	4,478	4,139	3,792	3,454	3,132
(内宮崎県)		46	45	45	45	44	43	41	38	35	33	31
携帯電話		6,912	7,566	8,152	8,700	9,179	9,672	10,272	10,749	11,218	11,954	12,820
(内宮崎県)		53	58	63	67	70	73	77	81	85	89	93
PHS		570	546	514	448	469	498	461	456	411	375	456
公衆電話		68	58	50	44	39	36	33	31	28	25	23
ブロードバンド		383	909	1,492	1,951	2,330	2,644	2,875	3,034	3,302	3,494	3,953
(内宮崎県)		2	5	9	12	14	16	18	19	20	21	23

(注1) PHSは、簡易型携帯電話のこと。 (資料：総務省・社電気通信事業者協会)
 (注2) ブロードバンドは、16年度までは契約者数、17年度以降は契約数。

著しく減少してきたように、この一〇年間でICTインフラ環境は激変し、多様なICTサービスを生み出している。

主な通信サービスの加入数・契約数の推移は、前頁の表のとおりである。

三 テレビ放送

情報通信技術の高まりにより、パソコンやデジカメ・CD・DVDなどデジタル技術を用いた製品が多くなってきた。TVも従来のTV信号（アナログ）をデジタル信号に変換し送信することで、全国どこの地域でもより高品質でゴーストや雑音のないハイビジョンの高画質映像と音声を受信できるBSデジタル放送や地上デジタル放送に順次切り替わるようになった。まず、愛宕山のデジタルテレビ延岡中継局が平成十九年（二〇〇七）六月一日に開局し、市内全域の中継局も二十二年（二〇一〇）十一月十五日までに切り替わり、次に、アナログのテレビ放送は、二十三年（二〇一一）七月二十五日午前〇時までには停波、デジタル放送に完全に移行した。これにより、各家庭では、データ放送やインターネットとの連携機能を使った通信、放送連携サービスの実現が可能になった。

また、十八年（二〇〇六）二月の北方町・北浦町、及び十九年三月の北川町との合併により、新市建設計画の最優先事業として一体感の醸成と地域間情報格差の是正を図るため、公設民営方式により新市の全域にケーブルテレビのエリアを順次拡大し、二十年（二〇〇八）四月から全ての地域で多チャンネル放送が視聴でき、インターネットをはじめとする高速通信が可能な環境が整えられた。

第二節 情報通信基盤の整備

宮崎県においては、「宮崎情報ハイウェイ21基盤整備基本構想」に基づき、県内各地を結ぶ光ケーブル網を構築し、平成十四年(二〇〇二)八月の供用開始以来、情報格差の是正に取り組んできた。さらに、二十四年(二〇一二)度には通信速度を上げるなど高機能化が図られた。

また、延岡市においては、昭和六十一年(一九八六)三月に郵政省から指定を受けた延岡テレトピア構想、そしてエリアを日向市及び門川町へも拡大して、平成十五年(二〇〇三)三月に総務省から承認を受けた「延岡・日向圏域テレトピア計画」に沿って、豊かで快適な市民生活の実現と地域経済の活性化を図るため、基盤整備を進め、地域の情報化と行政の情報化に取り組み、情報基幹都市をめざしている。

テレトピア計画システム整備の概要は、次頁の表のとおりである。

一 地域の情報化

インターネットの世界的な普及やデジタル化による電波利用高度化など、情報通信技術の急速な発達を反映して、様々な分野で情報化が著しく進展している。

ケーブルテレビは、平成十八年(二〇〇六)度に岡富・東海・南方・伊形・南浦地区の一部、北方町及び北浦町を、十九年(二〇〇七)度に北川町及び島浦町の整備を終え、市内全域の整備が完了し、高速通信ができるブ

ロードバンド環境としたが、高度情報通信基盤として、更に活用を図っていく必要がある。

携帯電話については、ケーブルテレビ事業で構築した光ケーブル網の一部を携帯電話交換局との通信に使う方法によって簡易型のアンテナ設備を整備し、携帯電話事業者にこの設備を貸付けて、運用してもらう手法でエリア拡大を図った。十九年度に安井町・神戸町・北方町下鹿川地区、二十一年（二〇〇九）度から二十二年（二〇一〇）度に北方町唐立・桑水流・二股上地区の整備を行い、二十三年（二〇一一）度には北方町板上地区及び北川町矢ケ内・柚ケ内並びに陸地区（かちじ）の整備を行い、ほぼ一〇〇パーセントのカバー率となった。

今後は、周辺自治体にも整備されてきたケーブルテレビ網などの情報通信基盤を使って、宮崎県北定住自立圏の枠組みの中で近隣市町村と広域的に連携を図り、誰もが利用できる情報環境づくりが求められている。

表 テレトピア計画システム整備の概要

システム	事業主体	メディア（導入時期）		システムの概要
在宅介護支援システム	福祉関係団体 圏域自治体	CATV インターネット 携帯電話	未 定	一人暮らし・要介護高齢者の健康チェックデータのセンター管理や自宅から通報スイッチで体の不調を通知する。
生涯学習支援システム	圏域自治体	CATV インターネット 携帯電話	未 定	センター、大学、各生涯学習施設の各種情報をデータベース化して提供し、圏域で開催される行事、イベントおよび生涯学習の情報を提供する。
公共施設案内予約システム	圏域自治体 宮崎県	インターネット	未 定	スポーツ施設、文化施設等の案内および利用の空き情報の提供と予約をホームページで行う。
地域防災情報システム	圏域自治体	CATV インターネット	平成17年5月2日	災害発生時に避難場所・経路の伝達、安否情報および防災情報を住民へ提供する。
観光情報提供システム	圏域自治体	CATV インターネット	未 定	圏域内の名所旧跡等の観光情報を整備して、観光客の誘致を図る。
ケーブルテレビ情報システム	CATV会社	CATV	平成3年4月1日	映像メディアを通じ大都市との情報格差を解消し、産業・経済等の活性化を図り、地域活動の活性化を図る。
行政情報（収集・提供）システム	圏域自治体 単独	CATV インターネット	平成17年9月1日	行政サービス等の情報を提供し、意見や相談を受けつける。

（資料：延岡市情報管理課）

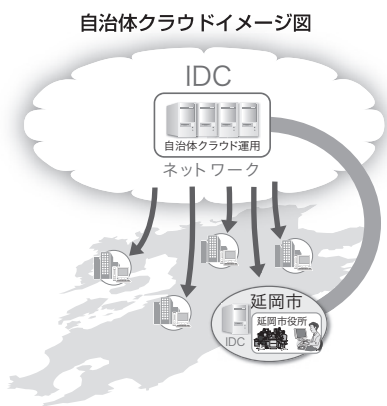
二 行政の情報化

宮崎県と延岡市は、平成十五年（二〇〇三）十月に、全国有数のIDC（インターネットデータセンター）を延岡市内に誘致した。このIDCは、地震対策をはじめとして様々な安全対策が施された堅牢な建物に、電算システムやそのデータを預かり、高いセキュリティのもとで運用・管理するなどのサービスを提供する施設である。本市は庁舎内で運用している電算システムを、二十年（二〇〇八）度から年次的にこのIDCへ移設を進めた。

一方、二十一年（二〇〇九）八月からは、宮崎・大分県の一〇市町が本市にあるIDCを使って、総務省の自治体クラウド開発実証事業に取り組み、二十三年（二〇一一）三月には実証事業が完了した。本市では、この結果をもとに、データ移行、電算システム機能調整、事務運用の変更などの準備を重ね、二十四年（二〇一二）二月に自治体クラウドシステムを本稼働させた。この結果、基幹系業務のほぼ全てである住民記録・印鑑・各種税・福祉業務など全三〇業務をクラウド化した。

これにより、本市の使用する電算システムの多くが安全なIDCで運用されることとなった。

自治体クラウドシステムとは、専門事業者が各種業務システムを提供するクラウド（ネットワーク上のサーバーに処理を任せるシステム形態）をIDCの中に構築し、市町村はネットワークを介して



必要な機能だけを利用する仕組みのことで、各自治体は自前の電算システムを必要とせず、これまで行ってきた機器の更新や運用管理が必要なくなり事務の効率化が図れるとともに、電算システムを共同利用するため大幅な経費削減が可能となる。

県内では本市の他に日向市及び門川町の二団体が自治体クラウドシステムを利用している。将来的には、全国の地方自治体を光ケーブルで結ぶネットワークである総合行政ネットワーク（L G W A N）を使うことで、全国の自治体が本市にある自治体クラウドシステムを使用することが可能となるため、今後、利用団体が増加することが見込まれる。また、本市では、データのバックアップは、遠隔地のセキュリティが確保された施設を活用している。

三 情報基幹都市の推進

本市が平成十五年（二〇〇三）に誘致したIDCは、県内外の多くの企業に活用されているが、自治体クラウドシステムを稼働させたことよって、本市の電算システムの多くが、ここで安全に運用されることとなった。

従って、電算システムの二四時間稼働が可能になり、何時でも何処でもサービスが受けられる電子自治体の基盤ができた。

今後は、このIDCを活用した自治体クラウドシステムへの参加自治体の拡大や民間のクラウドコンピューティングの拠点づくりを進めることで、情報通信や電算システムの最新技術と人材の集積を図り、自治体クラウドシステムをはじめ様々な電算サービスを広範囲に提供する、情報基幹都市づくりを進めるよう取り組んでいく。

第三節 郷土の報道機関

郷土の報道機関としては、市内に本社を置く夕刊デイリー新聞社とケールメディアワイワイがある。ほかに全国紙・ブロック紙・県紙等の朝刊各新聞社とテレビ三社の支社・支局・通信部があり、それぞれ日常の取材活動を行っている。

一 (株)夕刊デイリー新聞社

本市には、郷土の新聞として、創刊が昭和三十八年（一九六三）十月一日の(株)夕刊デイリー新聞社がある。同社は、当時あつた夕刊ポケット新聞社から有志が独立し発行を始めたものである。創刊時から社は「読者と共に作る新聞」で、地域に密接した紙面作りに努めている。六十二年（一九八七）九月には、時事通信社と配信契約を結び、国内外のニュースが提供できる体制をとった。

県北地域の発展のため、スポーツ・文化振興に力を入れ、スポーツでは、多くの種目の大会を主催している。文化では、「21世紀をひらく〜歴史と文化の再発見シリーズ」を平成十三年（二〇〇一）一月から展開、延岡市教育委員会、あさひ・ひむか文化財団と三者で共催し、県内外で活躍する文化人、研究者らを招き、講演会や学校での特別授業を行っている。また、十六年（二〇〇四）からは延岡市教育委員会との共催で「平和祈念資料展」を延岡市立図書館内で開催し、戦時資料の展示や体験者を迎えての「語り継ぐ集い」を行い、平和の尊さを訴えている。このほか、オペラや県北ゆかりの人材と連携し、公演などをバックアップしている。

創刊一〇年の昭和四十八年（一九七三）には、「夕刊デイリー明るい社会賞」を創設した。地域にあつて地道に地域の発展に尽くす一隅に光りを灯す個人・団体をたたえる目的で、地域の人から推薦を受けて審査し、表彰式を行い、業績や個人・団体の活動を新聞紙上で紹介している。平成二十四年（二〇一二）の第三十九回表彰まで合計で個人六四人と二一五団体を表彰している。

同社内には昭和四十三年（一九六八）に設立された「財団法人デイリー健康福祉事業団」がある。同事業団は、地域住民の健康増進を目的としており、県北の医師会・歯科医師会と連携、医師を講師に健康大学や健康教室の開催、心臓検診で異常があつた児童生徒の検診費補助事業、歯の衛生週間に歯科医師会が実施するフツ素塗布事業の助成など各種事業の助成活動、健康増進活動の広報宣伝を行っている。

創刊時の同社は本町にあり、四十七年（一九七二）一月に大貫町に移転した。

平成二十四年二月に関連会社として、同社内に県内で宮崎・都城について三局目となるコミュニティ放送局の「FMのべおか」を開局させた。放送エリアは旧延岡市街、放送時間は午前七時から午後九時まで。同年五月に延岡市と災害時の「緊急放送相互協力協定」を締結し、同年十月から延岡市政情報番組「のべおか市政タイム」「のべおか伝言板」をスタートさせた。同年九月には延岡警察署と「公共安全情報の放送に関する協定」を結んだ。

二 (株)ケーブルメデアイワイワイ

本市には、郷土のケーブルテレビ放送会社として、(株)ケーブルメデアイワイワイがある。

デジタル化による電波利用高度化やインターネットの世界的な普及など、情報通信技術が急速に成長する中、

大都市との情報格差をなくし、本地域の活性化を図るために第三セクター方式（旭化成・延岡市・商工会議所・地元企業など）で設立され、平成三年（一九九一）四月に開局した。

十四年（二〇〇二）の日向・門川地区への拡張以降、延岡市の合併に伴い十九年（二〇〇七）に北方・北浦地区、二十年（二〇〇八）に北川地区へ、二十三年（二〇一一）には美郷町・高千穂町及び日之影町にも、いずれも自治体が設備を構築し、運営を引き受ける方式で、事業地域を拡張した。この間の十七年（二〇〇五）にはデジタル放送（CS）を開始し、十九年には七六チャンネルに増波するなど、県北地域へ情報を発信するという大きな役割を担うまでに成長してきた。

二十年には「固定電話サービス」「緊急地震速報サービス」を開始し、県北地域の情報発信媒体としてフリーパー「W + i n g」も創刊した。二十一年（二〇〇九）には自主放送番組において、「全国高校野球選手権大会宮崎県予選」の中継を開始し大変な好評を得、現在では重要なコンテンツとなっている。

二十二年（二〇一〇）に、「地域ICT活用広域連携事業」を国から受託し、ケーブルテレビを使って、テレビ画面から買い物物の注文ができる「買い物サービス」、テレビを見ている状況などから安否確認が携帯電話でできる「見守りサービス」等、地域貢献となるサービスを構築し、二十三年には実用化するなど、市民生活の有効なツールとなっている。

開局二十周年を迎えた二十三年には、無線インターネット「ワイワイWiMAX」サービスを開始した。また、国策であった「デジタル化」への完全移行も完了した。

さらに、デジタル化によりテレビ難視聴地域となる可能性がある地域等に対して、ケーブルテレビ網を使って基本チャンネルのみを低料金で提供するサービスを導入し、テレビ放送デジタル化のセイフティネットとなった。

第十三章 運輸

第一節 広域交通網の概況

一 鉄 道

九州新幹線鹿児島ルート（起点 博多駅）が、平成二十三年（二〇一一）三月に鹿児島中央駅まで全線開業した。この鹿児島ルートは「全国新幹線鉄道整備法」に基づき、昭和四十八年（一九七三）に政府が五路線の整備計画を決定し、様々な状況下で紆余曲折を経ながら、約四〇年にわたる長い道のりを経て建設された。

鹿児島・熊本などは、新大阪駅直通という利便性・超高速性が大好評で、観光やビジネス客を中心に関西方面との往来が活発化している。

鹿児島ルートの全線開業は、宮崎・大分など東九州地域を縦貫する日豊本線の高速鉄道空白地帯を顕在化させる結果にもなっている。また、大分駅から以南は単線で時間がかかることから、複線化や高速化などの改善を一段と強力に要望し、利便性の向上を促進していく必要性が高まっている。

観光客などの誘致の面では、新幹線沿線都市との横の連携の強化や高速化の旅にはない自然豊かな観光資源のPRに力を注ぎ、新幹線開通に伴う集客力を、どのようにして宮崎県北地域に誘引するかが大きな課題となっている。なお、延岡駅は大正十一年（一九二二）五月一日に旧国鉄宮崎本線の南延岡駅から延岡駅への延伸に伴って、

表1 鉄道の経緯

年	月	項	目
平成十五		十	宮崎地区の新型近郊列車に817系投入
十六		三	九州新幹線 新八代駅～鹿児島中央駅間開業
十七		三	日豊本線 大分駅～佐伯駅間 高速化完成 「ソニック&にちりん」体系増強
十八		三	「新ソニック883」運転開始
十九		十	寝台特急「彗星」廃止
二十一		四	南延岡駅の業務 (株)九州交通企画に委託
		十二	日向駅 高架開業
		三	全車禁煙の特急列車拡大
		三	寝台特急「富士」廃止
		三	九州内全ての特急列車を全車禁煙に
二十三		十	日南線観光特急「海幸山幸」デビュー
		三	九州新幹線全線開業、山陽新幹線との直通運転開始
		三	特急「ドリームにちりん」廃止
		三	特急「にちりん」などで使用していた485系車両が廃止
		三	特急「にちりん」「ひゅうが」「きりしま」に783系・787系車両投入
二十四		三	新八代駅～宮崎駅間に高速バス「B&S宮崎」運行開始
		三	大分駅 高架開業 「ソニック&にちりん」の全てが、大分駅乗換えに

開業したもので、平成三十四年(二〇二二)には開業一〇〇周年を迎えることになる。延岡駅と駅周辺を対象とした地域は、交通や物流、サービス機能の充実を目指す、再生プロジェクトが進められている。このなかで、昭和四十年(一九六五)に改築された延岡駅を、バリアフリーに配慮し利用しやすい駅へと改修する取り組みを実施している。延岡地区に係わる鉄道の経緯は、次の表1のとおりである。

(資料：JR九州延岡駅)

表2 延岡地域各駅乗車人員（日豊本線）

（単位：人）

年度	総数	市棚	北川	日向長井	北延岡	延岡	南延岡	旭ヶ丘	土々呂
平成14	849,304	4,814	6,076	2,862	1,464	520,250	247,338	36,927	29,573
15	857,238	5,445	4,742	1,993	2,312	512,033	260,137	39,895	30,681
16	869,199	7,837	5,011	2,100	757	502,445	281,742	38,000	31,307
17	888,489	7,279	5,995	1,848	1,631	507,185	291,925	43,250	29,376
18	903,870	7,488	7,478	2,054	879	512,397	295,863	50,243	27,468
19	908,829	8,520	7,195	1,869	1,193	517,820	292,233	53,252	26,747
20	918,468	7,168	7,358	2,711	1,549	522,397	301,097	50,709	25,479
21	896,502	7,041	5,813	3,001	2,408	498,710	300,088	55,029	24,412
22	892,976	5,452	5,511	3,253	1,610	491,992	304,446	54,880	25,832
23	884,264	4,959	5,805	2,277	964	489,794	293,146	57,828	29,491
計	8,869,139	66,003	60,984	23,968	14,767	5,075,023	2,868,015	480,013	280,366
普通乗車									
平成14	490,821	2,528	3,427	1,282	611	349,354	104,105	18,240	11,274
15	480,437	3,522	3,858	1,048	516	340,211	101,398	20,125	9,759
16	464,660	5,982	4,011	849	453	325,397	101,733	18,847	7,388
17	458,230	4,662	4,049	604	412	322,524	100,451	18,692	6,836
18	454,375	4,934	4,684	442	366	316,157	102,437	18,514	6,841
19	458,296	4,855	4,849	495	339	318,950	103,116	19,857	5,835
20	452,224	4,278	5,317	611	640	312,218	103,000	20,229	5,931
21	428,955	3,724	4,897	264	372	292,937	98,921	21,824	6,016
22	418,273	3,322	4,752	113	86	286,067	97,971	19,509	6,453
23	412,504	3,586	4,401	143	111	287,613	90,817	19,677	6,156
計	4,518,775	41,393	44,245	5,851	3,906	3,151,428	1,003,949	195,514	72,489
定期乗車									
平成14	358,483	2,286	2,649	1,580	853	170,896	143,233	18,687	18,299
15	376,801	1,923	884	945	1,796	171,822	158,739	19,770	20,922
16	404,539	1,855	1,000	1,251	304	177,048	180,009	19,153	23,919
17	430,259	2,617	1,946	1,244	1,219	184,661	191,474	24,558	22,540
18	449,495	2,554	2,794	1,612	513	196,240	193,426	31,729	20,627
19	450,533	3,665	2,346	1,374	854	198,870	189,117	33,395	20,912
20	466,244	2,890	2,041	2,100	909	210,179	198,097	30,480	19,548
21	467,547	3,317	916	2,737	2,036	205,773	201,167	33,205	18,396
22	474,703	2,130	759	3,140	1,524	205,925	206,475	35,371	19,379
23	471,760	1,373	1,404	2,134	853	202,181	202,329	38,151	23,335
計	4,350,364	24,610	16,739	18,117	10,861	1,923,595	1,864,066	284,499	207,877

（資料：九州旅客鉄道(株)宮崎総合鉄道事業部）

延岡地区における鉄道の輸送状況は、次の表2・表3のとおりである。

第13章 運 輸

表3 鉄道貨物取扱量

(単位：トン)

年 度	延岡駅				南延岡駅			
	発 送		到 着		発 送		到 着	
	コンテナ	車扱	コンテナ	車扱	コンテナ	車扱	コンテナ	車扱
平成3	95,824	842	34,818	5,310	42,560	79,632	0	24,559
4	85,427	578	38,578	3,446	45,385	82,613	0	27,277
5	80,526	334	36,032	2,550	40,020	64,741	0	19,756
6	70,869	337	35,536	2,720	38,890	76,547	5	21,881
7	83,000	268	40,976	2,285	36,620	78,804	200	20,678
8	84,237	36	39,279	416	34,785	61,447	3,740	13,073
9	84,984	52	36,801	408	30,815	67,028	5,200	14,173
10	71,300	44	32,669	408	24,615	62,270	3,500	13,344
11	66,321	16	31,465	102	22,455	49,936	3,850	12,125
12	64,790	0	31,399	0	18,275	53,893	6,150	12,741
13	56,997	400	29,334	0	20,505	51,703	5,400	12,524
14	45,177	0	26,822	400	20,740	38,946	0	9,551
15	44,595	0	28,492	0	22,533	29,953	342	7,154
16	43,251	0	30,155	0	22,080	29,039	555	7,018
17	40,354	0	30,308	0	17,680	21,519	615	5,464
18	42,464	0	26,441	0	18,235	25,677	471	6,255
19	42,567	0	25,418	0	18,606	23,345	435	5,502
20	40,757	0	23,488	0	17,485	17,206	435	4,270
21	41,014	0	19,792	0	15,435	15,226	1,386	3,738
22	51,043	0	19,678	0	14,919	0	5,274	0
23	45,546	0	18,357	0	15,628	0	6,289	0

(注1) 平成3～13年度の数値については、一部 (資料：日本貨物鉄道(株)九州支社大分総合鉄道部) 訂正のため再掲載した。

(注2) 南延岡駅発着の車扱列車(タンク貨車)は、平成21年12月14日からコンテナ列車に移行した。

二 高千穂鉄道

延岡・高千穂間を結ぶ重要な交通機関であった高千穂鉄道(株)を取り巻く環境は、経済の低迷や交通網の整備などの状況により、観光客の減少をいかに食い止めるかが大きな課題であった。そこで、集客の目玉として平成十五年(二〇〇三)三月にはトロッキ列車を導入し、様々な列車の運行を企画することで収益改善の努力を行った。

そのような中の十七年(二〇〇五)九月六日の台風十四号により、橋梁流失ほか施設全般に係る甚大な被害を受け、同年十二月に高千穂鉄道(株)は、元年(一九八九)四月の営業開始以来、一六年半



流出した第二五ヶ瀬川橋梁

表1 乗車人員(高千穂鉄道)

(単位:人)

区 分		平成14年	15	16	17
定期	通勤	14,578	14,276	11,852	5,620
	通学	133,992	129,148	126,288	60,160
(定期計)		148,570	143,424	138,140	65,780
定期外		232,882	246,041	226,441	110,734
合 計		381,452	389,465	364,581	176,514
1日平均		1,045	1,064	999	1,124

(注)平成17年は9月4日までの運行

(資料:高千穂鉄道(株))

表2 営業収益(高千穂鉄道)

(単位:千円)

区 分		平成14年	15	16	17
定期	通勤	3,076	2,444	-	-
	通学	23,844	22,839	-	-
(定期計)		26,920	25,283	-	-
定期外		143,017	157,201	-	-
(運輸収入計)		169,937	182,484	172,154	83,593
運輸雑入		5,857	6,753	7,548	5,717
合 計		175,794	189,237	179,702	89,310

(資料:高千穂鉄道(株))

で経営を断念せざるを得なくなった。その後、十九年（二〇〇七）九月に「槇峰駅―延岡駅間」の廃止が確定し、二十年（二〇〇八）十二月に「高千穂駅―槇峰駅間」の廃止が確定し、高千穂線全線の廃線が確定した。

二十年末に、高千穂鉄道(株)の資産は、沿線自治体である「延岡市」「日之影町」「高千穂町」に無償譲渡され、二十一年（二〇〇九）に高千穂鉄道(株)は解散となった。これを受け、県と沿線自治体は、「宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金」を創設し、二十三年（二〇一一）から不要施設を撤去している。延岡市では一〇年間で不要施設の撤去を実施することにしており、同時に、跡地の再利用計画の策定を進めている。

高千穂鉄道における乗車人員と営業収益は、前頁の表1・表2のとおりである。

三 バ ス

1 路線バス

宮崎交通(株)の路線バスは、市民生活の足として重要な役割を担っており、平成二十四年（二〇一二）四月現在、四九路線で運行を行っている。自家用自動車の普及率が高まるにつれ、路線バス利用者は減少を続け、赤字を抱えながら運行を継続している路線もある。そのため、延岡市は赤字路線に対する補助や「乗って、残す」を基本とした利用促進に取り組むなど、既存路線の維持に努めてきたが、乗車率の回復を図るまでにはならず、経営改善を図るための路線の見直しが行われ、十八年（二〇〇六）度以降、路線の廃止や減便などが実施されたため、定期路線バスの利便性が幾分低下している状況にある。

- (1) 延岡自動車営業所の推移
- 平成十五年十月 宮交バスカードを導入した。
- 二十年四月 延岡駅～②号線經由～ジャスコ延岡線を運行開始した。
- 二十二年四月 延岡～大分を結ぶ特急バス「わかあゆ号」を利用者低迷のため運行を廃止した。
- 〃 延岡～熊本を結ぶ特急バス「あそ・たかちほ号」を利用者低迷のため一往復減便した。
- 二十三年四月 日向・高千穂管理所を統合し、延岡自動車営業所とした。
- 〃 延岡駅～植物園線を運行開始した。
- (2) 延岡営業所の概要
- 事業内容 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス）
一般貸切旅客自動車運送事業（大型貸切バス）
- 従業員数 五三人
運転士数 四六人
車両台数 四五台
- 内訳 定期車両 三五台
高速車両 四台
貸切車両 六台
- 乗車人員の推移は、次の表のとおりである。

表 乗車人員（延岡自動車営業所）

年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
定期部門(人)	2,821,567	2,643,684	2,438,934	2,276,185	1,773,374	1,460,591	912,450	826,579	753,441	1,236,919
前年比(%)	96.0	93.7	92.3	93.3	77.9	82.4	62.5	90.6	91.2	164.2

(注) 平成23年度から、延岡・日向・高千穂管内の乗車人員

(資料：宮崎交通延岡)

2 コミュニティバス

宮崎交通の路線廃止や減便などに伴い、公共交通空白地域が増えてきた。このような状況の中、延岡市では、バス交通の問題点や改善点を整理したうえで、今後の対応策を明確にすることにし、平成二十年（二〇〇八）三月に「延岡市地域交通計画」を策定して取り組んでいる。交通空白地域の中でも、地域に商店や病院がなく、最寄りの定期路線バスの停留所まで距離のある地区については、定期路線バスに接続するコミュニティバス・乗合タクシーなどを導入することにした。

二十四年（二〇一二）四月現在、路線は、旧延岡市内に四路線、北方線に八路線、北浦線に三路線、北川線に四路線の合計一九路線で運行を行っている。運行回数は週に一〜三日運行し、一日あたり二〜五回の運行。運賃は一乗車一〇〇円、中学生以下は無料となっている。

四 港 湾

1 日豊汽船

本市の離島である島野浦島は、市の中心部から北東へ約二キロメートルの日向灘に浮かぶ、周囲一五・五キロメートル、面積二・八四平方キロメートルの島で、日豊海岸国定公園の一部であり、美しいリアス式海岸となっている。島浦町には平成二十四年（二〇二二）四月現在、約一〇〇〇人・四〇〇世帯の人々が生活している。

昭和三十二年（一九五七）に離島振興法の指定を受けて以来、「宮崎県離島振興計画」に基づき、道路・住宅などの生活基盤の整備をはじめ、漁港修築、漁港環境の整備など基幹産業である水産業の基盤整備が、重点的に

行われている。

鳥野浦島（中央港・宇治港）と本土の浦城港を結ぶ航路は、島民にとって欠くことのできない重要な生活基盤となっているが、近年、少子高齢化の進行に伴う利用者の減少などの影響を受け、厳しい経営を強いられている。

なお、高速艇は中央港発着、所要時間一〇分で一日一〇便（平日）、フェリーは宇治港発着、所要時間二〇分で一日六便（平日）となっている。

日豊汽船運航状況は、次の表のとおりである。

2 地方港湾

延岡市には、古江港・熊野江港・延岡港・延岡新港の四つの地方港湾があり、年次ごとに施設整備が図られてきた。

特に、県北地域の生活必需品の移出入港として古くから利用されてきた延岡港は、河川港であるため泊地への砂の堆積などの立地の問題があった。経済の拡大に伴う貨物量の増大に対応できる広大な荷揚場が確保できる後背地を要し、水深が深く、大型船の出入りに支障のない港として建設された延岡新港が、最大の移出入港として機能している。

鉄道・海運・道路・航空の輸送量は、次頁の表のとおりである。

表 日豊汽船運航状況

区分 年度	総 数				浦城 → 鳥浦			鳥浦 → 浦城		
	運 航 回 数	乗 客 数 (人)	貨 物 トン数	自動 車 台 数	乗 客 数 (人)	貨 物 トン数	自動 車 台 数	乗 客 数 (人)	貨 物 トン数	自動 車 台 数
平成15	5,977	122,022	475	9,443	59,656	414	4,742	62,366	61	4,701
16	5,841	121,680	370	9,479	58,469	295	4,756	63,211	75	4,723
17	6,025	118,426	330	8,647	56,514	272	4,335	61,912	58	4,312
18	6,037	112,393	310	8,565	53,463	265	4,292	58,930	45	4,273
19	6,017	115,834	276	7,867	55,466	235	3,937	60,368	41	3,930
20	6,151	119,052	259	7,907	57,692	218	3,952	61,360	41	3,955
21	5,668	120,506	256	8,170	60,382	208	4,091	60,124	48	4,079
22	5,359	116,706	247	7,431	59,244	203	3,716	57,462	44	3,715
23	5,248	116,422	217	7,483	58,447	188	3,752	57,975	29	3,731

(注) 年度は前年の10月1日から当年の9月30日まで

(資料：延岡市企画課)

表 送送関係統計（鉄道・海運・道路・航空）

区分	年度		平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
	平	比											
鉄 道	貨物輸送量	(ト)	141,636	133,069	132,098	115,940	119,543	115,873	103,641	96,591	90,914	85,820	
	客 送	(人)	104,883	97,081	94,370	79,555	86,376	84,518	75,448	72,488	71,675	65,662	61,174
	到着	(人)	36,773	33,988	37,728	36,387	33,167	31,355	28,193	28,193	24,916	24,656	24,664
	旅客数(乗車)	(人)	1,230,570	1,246,703	1,233,780	1,065,003	903,570	908,829	918,468	896,526	892,976	884,264	884,264
	JR九州	(注1)	849,404	857,238	869,199	888,489	903,870	908,829	918,468	892,976	884,264	884,264	884,264
	高千穂鉄道	(注2)	381,452	389,465	384,581	176,514	—	—	—	—	—	—	—
	貨物輸送量	(ト)	6,330,201	6,338,876	7,163,573	5,886,011	4,827,242	5,078,053	5,026,579	4,351,999	4,712,508	4,194,649	4,194,649
	入	(ト)	3,983,952	1,891,691	1,920,673	2,019,712	1,989,278	2,221,110	2,339,527	1,909,875	1,902,920	1,510,678	1,510,678
	出	(ト)	1,033,577	1,460,634	1,634,416	1,281,917	1,267,228	1,222,832	1,118,336	1,236,476	1,267,576	1,222,525	1,222,525
	入	(ト)	2,311,048	2,793,614	2,699,905	1,978,711	1,862,029	1,390,736	1,428,300	1,360,538	1,304,500	1,304,500	1,304,500
	出	(ト)	2,311,048	2,793,614	2,699,905	1,978,711	1,862,029	1,390,736	1,428,300	1,360,538	1,304,500	1,304,500	1,304,500
	入	(注3)	5,617,146	5,607,022	6,341,762	4,781,114	4,032,488	4,383,748	4,330,886	4,330,886	3,777,916	4,124,967	4,388,582
出	(ト)	1,801,824	1,724,957	1,920,916	1,991,729	1,267,228	2,303,191	2,332,425	1,900,555	1,904,576	1,124,808	2,123,608	
入	(ト)	1,931,924	1,891,691	1,451,134	1,164,446	1,261,917	1,222,832	1,138,832	1,264,716	1,264,716	1,070,911	1,222,825	
出	(ト)	1,985,945	2,080,131	2,080,131	1,381,602	1,084,242	947,468	992,456	992,456	1,138,095	1,138,095	1,138,095	
入	(ト)	1,595,900	1,538,766	2,242,292	1,250,966	899,296	1,044,115	969,637	817,740	817,740	1,000,079	1,004,054	
出	(ト)	587,752	619,259	641,210	638,262	580,970	511,596	512,228	408,640	436,729	380,701	380,701	
入	(ト)	2,028	0	0	17,757	17,015	17,919	16,932	9,020	0	20,405	27,070	
出	(ト)	0	1,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
入	(ト)	382,960	458,699	476,817	465,424	429,693	352,676	357,097	299,685	325,064	283,864	283,864	
出	(ト)	202,764	159,000	146,636	144,854	134,262	141,001	141,001	99,935	91,860	69,667	69,667	
入	(ト)	133,972	98,997	130,371	125,647	147,295	135,316	129,659	126,875	107,412	107,412	96,694	
出	(ト)	132,972	98,997	130,371	124,487	147,175	124,188	123,659	126,875	107,412	107,412	96,694	
入	(ト)	1,000	0	0	1,601	220	1,128	6,300	6,300	0	0	0	
出	(ト)	7,425	7,425	1,070	11,661	853	1,039	1,637	3,716	5,653	5,999	5,999	
入	(ト)	5,101	390	330	16	24	19	13	756	914	950	950	
出	(ト)	2,025	7,035	7,401	11,645	829	1,020	1,624	2,860	4,339	5,089	5,089	
入	(ト)	4,205	6,173	12,257	19,632	26,845	3,398	3,398	366	197	164	164	
出	(ト)	4,070	6,097	12,236	7,182	20,856	2,833	2,833	283	197	164	164	
入	(注4)	135	76	1	12,590	3,590	3,135	103	103	0	0	0	
出	(ト)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
入	(ト)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
出	(ト)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
入	(ト)	135,966	122,022	121,680	118,426	112,393	115,834	119,051	120,906	116,706	116,706	116,706	
出	(ト)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
入	(ト)	25,265	26,629	43,104	4,338	—	—	—	—	—	—	—	
出	(ト)	23,843	26,466	38,057	4,780	—	—	—	—	—	—	—	
入	(注8)	2,821,567	2,643,684	2,438,934	2,276,185	1,773,574	1,460,591	912,450	826,579	753,441	1,236,919	1,236,919	
出	(ト)	80,282	80,408	83,576	89,559	93,681	93,348	92,447	92,447	92,704	93,086	93,086	
入	(ト)	56,033	56,807	58,412	62,624	65,475	65,577	66,157	66,157	66,157	67,321	67,321	
出	(ト)	20,144	19,495	21,060	22,200	23,306	22,920	22,920	21,786	21,786	20,952	20,952	
入	(ト)	3,331,370	3,160,577	3,070,043	3,089,018	3,082,768	3,043,117	2,922,001	2,702,585	2,553,726	2,491,532	2,491,532	
出	(ト)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注1) 旅客数：福岡市内駅（博多・北川・日向長井・北旺岡・藤田岡・藤田岡・旭ヶ丘・土々呂）の合計
 (注2) 平成17年9月の台風4号による旅客・乗客の甚大な被害により運行休止。同年12月に高千穂鉄道が経営統合
 (注3) 平塚17年9月の台風4号による旅客・乗客の甚大な被害により運行休止。同年12月に高千穂鉄道が経営統合
 (注4) 漁港：鳥羽浦・南浦・土々呂・北浦
 (注5) 船隻：坂戸（貝塚）新築10年10年3月～17年3月の間の運航
 (注6) 船隻：高知～川崎航路は平成17年6月航路廃止
 (注7) 船隻の平成23年度は速報値
 (資料) 1 福岡市交通局 2 九州運輸局 3 水産庁
 4 百穂 5 佐賀県 6 佐賀県 7 佐賀県 8 佐賀県 9 佐賀県 10 佐賀県 11 佐賀県 12 佐賀県 13 佐賀県 14 佐賀県 15 佐賀県 16 佐賀県 17 佐賀県 18 佐賀県 19 佐賀県 20 佐賀県 21 佐賀県 22 佐賀県 23 佐賀県

